

松本短期大学 自己点検・評価報告書

令和 6 年度

令和 7 年 3 月



学校法人松本学園 松本短期大学

目 次

松本短期大学 自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ—A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ—B 教育の効果]	34
[テーマ 基準Ⅰ—C 内部質保証]	43
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	53
[テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程]	53
[テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援]	69
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	91
[テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源]	91
[テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源]	102
[テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	106
[テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源]	108
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	115
[テーマ 基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップ]	115
[テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップ]	120
[テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンス]	124

松本短期大学

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会における短期大学の認証評価を受けるために、松本短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和7年8月20日

理事長

銭坂 久紀

学長

自己点検・評価委員会委員長

木内 義勝

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

<短期大学の沿革>

年月	主な事項
昭和 45 年 12 月	学校法人松本学園 設立認可（長野県知事） 松本保育専門学校 設置認可
昭和 46 年 4 月	松本保育専門学校 開校 初代理事長に上条憲太郎（元長野県教育長）就任 初代学長に横内秀雄（元長野県教育長）就任
昭和 47 年 1 月	学校法人松本学園 組織変更認可（文部大臣） 松本短期大学 幼児教育学科 設置認可
昭和 47 年 4 月	松本短期大学 開学（文部大臣） 松本短期大学 幼児教育学科 開設 [入学定員 50 名]
昭和 49 年 8 月	松本短大幼稚園 設置認可 開園 初代園長に片山光義（前学園常任理事）就任
昭和 52 年 4 月	第 2 代理事長に片山光義（松本短大幼稚園園長）就任 第 2 代学長に上条仰男（前信州大学教授）就任
昭和 63 年 4 月	第 3 代学長に丸山求（前学園副学長）就任
平成 3 年 11 月	第 4 代学長に小山三男（前本学教授）就任
平成 4 年 12 月	松本短期大学 介護福祉学科 設置認可（文部大臣）
平成 5 年 3 月	介護福祉士養成施設 指定認可（厚生大臣）
平成 5 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 開設 [入学定員 80 名]
平成 7 年 4 月	松本短期大学 専攻科福祉専攻 開設 [入学定員 20 名]
平成 7 年 8 月	第 2 代園長に片山司（学園理事長職務代理）就任
平成 8 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 100 名に変更]
平成 9 年 3 月	第 3 代理事長に片山司（松本短大幼稚園園長）就任
平成 10 年 4 月	第 5 代学長に山崎健治（介護福祉学科学科長・教授）就任
平成 16 年 4 月	松本短期大学 幼児教育学科を幼児保育学科へ学科名称変更 松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 80 名に変更]
平成 17 年 12 月	松本短期大学 看護学科 設置認可（文部科学大臣） 看護師学校 指定認可（文部科学省高等教育局長）
平成 18 年 4 月	松本短期大学 看護学科 開設 [入学定員 60 名] 第 6 代学長に村山忍三（介護福祉学科学科長・教授）就任
平成 20 年 4 月	松本短期大学 幼児保育学科 [入学定員 100 名に変更] 松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 80 名に変更] 第 7 代学長に山崎健治（本学前学長・教授）就任
平成 23 年 4 月	第 4 代理事長に銭坂久紀（前学園理事長代行）就任 第 3 代園長に銭坂久紀（前学園理事長代行）就任
平成 24 年 4 月	第 8 代学長に塚田昌滋（元市立岡谷病院院長）就任
平成 26 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 65 名に変更] 松本短期大学 看護学科 [入学定員 70 名に変更]

松本短期大学

平成 28 年 4 月	第 9 代学長に木内義勝（元松本大学松商短期大学部学部長）就任
平成 30 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 50 名に変更]
平成 31 年 4 月	松本短期大学 介護福祉学科 [入学定員 40 名に変更]
令和元年 10 月	松本看護大学 看護学部 設置認可申請
令和 2 年 4 月	松本短大幼稚園 幼稚園型 認定こども園に移行
令和 2 年 10 月	松本看護大学 看護学部 看護学科 設置認可（文部科学大臣）
令和 2 年 12 月	看護師学校の指定認可（文部科学省高等教育局長） 保健師学校の指定認可（文部科学省高等教育局長）
令和 3 年 3 月	松本短期大学 専攻科福祉専攻 令和 2 年度をもって廃止
令和 3 年 4 月	松本短期大学 看護学科 学生募集停止 松本看護大学 開学 松本看護大学 看護学部 看護学科 開設 [入学定員 70 名] 初代学長に上條節子（本学園理事・評議員・元本学教授）就任
令和 5 年 3 月	松本短期大学 看護学科 令和 4 年度をもって廃止

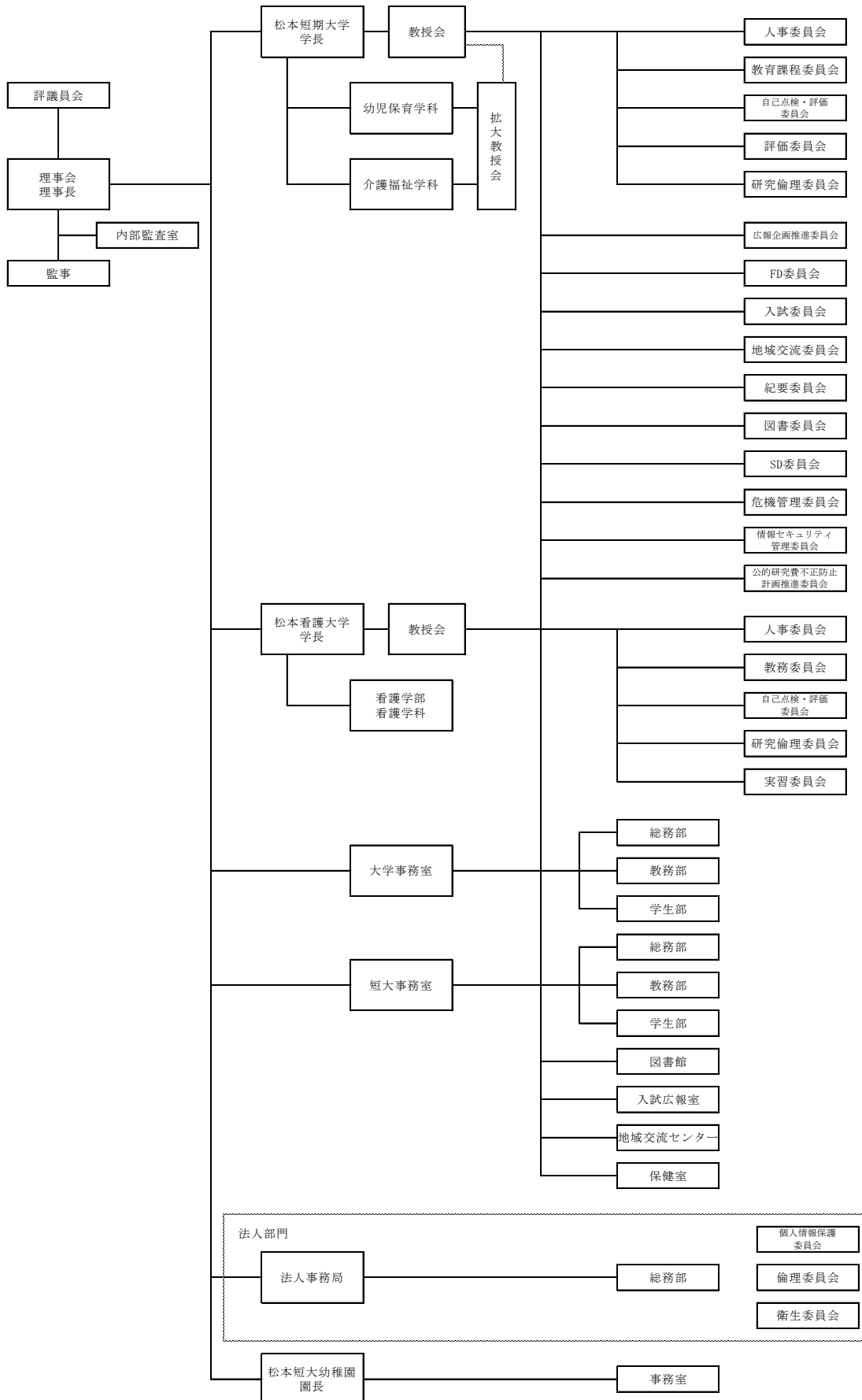
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7 年 5 月 1 日現在

所在地	教育機関名	学部・学科	入学定員	収容定員	在籍者数
長野県 松本市 笹賀 3118	松本看護大学	看護学部 看護学科	70 人	280 人	275 人
	松本短期大学	幼児保育学科	80 人	160 人	112 人
		介護福祉学科	40 人	80 人	45 人
		短期大学合計	120 人	240 人	157 人
長野県松本市 寿台 7-4-1	松本短大幼稚園		60 人	200 人	145 人

(3) 学校法人・大学・短期大学の組織図

■ 組織図 令和7年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する長野県及び松本市の人口動態は以下のとおりである。

【長野県】

令和5年10月1日 人口 2,005,274人

世帯数 843,633世帯

基準日：10月1日（人）

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
男	1,012,398	1,006,885	1,000,878	1,000,389	993,800	988,422	981,745
女	1,063,979	1,056,980	1,048,775	1,047,622	1,039,557	1,032,448	1,023,529
合計	2,076,377	2,063,865	2,049,653	2,048,011	2,033,357	2,020,870	2,005,274

【松本市】

令和5年1月1日 人口 235,664人

世帯数 109,190世帯

基準日：10月1日（人）

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
男	117,851	117,411	116,944	116,718	116,327	115,990	115,621
女	122,777	122,284	121,891	121,526	121,005	120,576	120,043
合計	240,628	239,695	238,835	238,244	237,332	236,566	235,664

18歳人口

【長野県】

基準日：10月1日（人）

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
男	10,788	10,656	10,422	10,220	9,785	9,774	9,384
女	10,023	9,910	9,719	9,865	9,181	9,081	8,812
合計	20,811	20,566	20,141	20,085	18,966	18,855	18,196

【松本市】

基準日：10月1日（人）

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
男	1,194	1,245	1,320	1,267	1,264	1,223	1,183
女	1,182	1,144	1,100	1,128	1,065	1,075	1,089
合計	2,376	2,389	2,420	2,395	2,329	2,298	2,272

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

本学に入学した学生の過去5年間の状況は以下のとおりである。

地域	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
長野県	184	96.4	169	91.8	127	96.9	92	97.9	88	96.7
新潟県	0	0	1	0.5	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	1	0.5	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	1	0.5	1	0.8	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	1	0.5	1	0.5	0	0	0	0	1	1.1
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	3.1	11	6.0	3	2.3	2	2.1	2	2.2
合計	191	100.0	184	99.8	184	99.8	131	100.0	91	100.0

※四捨五入により合計は100.0%にならないことがある。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分して下さい。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いて下さい。
- 認証評価を受ける前年度の令和5年度を起点に過去5年間について記載して下さい。

■ 地域社会のニーズ

文化的な面において本学が所在する長野県松本市は「岳都」「楽都」「学都」という松本市らしさを象徴する三つの「ガク都」を「三ガク都・松本」として、その魅力を国内外に発信している。それを受け、本学も山崎健治元学長の頃（平成20年頃）より入学式や卒業式での訓示等の機会に学生や教職員に対して「学都」を担う立場としての意識づけを行うようにしている。

松本市が「学都」と呼ばれるようになった背景は、江戸時代に寺小屋数が多かったこと、旧筑摩県の時代に「教育」を立県の指針としていたこと、さらに大正時代には当時の市の年間予算を超える巨費を投じて、高等教育の府である旧制松本高等学校を誘致し、「学び」を近代的な都市づくりの基軸に据えたこと等にある。このように先人たちが残した思いや財産を大切なものとして継承する中で、学びと文化芸術を尊ぶ松本固有の市民気質が育まれてきたと考えられる。

こうした背景に基づき、平成23年度に松本市が策定した「松本市教育振興基本計画」の基本構想では、学都松本の実現を具体的に進めていくこととなった。その中では取り組みの指針として次の5つを掲げている。①一人ひとりが生涯にわたって人間性を培う教育を目指します。②子どもの感性を磨く様々な取り組みを進めます。③不易を貫き、変わらない大切なことを継続します。④地域とともに歩みます。⑤「ある」から「する」へ転換し、「点」から「線」「面」への

活動を広げます。これらを踏まえ、現在においては、入学者も10歳代～50歳代までの男女が幅広く在籍しており、教育に対する機会を得ることを支援している。そして体育・音楽・美術等も活かし、学生の感性とともに学んだことが「ケアスペシャリスト」として、ケア対象者（子ども、障がいのある人、高齢者、患者、地域住民等）を支援する基礎的な能力を養うことに役立っている。

現在、既存の教育に加え、喀痰吸引等研修会や介護福祉士実務者研修を開催する等、「ある」から「する」への活動を積極的に行っている。また、「点」から「線」「面」への活動を目指し、近隣地区で行われている子育て支援活動では、共催という形で子どもや保護者との交流を図っている。さらに地域住民のニーズに合わせた公開講座や研修会等の地域・社会貢献活動を展開することで、地域とともに歩む短期大学を目指している。

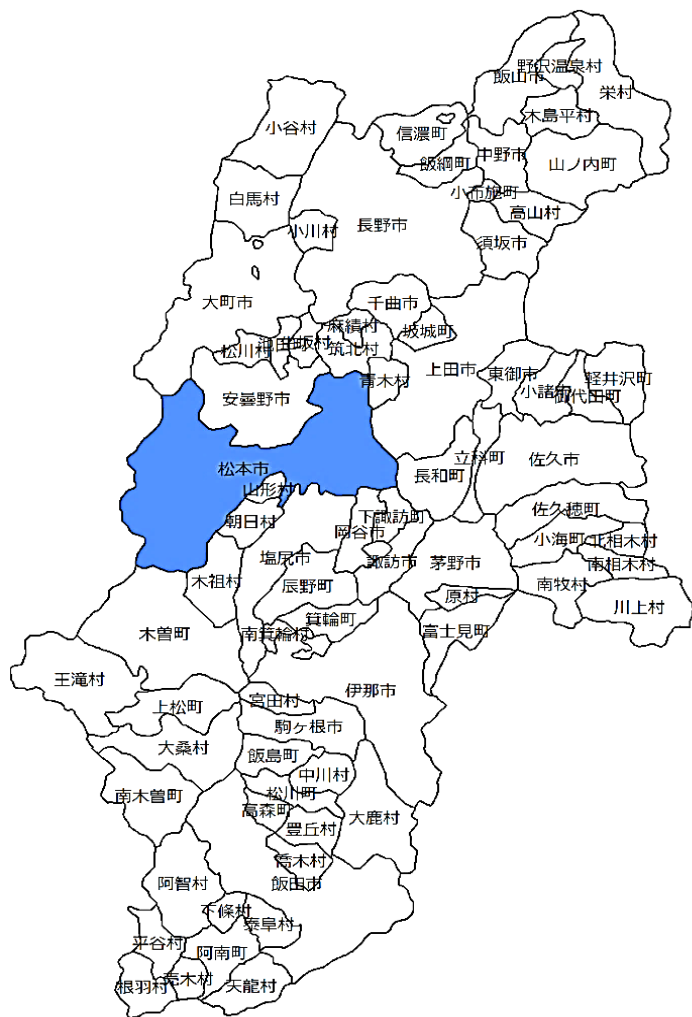
■ 地域社会の産業の状況

本学が所在する松本市は、諏訪地域とともに第二次世界大戦前には繊維産業の集積地として日本経済を支え、戦中には大手機械・電機メーカーが工場疎開をしたことを契機に工業集積が図られ、さらに戦後の昭和39年には内陸唯一の新産業都市に指定され、精密・加工組立型・IT関連・電機・機械関係の産業集積が進んでいる。また、清冽な水と澄んだ空気や肥沃な土地に生まれ、伝統的な木工家具や食品関係企業も多く、幅広い分野において特徴ある企業がバランスよく存在する産業構造になっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

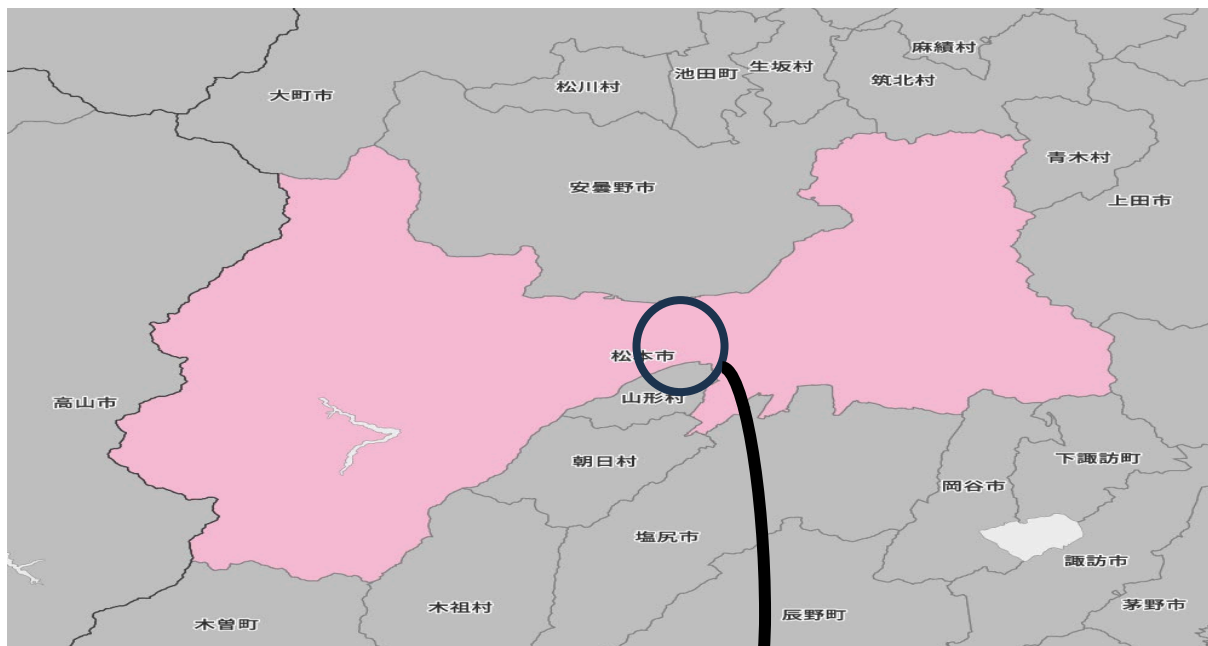
【松本短期大学が所在する長野県及び松本市】

・長野県面積 13,561.56 km²



(<http://pop-http://pop-obay.sakura.ne.jp/figures/figures20202.html>)

松本短期大学



・松本市面積 978.47 km²

【松本短期大学の周辺】



- ◆松本短期大学 JR 村井駅から西へ 2.2 km に位置
- ・村井駅からのスクールバス ➡ 約 10 分 村井駅からの徒歩 ➡ 約 25 分
- ・JR 松本駅正面松本バスターミナルより空港・朝日線を利用した場合 ➡ 約 25 分
- ・長野自動車道塩尻北インターから車 ➡ 約 5 分
- ・信州まつもと空港からタクシー ➡ 約 5 分

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述して下さい。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述して下さい。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<ul style="list-style-type: none"> ・学科の学習成果を質的・量的に測定するには、各学科が定めた卒業認定・学位授与の方針 (DP: Diploma Policy) に示された能力に対応して測定する必要があるため、工夫が望まれる。
(b) 対策
<p>【令和4年度までに実施した対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三つの方針 (DP・CP・AP) についても定期的に見直す必要があること、看護学科が令和5年3月をもって閉科し、令和5年度から幼児保育学科と介護福祉学科の2学科体制に変更となること等を踏まえ、既存の三つの方針 (DP・CP・AP) について学生が内容を理解しやすいか否かの視点から検討を行った。 ・これまで本学では学習成果とディプロマ・ポリシーの関連性の強さからディプロマ・ポリシーを卒業までに獲得すべき学習成果として位置づけてきたが、両者の関係性をより明確とするため、ディプロマ・ポリシーとの関連は維持しつつも、それとは別に各学科の学習成果を新たに定めるために検討を行った。 ・学習成果の測定・評価に関する方針を明確化し、それを学生に対して視覚的にわかりやすく提示するため、アセスメント・ポリシーを新たに定める方向性で検討を進めた。 ・学習成果に関して内部質保証ルーブリックで点検した結果、学科レベル・科目レベルでは学習成果の測定・評価が適切に行われているものの、短期大学として学習成果をフィードバックする組織的な仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果の測定・評価とそれに基づくフィードバックの組織的な強化を図るため、その仕組みづくりを検討した。 <p>【令和5年度に実施した対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に見直されたディプロマ・ポリシー等を含め、三つの方針 (DP・CP・AP) について学内外への周知を図るため、「教育課程・学生生活ガイド」「学生募集要項」「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」、松本短期大学ウェブサイトにて三つの方針 (DP・CP・AP) を掲載した。このほか、冊子「学びの軌跡」には、学科ごとにディプロマ・ポリシーと学習成果との関連性を記載した。三つの方針 (DP・CP・AP) については、各学期初めのオリエンテーション等の際に学科ごとに資料に基づきながら学生に対して丁寧な説明を行った。 ・令和4年度に見直されたディプロマ・ポリシーに基づいて学科ごとに新たに策定した学習成果についても学生への周知を図った。その際は「教育課程・学生生活ガイド」等に加え、冊子「学びの軌跡」を活用した。また、学習成果の測定・評価に関する方針であるアセスメント・ポリシーも併せて説明した。 ・学習成果の測定・評価とそれに基づくフィードバックの組織的な強化を図るため、本学独自の「学びの軌跡」システムの運用を開始した。
(c) 成果
<p>【令和4年度までの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の三つの方針 (DP・CP・AP) を検討した結果、幼児保育学科では学生がより理解しやす

いよう、これまで8項目であったディプロマ・ポリシーを5項目に集約した。介護福祉学科では文言等の一部を修正し、わかりやすい表現とした。

- ・ディプロマ・ポリシーに基づき、各学科の学習成果（ともに10項目）が新たに定められた。これにより、ディプロマ・ポリシーと学習成果は同一のものではないこと、ディプロマ・ポリシーにおいては学習成果の獲得状況が卒業認定・学位授与の判定に用いられることが明確化された。
- ・学習成果の測定・評価に関する方針として、アセスメント・ポリシーを新たに定めた。これにより、時期別（入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後）に学習成果の到達状況を「機関レベル（短期大学全体）」「教育課程レベル（各学科）」「科目レベル（各授業）」で測定・評価するプロセスが視覚化された。
- ・内部質保証ルーブリックによる点検結果を踏まえ、学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムが創設された。

【令和5年度の成果】

- ・修正されたディプロマ・ポリシーを含め、三つの方針（DP・CP・AP）について学内外への周知を図ることができた。特にディプロマ・ポリシーに関しては、学習成果と併せて冊子「学びの軌跡」にも記載したため、「学びの軌跡」システムを運用する中で、各学期終了後に学生と教員が必ず確認することができた。
- ・これまで学習成果の測定・評価については、必ずしも明確な説明がなされてきたとはいえなかった。しかし、アセスメント・ポリシーを策定したことで短期大学全体・各学科・各授業において、どのような評価指標・項目で学習成果を測定・評価するのか、その全体像を視覚化して学生に提示・説明することが可能となった。
- ・「学びの軌跡」システムの運用を通して、以下のような成果がみられた。
 - ① 学生に対する学習支援を短期大学として組織的に行えるようになった。
 - ② 各学科のディプロマ・ポリシーや学習成果の内容を学生自身が把握しやすくなった。特にディプロマ・ポリシーと学習成果の関係を説明する中で、各学科の学習成果を獲得することが卒業認定・学位授与につながることを学生が意識できるようになった。
 - ③ 学期ごとに算出されるGPAによる客観評価と学科の学習成果に対する5段階による自己評価に基づき、学生が自らの学習成果の獲得状況を把握できるようになった。
 - ④ ゼミナールまたはチューター担当教員との個別面談を通して、個々の学生が自らの学習成果を振り返り、今後の目標や課題を明らかにすることができた。

【令和6年度の成果】

- ・認証評価を受審した結果、「適格」と認定された。特に「学びの軌跡」システムを活用した学習成果の可視化とそのフィードバック等について優れた取り組みであると評価された。

以上のとおり、本学ではディプロマ・ポリシーと学習成果の位置づけを明確化した上で、ディプロマ・ポリシーの内容を見直し、新たに各学科の学習成果を策定した。さらにアセスメント・ポリシーも策定し、GPAのみならず、多様な評価指標・項目で学習成果を測定していることを可視化した。特に「学びの軌跡」システムによって量的・質的に学習成果を評価

するとともに、学生と教員の面談を通して学習成果のフィードバック体制を強化した。これらの工夫により、ディプロマ・ポリシーに対応した各学科の学習成果を質的・量的に測定することが可能となった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述して下さい。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述して下さい。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述して下さい。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述して下さい。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述して下さい。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述して下さい。

(a) 指摘事項
(改善) ・定員充足率が低いことから、今後の定員充足の在り方について検討し、その改善に取り組むこと。[改善]（松本短期大学介護福祉学科）
(b) 履行状況
・令和6年度において、広報エリアの拡大と高校生へ直接アピールするよう活動を展開している。主に以下の広報活動を展開している。 1) 高校訪問、出前授業による広報活動 2) 新たな資格取得に向けた取り組み（ケアセラピスト資格） 3) 広報関連制作物の充実 4) ダイレクトメールの送付 5) 進学相談会・オープンキャンパスの開催 6) 技術専門校からの社会人の委託事業の展開 7) X（旧 Twitter）、YouTube での情報発信

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6年度）

■ 公的資金の適正管理の方針

松本看護大学・松本短期大学公的研究費運営管理規程、松本看護大学・松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程、研究活動に関する行動規範、学校法人松本学園会計規則、学校法人松本学園物品管理規程、学校法人松本学園出張旅費及び手当支給規程等を整備し、学校の責任のもと適正な管理を行う。

■ 公的資金の適正管理の実施状況

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の基本方針に基づいた松本看護大学・松本短期大学公的研究費運営管理規程、松本看護大学・松本短期大学研究活動の不正行為に関する取扱規程、松本看護大学・松本短期大学研究活動に関する行動規範を各教員に配布し、研究費の適正管理に努めている。また、研究倫理及びコンプライアンスに関する研修会を年3回実施し、研究者及び研究費に携わる職員の教育に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

(1) 自己点検・評価の組織体制（令和6年度）

■自己点検・評価委員会

	氏名	所属	役職等
委員長	木内 義勝	学長	学長・教授・個人情報保護委員会委員長・危機管理委員会委員長・情報セキュリティ委員会委員長・人事委員会委員長・自己点検・評価委員会委員長・地域交流センター長
委員	山田 真治	幼児保育学科	学科長・教授・研究倫理委員会委員長
	丸山 順子	介護福祉学科	学科長・教授・松本学園倫理委員会委員長
	生田 恵津子	幼児保育学科	教授・地域交流委員会委員長
	永石 喜代子	幼児保育学科	教授・教育課程委員会委員長
	田中 秀明	幼児保育学科	教授
	古屋 顕一	幼児保育学科	教授
	合津 千香	介護福祉学科	教授・入試委員会委員長
	福田 明	介護福祉学科	教授・評価委員会委員長・ALO
	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・副 ALO
	米窪 洋介	幼児保育学科	准教授・学生支援委員会委員長
	竹岡 雄一郎	事務局	法人事務局長・松本看護大学事務長・松本短期大学事務長・公的研究費不正防止計画推進委員会委員長
	渡辺 渉	事務局	学生部長・入試広報室長・衛生委員会委員長・SD 委員会委員長
	山本 勇	事務局	総務部主任・ALO 補佐
	澤田 麻貴	事務局	総務部主事・ALO 補佐

※主な役割：自己点検・評価報告書の内容確認及び課題の改善方法の検討

■評価委員会

	氏名	所属	役職等
委員長	福田 明	介護福祉学科	教授・研究倫理委員会・ALO
副委員長	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・広報企画推進委員会・副 ALO
委員	合津 千香	介護福祉学科	教授・入試委員会・地域交流委員会
	高橋 典子	幼児保育学科	講師・FD 委員会
	山本 勇	事務局	総務部主任・ALO 補佐
	澤田 麻貴	事務局	総務部主事・ALO 補佐

※主な役割：自己点検・評価報告書の編集等

■評価推進委員会（臨時特別委員会）→削除します。

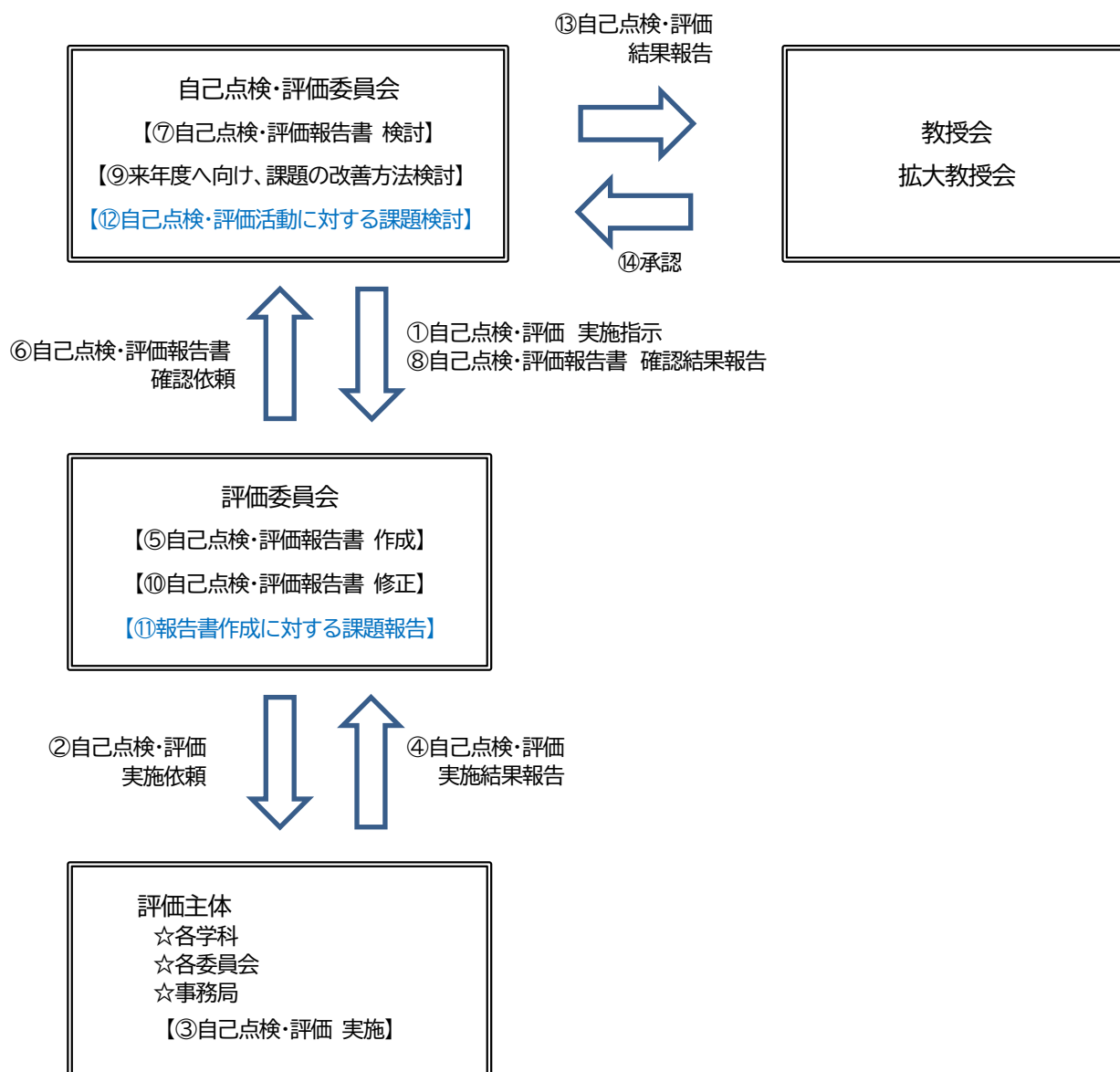
	氏名	所属	役職等
委員長	木内 義勝	学長	学長・教授・自己点検・評価委員会委員長
委員	竹岡雄一郎	事務局	事務長
	山田 真治	幼児保育学科	学科長・教授
	丸山 順子	介護福祉学科	学科長・教授
	福田 明	介護福祉学科	教授・評価委員会委員長・ALO
	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・評価委員会副委員長・副ALO

※主な役割：自己点検・評価活動に対する課題の検討。学長、学科長、事務長、評価委員長に加え、状況に応じて必要な教職員を委員として置くことも可能

■令和6年度認証評価受審に向けた主な担当者

	氏名	所属	役職等
ALO	福田 明	介護福祉学科	教授・評価委員会委員長
副ALO	山藤 宏子	幼児保育学科	准教授・評価委員会副委員長
ALO 補佐	山本 勇	事務局	総務部主任
ALO 補佐	澤田 麻貴	事務局	総務部主事

(2) 自己点検・評価の組織図



[注] 自己点検・評価を実施するための規程は提出資料とする。

(3) 組織が機能していることの記述

毎年、自己点検・評価委員会と評価委員会が中心となり、各学科、各委員会、各部署と連携を図りながら全教職員が関与する形で自己点検・評価活動が行われ、その結果を「自己点検・評価報告書」にまとめている。「自己点検・評価報告書」の作成を通して、各学科、各委員会、各部署が活動内容を振り返り、それが次年度以降の活動方針を検討する重要な機会となっている。

また、自己点検・評価活動や認証評価、授業方法の改善等に関する研修会を毎年開催している。例えば、令和3年度は学科別にMicrosoft Teamsの活用方法を学んだほか、障害者差別解消法改正に関連する合理的配慮をテーマとしたFD・SD合同研修会が開催された。令和4年度は「ハラスメントとその防止」をテーマとしたFD・SD研修会、「本学の中期計画等と認証評価に向けての

留意点」に関する FD・SD 研修会等が開催された。令和 5 年度は「幼児保育学科と介護福祉学科による実習教育に関する情報交換」を FD 研修会として実施したほか、「合理的配慮の実践と課題」をテーマとした FD 研修会等を開催した。

令和 4 年度に行われた認証評価に関する FD・SD 研修会のアンケート結果からは、継続的な研修機会の重要性や認証評価に携わった経験者による講演の必要性を確認することができた。そこで令和 5 年度も、評価委員会・事務局が共催して FD・SD 研修の一環として「自己点検・評価活動と認証評価に関する研修会」を開催した。第 I 部では自己点検・評価活動と認証評価の必要性や内部質保証の意味、学習成果を基軸とした取り組みについて確認し、第 II 部では評価員として実際に認証評価に携わった教員の経験を踏まえ、認証評価がどのように行われ、評価校として何をすべきかを学び、認証評価受審に向けての示唆を得る機会とした。

これらの取り組みの結果、授業改善の推進や学生の学習成果の獲得、学生支援の充実に向けて、評価基準を意識しながら PDCA サイクルを用いた自己点検・評価活動が行われるようになってきている。

令和 3 年度には学長、各学科長、評価委員会委員長、評価委員会副委員長等をメンバーとする評価推進委員会が開催され、認証評価に向けて ALO に加え、新たに副 ALO を配置すること、ALO 補佐を 1 名から 2 名に増員することが決まる等、認証評価受審に向けた組織体制の強化が図られた。

令和 4 年度は、各学科、教育課程委員会、自己点検・評価委員会、評価委員会等が中心となり、既存の三つの方針（DP・CP・AP）の見直し・修正を行ったほか、各学科の学習成果やアセスメント・ポリシーを新たに策定した。また、内部質保証ルーブリックを用いて学習成果を点検した結果、学習成果をフィードバックする組織的な仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果の測定・評価とそれに基づくフィードバックの組織的な強化を図るため、本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した学生全員面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを創設した。

令和 5 年度からは「学びの軌跡」システムを運用し、学習成果を基軸とした取り組みの強化を本学として組織的に展開している。また、自己点検・評価活動をさらに推進するため、学長、事務長、各学科長、各委員長等からなる自己点検・評価委員会を毎月開催し、自己点検・評価活動を展開する上での課題や「自己点検・評価報告書」の執筆状況、認証評価に関する情報提供と今後の課題等について確認または検討する機会としている。

令和 6 年度には認証評価を受審し「適格」と認定された。特に本学独自の「学びの軌跡」システムを活用した学習成果の可視化とそのフィードバック等について優れた取り組みであると評価された。

以上を踏まえ、本学における自己点検・評価の組織は機能していると考えられる。

(4) 「自己点検・評価報告書」完成までの活動記録

[注] 自己点検・評価を行った令和5年度を中心に記載

年月日	活動内容
平成29年9月	一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価受審
平成30年3月9日	一般財団法人短期大学基準協会より適格認定を受ける。
平成31年1月	「平成29年度 自己点検・評価報告書」完成
令和2年3月	「平成30年度 自己点検・評価報告書」完成
令和2年12月	「平成31(令和元)年度 自己点検・評価報告書」完成
令和3年9月	「令和2年度 自己点検・評価報告書」完成
令和4年7月	「令和3年度 自己点検・評価報告書」完成
令和4年9月～ 11月	[ALO・副ALO・ALO補佐] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業
令和4年12月7日	[教授会・拡大教授会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令
令和5年3月31日	[各部署・担当者] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和5年4月～ 6月上旬	[評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の編集作業
令和5年6月～ 現在に至る	[自己点検・評価委員会] 自己点検・評価活動を推進するとともに、認証評価に備えるため、令和5年6月から毎月1回、教授会・拡大教授会終了後に自己点検・評価委員会を開催
令和5年6月中旬～ 7月上旬	[自己点検・評価委員会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」の内容の妥当性の確認
令和5年7月中旬	[自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「令和4年度 自己点検・評価報告書」最終確認
令和5年7月	「令和4年度 自己点検・評価報告書」完成
令和5年8月	[ALO・副ALO・ALO補佐] 「令和5年度 自己点検・評価報告書」執筆用フォーマットの検討・策定作業
令和5年9月20日	[教授会・拡大教授会] 「令和5年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令
令和5年12月27日	[各部署・担当者] 「令和5年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和6年1月～5月	[自己点検・評価委員会][評価委員会] 「令和5年度 自己点検・評価報告書」の編集作業及び内容の妥当性の確認
令和6年6月中旬	[自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「令和5年度 自己点検・評価報告書」最終確認
令和6年6月	「令和5年度 自己点検・評価報告書」完成
令和6年12月18日	[教授会・拡大教授会] 「令和6年度 自己点検・評価報告書」執筆部署・担当者を学長より発令
令和7年3月31日	[各部署・担当者] 「令和6年度 自己点検・評価報告書」執筆締め切り
令和7年6月中旬	[自己点検・評価委員会][教授会・拡大教授会] 「令和6年度 自己点検・評価報告書」最終確認
令和7年6月	「令和6年度 自己点検・評価報告書」完成

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I—A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

1：ウェブサイト（大学案内 <https://www.matsutan.jp/college>）、2：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2023、3：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2024、4：令和 5 年度 教育課程・学生生活ガイド、5：令和 5 年度 松本短期大学 学生募集要項、6：令和 6 年度 松本短期大学 学生募集要項、7：冊子「学びの軌跡」（幼児保育学科）、8：冊子「学びの軌跡」（介護福祉学科）

備付資料

1：松本短期大学創立 50 周年記念誌、2：まつたんかわら（瓦）版、3：公開講座資料、4：筑北村との連携に関する協定書、5：笹賀地区福祉の地域づくり協議会との連携協定書、6：松本市との連携・協力に関する協定書、7：安曇野市との包括的連携に関する協定書、13：松本市長との懇談会資料、14：介護福祉学科職場別相談セミナー資料、113：介護福祉学科 30 周年記念誌、114：学園祭「おとぎ祭」資料、116：「サマーラボ 2023」資料、117：筑北村社会福祉協議会主催「そよかぜふくしあわせまつり」資料、118：長野県社会福祉協議会主催「ふっころフェスティバル」資料

[区分 基準 I—A—1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I—A—1 の現状＞

本学は、幼児教育学科（平成 16 年に幼児保育学科に改名）のみの単科の短期大学として昭和 47 年 4 月に開学した。その後、高齢社会という時代のニーズに応じる形で、平成 5 年 4 月に介護福祉学科、疾病予防とケアの必要性の認識から平成 18 年 4 月に看護学科をそれぞれ増設した（松本短期大学看護学科については令和 4 年度をもって廃止）。これらの学科増設により、乳幼児、障がいのある人、高齢者、病める人々等を支える総合的な教育研究の府として、人間性の涵養とケアスペシャリストの育成、地域の人々に貢献するという現在の使命が確立された。これらの使命が確立したことを契機に、それまで口頭で伝承されてきた建学の精神について、第三代理事長の片山司（平成 9 年 3 月～平成 23 年 3 月）が平成 18 年に以下のように明文化した。

＜建学の精神＞

松本短期大学は、人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する。

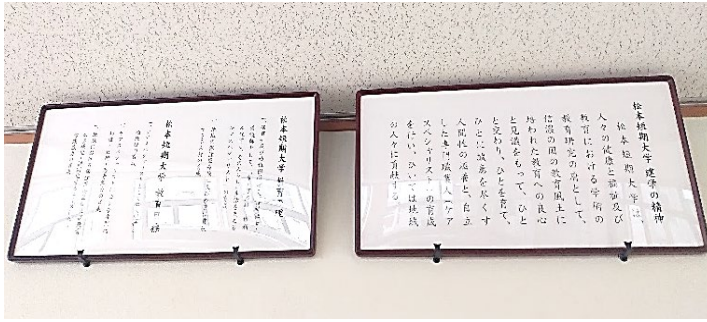
このように本学における建学の精神は、専門職として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に地域の人々に尽くすことのできる人材の育成に努めるという教育上の理念・理想を明確に示している。

本学は、初代理事長の上条憲太郎（昭和46年4月～昭和52年3月）が教育者として信濃教育会から継承した「豊かな人間性と自己研鑽の精神を礎に、地域社会の福祉と教育に貢献する」ことを使命として教育研究活動に邁進してきた。開学以来受け継がれてきた豊かな人間性の涵養及び自己研鑽の精神、地域の人々への貢献等を含む建学の精神により、教職員は教育研究に携わる者として正しい倫理観と熱意をもって学生への教育や地域社会への貢献活動等を行っている。このことは「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）や「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」（教育基本法第2条3項）等にも通じるものである。このことから、本学の建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

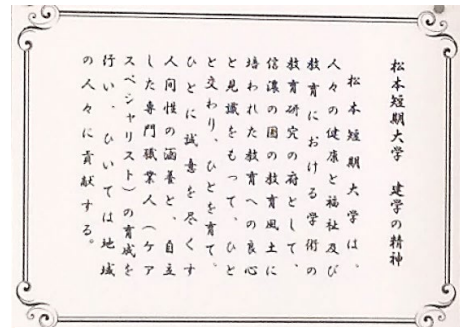
建学の精神を学内外に幅広く表明するため、松本短期大学ウェブサイト（提出-1）に全文を掲載している。また、教職員や卒業生等に配布した「松本短期大学創立50周年記念誌」（備付-1）にも建学の精神を掲載している。これらの媒体には、併せて「建学の精神の概説」を加え、ステークホルダー（関連する機関・施設・地域等）にも本学の建学の精神がわかりやすく伝わるように努めている。高校生や高等学校関係者に対しては、オープンキャンパスや高校訪問等の際に「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」（提出-2,3）や「学生募集要項」（提出-5,6）に基づいて説明している。

学内では、入学式及び卒業式に設置者である松本学園理事長より、建学の精神を入学生または卒業生、保護者に表明している。また、学生及び教職員が確認しやすいよう、「教育課程・学生生活ガイド」（提出-4）の1ページ目に建学の精神を掲載している。さらに玄関や学生昇降口及び各教室には、建学の精神を掲げており、学生及び全教職員が日々の学校生活を建学の精神とともに過ごしていけるような工夫を行っている。令和5年度から運用を開始した本学独自の「学びの軌跡」システムにおいても、冊子「学びの軌跡」（提出-7,8）の冒頭に建学の精神を掲載しており、機会あるごとに学生や教職員が建学の精神を確認し共有できるように工夫している。

年度初めの教授会、拡大教授会等において、理事長が建学の精神について教職員に説明し、その内容を定期的に確認している。また、「教育課程・学生生活ガイド」では建学の精神に加え、「建学の精神の概説」も記載し、建学の精神の意味内容について、前期と後期の各オリエンテーション時に確認している。さらに冊子「学びの軌跡」にも掲載されているため、各学期終了後の学生と教員との面談の際には双方が確認できている。非常勤講師に対しては、本学の建学の精神や教育理念・目標、三つの方針（DP・CP・AP）等を理解していただくため、それらが記載された「教育課程・学生生活ガイド」を該当授業の開始前までに配布し、学科長や教育課程委員、事務局の教務担当が説明を行っている。



玄関に掲示されている「建学の精神」「教育の理念・教育目標」



教室に掲示されている「建学の精神」

【区分 基準 I—A—2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I—A—2 の現状>

本学では地域交流センター、地域交流委員会を組織し、以下のように「地域・社会貢献」について定義し、地域・社会に向けた活動（公開講座、生涯学習、研修等を含む）を展開している。

【松本看護大学 松本短期大学 地域・社会貢献の定義】

本学の地域・社会貢献の主体は学生・教職員・学園・卒業生である。貢献は地域・社会へと一方的になされるものではなく、相互的で双方向的な関わりが含まれる。

学生たちは地域・社会での諸活動をとおして、地域や社会の現状や課題などを学び、さらにコミュニケーション能力や人間力を高める。卒業生も教職員も地域・社会への貢献活動の中から、問題点・課題を吸収することによって、自身の研究あるいは職域活動を豊かに進めることが可能になる。以上をふまえた上で、松本看護大学・松本短期大学の地域・社会貢献を次のように定義している。

1. 学生による地域・社会貢献
学生が学習活動を通じて地域活動に参加・参画する。
2. 教職員による地域・社会貢献
教職員の有する知的財産の地域への還元、児童・生徒を対象にした看護、幼児教育・保育、介護福祉等についての教育の実施、および生涯学習機会の提供を通じ、地域に貢献する。
3. 学園による地域・社会貢献
学園として地域・社会貢献活動の包括的推進をはかる。
本学の施設・設備等を学習機会の場として提供するほか、災害時の避難場所として利活用する。
4. 卒業生による地域・社会貢献
建学の精神に基づくケアスペシャリストとしての自覚と職能を備えた本学卒業生が、各々の職場や生活の場でその役割を果たすことをとおして、地域・社会に貢献する。

地域・社会への貢献活動を推進するため、平成24年3月に筑北村、平成28年11月に笹賀地区、平成31年2月に松本市、令和6年2月に安曇野市とそれぞれ連携協定を締結している。

本学では、毎年、公開講座を開催しているほか、各学科・教員による地域・社会への貢献活動も活発に実施されている。学生によるボランティア活動も行われており、各学科での学びが活かされている。

以下、教職員による地域・社会への貢献活動、各学科における地域・社会への貢献活動、自治体等との協定・連携に基づく地域・社会貢献活動、在学生や卒業生による地域・社会への貢献活動の順に具体的に示す。

【教職員による地域・社会への貢献活動】

本学は、高等教育機関として教職員の有する知的財産を地域・社会に還元するために各学科持ち回りで、学科の特色を生かした公開講座を開催している。ただし、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、公開講座の中止を余儀なくされた。そのため、令和2年度と令和3年度は公開講座に代えて、情報誌として「まつたんかわら版」(備付-2)を作成し、地域住民の方々に配布・回覧した。

■公開講座の代わりに発行した「まつたんかわら版」

年	発行日	タイトル	内容	執筆担当	発行部数
令和2年度	12/1	まつたんかわら版第1号	地域座談会 童謡がなくなる！子供たちに歌い継ぎたい日本の心	幼児保育学科	426部
	1/1	まつたんかわら版第2号 寄附講座号外	新型コロナウイルス禍における看護学科の現状と取り組み 『免疫調節作用』と『抗菌・抗ウイルス作用』で体を守る	看護学科 森永乳業	426部
	2/1	まつたんかわら版第3号	介護のミニ心得～今、この時を大切に～ 介護川柳	介護福祉学科 専攻科	426部
令和3年度	7/1	まつたんかわら版第4号	楽しみましょう！子育て・孫育て	幼児保育学科	427部
	9/1	まつたんかわら版第5号	新型コロナウイルスワクチン接種禍の健康管理 松本看護大学からのお知らせ	松本看護大学看護学部 看護学科 松本短期大学看護学科	427部
	11/1	まつたんかわら版第6号	介護の知恵袋～豊かに生きる～転ばぬ先の杖、学生短歌、フロアバレエ講座	介護福祉学科	427部
	2/1	まつたんかわら版第7号	お子さんやお孫さんと手軽にできる “反射神経養成”運動遊び(リアクションゲーム)！！&手作り工作広場	幼児保育学科	427部
令和4年度	7/1	まつたんかわら版第8号	健康管理のポイント講座 生き生き筋トレ握力版～力強く握って、しあわせをつかみましょう～	看護学科	402部
	2/1	まつたんかわら版第9号	看護学科閉科のお知らせと御礼 公開講座「明日の介護を考えるシンポジウム」のお知らせ	地域交流委員会	402部

令和4年度からは、新型コロナウイルス感染症予防策を徹底しつつ、地域・社会に向けた公開講座を再開した。3月には介護福祉学科担当の公開講座「明日の介護を考えるシンポジウム」を開催した。令和5年度は、5月に松本看護大学担当の公開講座「認知症になっても大丈夫」を、10月には学園祭に合わせて幼児保育学科担当の公開講座「ぐりとぐらのかすてら」作りを開催した。また、11月には介護福祉学科開設30周年記念イベントとして「新しい介護福祉士の役割を考えるシンポジウム」が開催され、卒業生を中心に在学生や介護福祉の現場関係者、地域住民の方々等、約130名の参加があった。この30周年記念イベントの内容を含め、これまでの介護福祉学科の歩みをまとめた「介護福祉学科30周年記念誌」(備付-113)を発行し、関係者に配布した。

■地域・社会に向けた公開講座 (備付-3)

年	開催日	時間	場所	内容	講師
令和4年度	3/18	10:00～ 12:00	601	「明日の介護を考えるシンポジウム」	シンポジスト： 清沢秀彦(社会福祉法人「梓の郷」統括施設長) 小宮山圭(パーソナルスキンケア「リセ」主宰) 窪田敬子(地域密着型通所介護 お元気ステーション「とぼれる」管理者) 福田明(介護福祉学科教授) コーディネーター： 合津千香(介護福祉学科教授)
令和5年度	5/8	10:00～ 12:00	601	『認知症になっても大丈夫』 1. 地域で安心して生活するために 2. 認知症について	上條節子(松本看護大学学長) 小林たつ子(松本看護大学副学長兼学部長)
	10/14	11:00～ 12:30	中庭	「ぐりとぐらのかすてら」作り	幼児保育学科 教員・学生ボランティア26名 協力：JA 神林女性部「にこにこふらいばん」
	11/25	10:30～ 12:30	601	介護福祉学科30周年記念イベント 第Ⅱ部「新しい介護福祉士の役割を考えるシンポジウム」	シンポジスト： 遠山明日香(平成26年度卒 グループホームほっとハウスみさとの家 介護福祉士) 田中晃二郎(平成22年度卒 南信勤労者医療協会赤砂 在宅介護部長) 丸山朝絵(平成27年度卒 在宅型有料老人ホームアリス 施設長) 福田明(平成9年度卒 介護福祉学科教授) コーディネーター： 合津千香(介護福祉学科教授)
令和6年度	11/30	10:30～ 12:00	401	「安心して地域で暮らせるまちづくり-災害について地域のみなさんとともに考える」	介護福祉学科 協力：松本市危機管理課 笹賀地区福祉の地域づくり協議会

【幼児保育学科における地域・社会への貢献活動】

幼児保育学科では、体育系教員による小・中学校や高等学校での出前授業、保育系教員による地域の子育て講座等を実施している。また、地域において外部委員を委嘱され、地域・社会貢献を担っている教員もいる。令和5年度は、初の試みとして、「サマーラボ2023」と称し、保育園幼稚園児・小学生・中学生・高校生と本学の学生・教員が学校の壁を越えた交流の場作りを企画し、約70名の参加があった（備付-116）。以下、令和6年度の活動状況を示す。

■幼児保育学科による小・中学校・高校での福祉教育（令和6年度）

日時	依頼団体	テーマ・内容等	講座名	担当教員
6/13	丸子修学館高校	保育はおもしろい・子どもは賢い	保育講座	生田恵津子
6/22、7/13・ 20・26・27・ 29、8/6・8	中野市立南宮中 学校	伴奏に合わせた指導	南宮中学校合唱部コ ンクール(7/30、8/9) に向けた指導	齋藤博紀
7/17	塩尻志学館高校	進学ガイダンス		高橋典子
9/7、21	中野市立南宮中 学校	伴奏に合わせた指導	南宮中学校合唱部 9/29のコンクールに 向けた指導	齋藤博紀
10/28	塩尻志学館高校	こどものどうして？に 応える遊び	保育講座	高橋典子
11/12	塩尻志学館高校	こどものどうして？に 応える遊び	保育講座	高橋典子
11/22	松本美須々高校	ふれあい遊び・バル ーン体験	保育講座	山藤宏子
12/19	塩尻志学館高校	子どもの心と身体	保育講座	山藤宏子
3/10	塩尻市立桔梗小 学校	卒業式に向けた合唱 指導	合唱指導	山田真治

■幼児保育学科教員による講演・講習会講師等（令和6年度）

日時	講演・講習会名	テーマ・内容等	主催	担当教員
5/26	青森県弘前市ピアノ ステップ	アドバイザー審査員	全日本ピアノ指導者協会	山田真治
6/1	水芭蕉コンサート in 愛 知名古屋公演	大中恩、中田喜直生誕100年	水芭蕉コンサート in 愛知実 行委員会	山田真治
6/13	常任委員会研修会	心はぐくむ童謡・唱歌の世界	公益社団法人 信濃教育会	山田真治
6/14	箕輪町保育士研修会	より質の高い保育をめざして	箕輪町役場	生田恵津子
6/21	誕生日上演会	人形劇・パネルシアター	安曇野市 認定こども園や まぶき	山藤宏子
6/30	社会福祉法人みつばち 会 法人研修	人形劇・パネルシアター	社会福祉法人 みつばち会	山藤宏子
7/2	実習日誌説明会	保育実習記録改訂に向けて	上田市私立保育協会	生田恵津子
7/14	大阪府堺市ピアノコン クール	審査員	全日本ピアノ指導者協会	山田真治
7/25	神奈川県横浜市ピアノ コンクール	審査員	全日本ピアノ指導者協会	山田真治
7/30	第38回長野県学校合唱 大会（兼第91回NHK全 国学校音楽コンクール	中野市立南宮中学校合唱部の ピアノ担当	長野県音楽教育学会 NHK長野放送局 全日本音楽教育研究会	齋藤博紀

松本短期大学

日時	講演・講習会名	テーマ・内容等	主催	担当教員
	北信ブロック中学校地区予選)			
8/5	潜在保育士研修会	保育の今と、これから	長野県社会福祉協議会	生田恵津子
8/9	第91回NHK全国学校音楽コンクール長野県大会	中野市立南宮中学校合唱部のピアノ担当	長野県音楽教育学会 NHK 長野放送局 全日本音楽教育研究会	齋藤博紀
8/31	安曇野市サポーター養成講座	発達に応じた子どもとの関り	安曇野市社会福祉協議会	生田恵津子
9/3	中信エリアブロック研修セミナー	童謡唱歌の背景について	長野県私立幼稚園・認定こども園協会	山田真治
9/19	子どもプラザ保護者講座	赤ちゃんとのかかわり	松本市子ども部育成課	生田恵津子
9/26	軽井沢童謡唱歌を歌う会	心はぐくむ童謡・唱歌の世界	軽井沢童謡唱歌を歌う会	山田真治
9/27	住民講座	音楽療法について	松本市四賀地区社会福祉協議会	山田真治
9/29	日本ピアノ研究会コンクール	審査員	日本ピアノ研究会	山田真治
9/29	第60回2024 かんてんぱぱ SBC こども音楽コンクール	中野市立南宮中学校合唱部のピアノ担当	信越放送株式会社	齋藤博紀
9/30	子育て講座	イヤイヤ期との向き合い方	塩尻市子育て支援センター	生田恵津子
10/20	愛知県北名古屋市のピアノステップ	アドバイザー審査員	全日本ピアノ指導者協会	山田真治
11/2	日本名歌のしらべ	唱歌・童謡の演奏と曲目解説	水芭蕉コンサート in 愛知実行委員会	山田真治
11/9	安曇野市サポーター養成講座	子どもの心の発達	安曇野市社会福祉協議会	生田恵津子
11/15	主任研修会	児童館ガイドライン	安曇野市社会福祉協議会	山藤宏子
11/18	キャリアアップ研修	乳児保育	長野県子ども・若者課	生田恵津子
11/22	波田中央保育園保護者向け絵本講座	2歳児の発達と絵本	松本市波田中央保育園保護者会	生田恵津子
11/27	波田中央保育園保護者向け絵本講座	3歳児の発達と絵本	松本市波田中央保育園保護者会	生田恵津子
11/27	波田中央保育園保護者向け絵本講座	絵本の入り口	松本市波田中央保育園保護者会	生田恵津子
12/1	バッハコンクール長野地区予選	審査員	日本バッハコンクール実行委員会	山田真治
12/3	ファミリーサポートフォローアップ研修	安全の確保とリスクマネジメント	塩尻市保育課	生田恵津子
12/13	クリスマス上演会	人形劇・パネルシアター	安曇野市 三郷北部認定こども園	山藤宏子
12/15	にじいろピアノコンクール甲信越ファイナル	審査員	にじいろピアノコンクール実行委員会	山田真治

松本短期大学

日時	講演・講習会名	テーマ・内容等	主催	担当教員
1/13	カワイ音楽コンクール 松本地区予選	審査員	カワイ音楽コンクール実行 委員会	山田真治
1/23	上伊那郡保育協会園長 会講演会	より質の高い保育を目指して ～園長の役割～	上伊那郡保育協会	生田恵津子
1/26	カワイ音楽コンクール 長野地区予選	審査員	カワイ音楽コンクール実行 委員会	山田真治
2/2	大阪府大阪市ピアノス テップ	アドバイザー審査員	全日本ピアノ指導者協会	山田真治
2/17	お楽しみ上演会	人形劇・パネルシアター	安曇野市 有明の森認定こ ども園	山藤宏子
3/5	お母さん講座	アロマザリング	安曇野市 三郷児童館	山藤宏子
3/6	大人の絵本講座	宮沢賢治と M・B ゴフスタイン の絵本に見る死生観	安曇野市中央図書館	生田恵津子
3/12	だっちゃんくらぶ	パンチコンボ ワークショッ プ	安曇野市 三郷児童館	山藤宏子

■幼児保育学科教員による外部委員等（令和6年度）

外部委員の内容等	運営主体等	担当教員
日本童謡教育学会 上席理事	日本童謡教育学会	山田真治
日本童謡学会理事	日本童謡学会	山田真治
全日本ピアノ指導者協会 審査員	全日本ピアノ指導者協会	山田真治
倉敷音楽コンクール 審査員	倉敷音楽コンクール実行委員会	山田真治
日本バッハコンクール 審査員	日本バッハコンクール実行委員会	山田真治
日本ピアノ研究会 審査員	日本ピアノ研究会	山田真治
にじいろピアノコンクール審査員	にじいろピアノコンクール実行委員会	山田真治
水芭蕉コンサート in 愛知実行委員長	水芭蕉コンサート in 愛知実行委員会	山田真治
社会福祉法人あいち清光会 評議員	社会福祉法人あいち清光会	山田真治
塩尻市子ども・子育て会議 会長	塩尻市	山田真治
シングルエイジ教育学会理事長	シングルエイジ教育学会	生田恵津子
(株)福音館書店地域講師	(株)福音館書店	生田恵津子
子どもの育ちを支える会幹事	こどもの育ちを支える会	生田恵津子
ニチイ・キッズ松本村井保育園運営委員	(株)ニチイ学館	生田恵津子
ニチイ・キッズ松本寿保育園運営委員	(株)ニチイ学館	生田恵津子
ニチイ・キッズ松本岡田保育園運営委員	(株)ニチイ学館	生田恵津子
松本市社会福祉協議会委員	松本市社会福祉協議会	田中秀明
社会福祉法人みつばち会西池袋そらいろ保育園 者評価委員	第三 社会福祉法人みつばち会	山藤宏子
社会福祉法人みつばち会西池袋そらいろ保育園 メント相談員	ハラ 社会福祉法人みつばち会	山藤宏子
特定非営利活動法人のういくネットワーク理事	特定非営利活動法人のういくネットワ	山藤宏子

松本短期大学

外部委員の内容等	運営主体等	担当教員
	ーク	
シングルエイジ教育学会理事	シングルエイジ教育学会	山藤宏子
松本市男女共同参画推進委員	松本市人権共生課	高橋典子
シングルエイジ教育学会理事	シングルエイジ教育学会	高橋典子
日本唱歌童謡教育学会 事務局長	日本唱歌童謡教育学会	齋藤博紀
一般社団法人全日本ピアノ指導者協会松本支部事務局長	一般社団法人全日本ピアノ指導者協会 松本支部	齋藤博紀

【介護福祉学科における地域・社会への貢献活動】

介護福祉学科では、介護福祉士の国家資格や仕事内容、やりがいに加え、介護・福祉の魅力や将来性等をわかりやすく小・中学生や高校生に伝えるため、長野県社会福祉協議会が主催する訪問講座の講師を学科の教員が担当している。超高齢社会にある日本では、介護や福祉は重要なテーマであり、将来の社会を担っていく子どもたちが介護や福祉に関心を持てるよう、こうした福祉教育を組織的に展開していくことは重要である。訪問講座の前には対象となる学校の要望を確認し、それに沿いながら、講義だけでなく、演習・体験を通して具体的に学べるプログラムを企画している。また、令和6年度から介護福祉学科独自の小中高生・先生・保護者向けの「出前講座プログラム」を作成し、松本市と塩尻市の各小中学校へは教育委員会を通じて、高校へは訪問時に持参して、活用を呼び掛けている。これらの訪問講座とは別に本学に隣接する中学校からの要望に応え、職場体験学習の一環として介護・福祉に関する出前講座や交流会も実施している。さらに介護福祉に関する学識経験者として、長野県における信州福祉事業所認証・評価審査に関する事業や松本市社会福祉審議会に委員として参画している教員、もいる。以下、令和6年度の活動状況を示す。

■介護福祉学科による小・中学校・高校での福祉教育（令和6年度）

日時	依頼団体	テーマ・内容等	講座名	担当教員等
5/20	おおぞら高校	「食事の福祉用具をつかってみよう」「手話で歌ってみよう」	介護福祉学科出前講座	丸山順子 合津千香
6/5	エクセラン高校	「高齢者疑似体験」	県社協訪問講座	福田明 合津千香
6/13	丸子修学館高校	「介護福祉士国家資格について」	県社協訪問講座	合津千香
6/13	丸子修学館高校	「ハンドトリートメントの体験」	介護福祉学科出前講座	合津千香
7/17	菅野中学校	「笹賀地区と松本短期大学」「介護福祉士の仕事とやりがい」		合津千香
7/18	菅野中学校	エルダーシステム、食事・調理の福祉用具、リフト実演	短大見学	全員
9/30	梓川高校	松本短期大学介護福祉学科の紹介	松本市・松塩筑木曾老人福祉施設協会	丸山順子
10/15	源池小学校	「手話でうたってみよう」	介護福祉学科出前講座	合津千香
10/22	エクセラン高校	「介護福祉士の仕事とやりがい」	介護福祉学科出前講座	合津千香
10/29	エクセラン高校	「学校見学」		丸山順子 齋藤真木
10/30	白馬高校	「高齢者疑似体験」 「自然なからだの動き」	県社協訪問講座・大町保健福祉事務所	武井浩子 丸山順子
11/5	源池小学校	「高齢者体験をしてみよう」 「視覚障害者の生活を理解し、手助けができるようになろう」	介護福祉学科出前講座	齋藤真木 福田明
11/6	白馬高校	「認知症の人の理解」	県社協訪問講座・大町保健福祉事務所	丸山順子

松本短期大学

日時	依頼団体	テーマ・内容等	講座名	担当教員等
11/8	下諏訪北小学校	「手話でうたってみよう」 「福祉用具を使ってみよう」	県社協訪問講座	合津千香 福田明
11/11	梓川小学校	「視覚障害者の生活を理解し、手助けができるようになろう」	介護福祉学科出前講座	福田明
11/21	梓川小学校	「高齢者体験をしてみよう」	介護福祉学科出前講座	齋藤真木
11/29	梓川小学校	「手話でうたってみよう」	介護福祉学科出前講座	合津千香
2/12	つくば開成学園 高等学校 諏訪 学習センター	「介護福祉士の役割と可能性」	県社協訪問講座	福田明
3/18	田川高等学校	介護福祉士の仕事とやりがい	田川高等学校 出前講座	齋藤真木

■介護福祉学科教員による講演・講習会等（令和6年度）

日時	講演・講習会名等	テーマ・内容等	主催	担当教員等
7/8	笹賀ふれあい健康 教室	エルダーシステムの体験・茶 話会での交流	笹賀地区福祉ひろば	介護福祉学科 1年生13名 武井浩子 齋藤真木
9/6 10/25 11/29 12/13 12/16	外国人介護人材の ための介護福祉士 国家資格取得支援 講座	介護福祉士国家試験対策	長野県介護福祉士会	福田 明
10/13	松本山雅 FC ホーム タウンPRブース参 加松本市	ハンドケアブース出展・福祉 用具の活用等	松本市高齢福祉課	介護福祉学科 2年生4名 丸山順子 武井浩子 合津千香
10/20	そよかぜふくしあ わせまつり	ハンドケアブース出展	筑北村社会福祉協議会	介護福祉学科 2年生3名 丸山順子 武井浩子
10/23	笹賀地区福祉の地 域づくり協議会 ボランティア講座	高齢者疑似体験の補助	松本市社会福祉協議会西 部地区センター 笹賀地区福祉の地域づく り協議会	介護福祉学科 1年生13名 武井浩子 齋藤真木
11/2	ふっころフェステ ィバル	ハンドケアブース出展	長野県社会福祉協議会	介護福祉学科 2年生5名 丸山順子 合津千香 武井浩子

■介護福祉学科教員による外部委員等（令和6年度）

外部委員の内容等	運営主体等	担当教員
自主研究会「教学マネジメントと介護福祉士教育」委員	介護福祉士養成施設協会関東ブロック	福田明
「最新社会福祉学研究」学外査読委員	九州医療科学大学	福田 明
自主研究会「教員への教育」委員長	介護福祉士養成施設協会関東ブロック	丸山順子
令和7年度全国教職員研修会準備委員	日本介護福祉士養成施設協会	丸山順子
松本市社会福祉審議会副議長	松本市福祉政策課	丸山順子
高齢者福祉専門分科会委員	松本市福祉政策課	丸山順子
信州福祉認証・評価委員会委員	信州福祉認証・評価委員会	丸山順子
苦情対策第三者委員・障害者虐待防止委員	松本市社会福祉協議会	丸山順子
福祉・介護人材確保ネットワーク会議委員	長野県社会福祉協議会	丸山順子
松本広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員及び松本広域連合行政不服審査会委員	松本市広域連合	丸山順子

■地域に向けた研修会の開催「介護の質を高める会」研修会（令和6年度）

長野県介護福祉士会と連携し、介護職や地域住民の方々に向けて、以下のような介護福祉に関連する研修会を企画・実施している。

	日時	内容	講師
1回	9月28日（土）	日常生活における介護予防体操	牧内隆雄氏 健康運動指導士
2回	11月9日（土）	病院における介護福祉士の役割2 —看護職と介護職との連携—	山崎明子氏 相沢病院病棟支援センター長 川上久美子氏 相沢病院病棟支援センター病棟支援課長
3回	1月18日（土）	事例検討 —介護現場の悩み解決をしよう—	丸山順子 松本短期大学介護福祉学科 学科長
4回	2月22日（土）	事例検討 —今さら聞けないケアのこと—	丸山順子 松本短期大学介護福祉学科 学科長 介護福祉士会実行委員
5回	3月8日（土）	認知症の当事者への介護を振り返る —認知症ケア専門士3単位認定講座—	宮島渡 氏 日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科 特任教授

【自治体等との協定・連携に基づく地域・社会への貢献活動】

本学は、松本市に隣接する筑北村、近隣地区である笹賀地区、松本市、そして安曇野市とそれぞれ連携協定を締結してきた。これらの連携協定により本学が地域住民の学習と交流の機会をつくる拠点としての機能をより発揮しやすくなった。また、連携協定を機に本学の施設・設備の開放と活用を促進させたほか、大地震等の有事の際に避難場所として活用できるよう体制づくりを図った。筑北村、笹賀地区、松本市、安曇野市との連携やそれらの地域・社会への貢献活動等は以下のとおりである。

■筑北村との連携（備付-4）

平成 24 年 3 月、本学が所在する松本市に隣接する筑北村と連携して教育・文化・スポーツの振興や健康・医療・福祉の充実、人材育成等を図るため、連携協定が結ばれた。筑北村と本学の間で連携協定が締結されて以降、教職員による出前講座や学生ボランティアの派遣等、様々な取り組みが行われている。例えば、平成 26 年度～平成 28 年度まで、「ちくほくプラス」の取り組みの一環として、本学を会場に筑北学童交流会が開催され、筑北村の小学生たちが各学科の体験コースを回る等、相互の交流を図ることができた。また、筑北村社会福祉協議会と協力し、聖南中学校での福祉教育を毎年、実施してきた。具体的には介護福祉学科の学生と教員が中心となり、車いすの操作、高齢者疑似体験、ガイドヘルプ、手話等の指導を中学生に行っている。ただし、令和 2 年度～令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染の影響に伴い、中学生への福祉教育は中止となった。

本学は、平成 28 年度から筑北村の 2 つの保育園の第三者評価委員会に参加し、令和 2 年度は本学地域交流委員会委員長がこの会の委員長を務めた。また、令和元年度に始まった筑北村幼児期教育保育推進検討委員会でも本学地域交流委員会委員長がこの会の委員長を務め、全 10 回の会議を経て令和 2 年 10 月に村長に答申を行う等、地域・社会的な貢献を果たした。令和 5 年度には「そよかぜふくしあわせまつり」が再開され、介護福祉学科の教員と学生がハンドケアのブースをもち、住民の方たちと交流を深めた。

■笹賀地区との連携（備付-5）

平成 28 年 11 月、「笹賀地区福祉の地域づくり協議会」と本学との間で地域づくりに関する連携協定を締結した。笹賀地区は本学が立地している地域でもあり、開学以来相互に協力・連携し合いながら、様々な活動を展開してきている。例えば、平成 19 年度の松本市制施行 100 周年記念笹賀イベントでは、本学体育館を地域住民の方々に開放して「おとぎまつり」を開催し、笹賀地区の子どもから大人まで 200 人以上が本学を訪れ、交流を図ることができた。その際、介護福祉学科では介護・福祉用具の展示とその体験コーナーを運営し、学生たちの日頃の学びを発揮する機会にもなった。平成 21 年 11 月 15 日には、松本市のモデル事業「防災と福祉のまちづくり」講座の 2 年目の集大成として、笹賀地区防災訓練が本学を会場として実施された。特に避難所運営訓練には地区住民の代表 252 人のほか、本学の学生・教職員、松本市の総合防災課、福祉計画課、高齢福祉課、障害生活支援課、地域包括支援センター、松本市社会福祉協議会、笹賀公民館等の職員が参加した。

また、介護福祉学科では平成 20 年度から毎年「笹賀めぐり」と題して、本学が設置されている笹賀地区の史跡や寺社等を学生と教職員が実際に見学して回り、地域の文化や生活を理解する機会としている。その際は、地元の歴史に精通している方に講師をお願いしている。令和 5 年度も

例年同様「笹賀めぐり」を実施し、見学後、チューターごとに笹賀地区の史跡や寺社等の写真に解説を加えたパネルを作成した。そして完成したパネルをギャラリーとして学内に展示し、介護福祉学科以外の学生や教職員にも笹賀地区の歴史・文化を知ってもらう場を提供している。また、令和5年7月には地元の松本市立菅野中学校からの要請を受け、地域学習の一環として「笹賀めぐり」について学生の代表が中学1年生全員の前で発表した。

令和5年度は本学に隣接する神戸神社のお祭りが3年ぶりに開催されることとなり、笹賀地区役員より本学にイベントへの参加要請があった。また、10月14日には4年ぶりに学園祭である「おとぎ祭」(備付-114)を開催することとなり、笹賀地区地域づくりセンターを通して、笹賀地区への学園祭の開催案内を通知していただいた。学園祭の当日は、一般公開は午前中のみであったものの、地域住民の方を含めて200名以上に参加いただき、幼児保育学科、介護福祉学科のそれぞれのイベントも盛況のうちに終了した。

■松本市との連携 (備付-6)

平成31年2月、文化・産業・医療・教育・学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として、松本市と本学との間に「地域づくりに係る連携協定」が締結された。この連携協定により、これまで経験できなかった活動にも学生が参画できる機会が広がった。例えば、令和元年度には「ふれあい保育園まつり・現業お仕事フェア」に幼児保育学科の学生が参加し、地域・保護者との連携について実践を通して学ぶ機会を得た。

また、松本市長より委嘱を受け、「松本市の新たな幼児期教育・保育を考える専門者会議」の座長を本学地域交流委員会委員長が務め、令和3年12月に市長に提言書を提出した。令和4年度は提言を行った本学地域交流委員長が「松本市幼児教育・保育評価指標作成委員会」の副委員長を務め、松本市の保育評価スケール作成を進めており、地域・社会への貢献的な役割を果たしている。

松本市が共催している松本マラソンでは、以下のとおり、本学の学生と教職員がボランティアとして参加している。第7回大会では幼児保育学科12名、介護福祉学科7名、教職員7名の計26名がボランティアとして参加した。

<松本マラソンへのボランティアの参加状況>

松本マラソン		ボランティアの参加状況等
第1回大会	平成29年10月1日	学生167名
第2回大会	平成30年9月30日	台風接近のため中止
第3回大会	令和元年10月6日	学生126名
第4回大会	令和2年10月4日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第5回大会	令和3年10月3日	
第6回大会	令和4年11月13日	介護福祉学科7名 教職員8名
第7回大会	令和5年11月12日	幼児保育学科12名 介護福祉学科7名 教職員7名
第8回大会	令和6年11月10日	幼児保育学科4名 介護福祉学科4名 教職員11名

令和5年度は4年ぶりに学園祭である「おとぎ祭」を開催し、それに先立ち、松本市のホームページに開催案内を掲載していただいた。

■安曇野市との連携（備付-7）

令和6年2月16日、安曇野市と松本短期大学並びに松本看護大学は、相互の連携に基づき医療・福祉・教育・学術研究の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的に包括的連携協定を締結した。これにより学生の実習や教員による研修・講演活動等、人材の交流や人的・物的資源の相互活用、事業連携がさらに推進されること、特に学生の参画機会の広がりが期待される。

本連携協定が締結される前にも、安曇野市内では連携・協定にかかわる事業が進められていた。その概要を以下の諸事例に示す。今後は連携協定の締結に基づき、連携あるいは協力を双方の間で包括的・計画的・継続的に実施することが合意された。

<安曇野市内におけるこれまでの連携・協力の事例>

[松本短期大学 幼児保育学科]

- ・教育実習における連携（令和4年度7名、令和5年度3名）
- ・保育実習における連携（令和4年度26名、令和5年度6名）
- ・ゼミナールでの三郷児童館交流（令和4年度5回開催、計26名）

[松本短期大学 介護福祉学科]

- ・豊科南中学校で「高齢者や障がい者と一緒に楽しむレクリエーション」の授業
- ・市内福祉施設における学生の実習指導・連携

[松本短期大学]

- ・講師派遣：「明科いいまちつくろうかい」との連携（明科公民館共催）

[松本看護大学]

- ・安曇野赤十字病院との連携：基礎看護学実習での連携（令和4年度 31名）

【在学生や卒業生による地域・社会への貢献活動】

在学生は、学生生活を通じて地域・社会への貢献活動に参加・参画している。例年、幼児保育学科ではオレンジリボンたすきリレーへの参加や松本市ふれあい保育園まつりへの参画、塩尻市の子育て支援事業への協力等、近隣市町村への地域・社会への貢献を果たすとともにボランティアの役割や意義を学ぶ機会としてきた。ただし、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、そのほとんどが中止となってしまった。令和4年度はオレンジリボン運動の一環として、幼児保育学科において189チャレンジ（189＝イチハヤクは児童相談所虐待対応ダイヤル）を1年生104名が行った。

令和3年度には、幼児保育学科の中に「こども文化研究会」が発足し、長野県飯田市で開催される国際的な人形劇のイベントである「いいだ人形劇フェスタ」への出演も決まっていた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、その開催が中止となってしまった。ただし、この時の演目「ぼくたちのなつやすみ」を、地域の学童クラブや児童センターでの訪問時に演じ、好評を得た。また、地域のサッカークラブである松本山雅による食育絵本「ガンズくんとあやみどり」の制作に協力し、発刊につなげている。この食育絵本は令和4年度に市内の保育所と小学校に配布された。

令和4年11月26日には「松本市長との懇談会」（備付-13）に本学を代表して6名の学生が参加し、市政に関する懇談を行った。また、塩尻市の依頼による塩尻市立図書館の催事「おはなし会」には、幼児保育学科生田ゼミナールが5月14日、7月9日、10月1日、12月17日の4回

を企画運営した。同年12月18日には山田ゼミナールが松本市からの依頼を受け、クリスマスコンサートに参加した。

介護福祉学科では介護老人福祉施設や介護老人保健施設を中心に施設で開催されるお祭り等の行事にボランティアとして参加し、そこで生活する利用者への支援等を担っている。例年であれば2年間の中で学生1名あたり1~3か所程度のボランティア活動を行ってきた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度~令和4年度は施設・事業所でのボランティア活動が制限された。令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受け、介護・福祉関連のボランティア依頼が再開し始めた。学生支援委員が中心となってボランティア活動の推奨を呼びかけた結果、筑北村社会福祉協議会が主催する福祉まつり「そよかぜふくしあわせまつり」(備付-117)でのハンドケア体験に6名、長野県社会福祉協議会が主催する介護の日のイベント「ふっころフェスティバル」(備付-118)でのハンドケア体験とベッドから車いすへの移乗体験に11名、松本マラソンに7名の学生がそれぞれボランティアとして参加した。

また、介護福祉学科では介護福祉学科同窓会と連携し、卒業生の代表4~5名が後輩である在学生(2年生)に対して介護のやりがいや魅力、介護福祉士の仕事内容や研修内容等をリレートーク形式で伝える職場別相談セミナー(備付-14)を毎年開催している。在学生にとって介護福祉士として働く卒業生はロールモデルであり、職場別相談セミナーは卒業生が教員と連携し、介護福祉の人材養成に向けて取り組む機会となっている。

<テーマ 基準Ⅰ—A 建学の精神の課題>

建学の精神については、今後も学内に加え、学外のステークホルダー(地域住民、高等学校、実習施設・事業所等)にもわかりやすく表明していく必要がある。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受け、学内外での集まりが対面で徐々に行われるようになった。そのため、学園祭である「おとぎ祭」や介護福祉学科30周年記念イベントの開催、「介護福祉学科30周年記念誌」の発行等を通じ、在学生等に加え、地域の方々にも建学の精神をはじめ、本学における取り組みを直接伝える機会が得られた。今後もホームページや学内掲示、各種冊子に加え、学園祭や公開講座、各種研修会等の活動を通して、本学の建学の精神をステークホルダーに周知する機会を増やしていくことが求められる。

<テーマ 基準Ⅰ—A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I—B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1：ウェブサイト（大学案内 <https://www.matsutan.jp/college>）、2：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2023、3：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2024、4：令和5年度 教育課程・学生生活ガイド、5：令和5年度 松本短期大学 学生募集要項、6：令和6年度 松本短期大学 学生募集要項、7：冊子「学びの軌跡」（幼児保育学科）、8：冊子「学びの軌跡」（介護福祉学科）、9：松本短期大学 学則、10：ウェブサイト（教育に関する情報 幼児保育学科 <https://www.matsutan.jp/course/childcare/education>）、11：ウェブサイト（教育に関する情報 介護福祉学科 <https://www.matsutan.jp/course/care-welfare/education>）

備付資料

12：アセスメント・ポリシー、15：就職先へのアンケート結果、28：資格取得・国家試験合格率、49：オリエンテーション資料、120：「学びの軌跡」中間アンケート、165：就職状況[令和5年度]

[区分 基準 I—B—1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I—B—1 の現状>

本学では、学科の教育目的・目標について、建学の精神に基づき、以下のように確立している。
松本短期大学における2学科共通の教育理念は、建学の精神を受けて、学則の第1条に次のように定めている。

<2学科共通の教育理念>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成(2) 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成 |
|--|

(1) は幼児保育学科、介護福祉学科において、保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士として必要な専門的知識・技術を身につけ、専門職としての自覚と倫理観のもと、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くすことのできるケアスペシャリストの教育を行うこと、(2) は本学が地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに対応し、地域に貢献することのできる学生を受け入れ、地域の保健医療福祉及び教育の進展に寄与できる人材を育成することをそれぞれ示している。

2 学科共通の教育目標については、建学の精神と 2 学科共通の教育理念に基づき、次のとおり掲げている。

<2 学科共通の教育目標>

- | |
|--|
| (1) ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成 |
| (2) ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成 |
| (3) 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成 |

(1) は保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士に必要な専門職としての自覚・責任感・倫理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての豊かな人間性を育成すること、(2) は専門職に必要な基本的かつ専門的な知識・技術を教授し、その知識と技術を安全に提供でき、さらに応用できる思考の基礎を育成すること、(3) は地域における保健医療福祉及び教育の多様なニーズを把握し、個別のニーズに対応できる確かな実践能力を育成することをそれぞれ示している。

また、この 2 学科に共通する教育目標を支えるものとして、次の 5 つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの育成教育を展開している。このうち 1 つ目～4 つ目までの柱はケアスペシャリストとしての人間性の育成をねらいとしており、5 つ目の柱はケアスペシャリストとしての自己研鑽に励むための基礎学力を培うことをねらいとしている。

<ケアスペシャリスト育成の 5 つの柱>

5 つの柱	ねらい
ひとの命と健康を考える	人の生命の根本について考え、人のからだのしくみと働きを理解し、健康的な生活をおくるための、基礎理論と実践を学び、生命の尊厳を理解する豊かな人間性をもった人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの可能性を考える	人のこころと行動の基礎を学び、様々な表現方法を使つてのコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築くことができる人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの生活を考える	人と環境の共生の視点を養い、地域を構成する一員として、地域の暮らし、文化、歴史から人の生活を学び、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指す教育を行う。
ひとの権利を考える	保健医療福祉の基本理念である人権保障や日常生活上必要な法律を学び、現代社会に対する理解を深め、的確に対応できる判断力を備えた人材の養成を目指す教育を行う。
学修の基礎力を培う	学修の基礎と技術を修得し、社会生活に活かすことができる基礎教育を行う。

本学では、建学の精神、2 学科共通の教育理念、2 学科共通の教育目標及びケアスペシャリスト育成の5つの柱に基づき、各学科の教育目標が定められている。

<幼児保育学科：教育目標>

- (1) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
- (2) ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。
- (3) 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
- (4) 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

<介護福祉学科：教育目標>

- (1) 豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
- (2) 社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。
- (3) 地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考えることのできる力を養う。

各学科の教育目標については「教育課程・学生生活ガイド」(提出-4)、「学生募集要項」(提出-5, 6)、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2, 3)、松本短期大学ウェブサイト(提出-10, 11)等を通して学内外に表明している。特に「教育課程・学生生活ガイド」には建学の精神、2 学科共通の教育理念及び教育目標、ケアスペシャリスト育成の5つの柱、各学科の教育目標についての関連性を図示し、それらについて学生にはオリエンテーション(備付-49)の際に説明している。

学科の教育目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか否かの点検は、資格取得率(備付-28)や就職状況(備付-165)、就職先へのアンケートの結果(備付-15)も踏まえ、毎年点検している。幼児保育学科では保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得して保育所や幼稚園、認定こども園等に、介護福祉学科では介護福祉士国家資格を取得して介護老人福祉施設や介護老人保健施設、通所介護事業所、病院等にそれぞれ就職している。令和5年度の就職率は幼児保育学科、介護福祉学科ともに100%であった。資格取得状況をみると保育士資格取得率が97.1%、幼稚園教諭二種免許状取得率が96.2%、介護福祉士国家資格合格率が100%と、いずれも高い割合を示している。また、令和5年度に実施した就職先へのアンケート結果をみた場合、例えば「基礎的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている」という設問の評価平均が5点満中3.5点、「介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している」という設問の評価平均が5点満中4.0点であった。以上の結果を踏まえれば、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えているといえる。

[区分 基準 I—B—2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I—B—2 の現状>

本学では、建学の精神に基づき、短期大学としての学習成果を以下のとおり定めている。

■松本短期大学としての学習成果

本学は、「自立した専門職業人（ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」という建学の精神の下、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」「地域の保健医療福祉及び教育に貢献できるケアスペシャリスト」の育成に努めることを教育理念としている。これを受け、機関レベルの学習成果としては、以下の3つを定めている。

1. ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の修得
2. ケアスペシャリストに必要な専門知識・技術・思考能力の修得
3. 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の修得

本学では、建学の精神に基づき2学科共通の教育理念及び教育目標、各学科の教育目標や三つの方針（DP・CP・AP）が設定されており、それらを受ける形で各学科の学習成果を定めている。

■幼児保育学科の学習成果

- 1) 社会における保育者、教育者の役割を理解し、福祉、保育、教育の総合的な知識をもとに行動することができる。
- 2) 他者の置かれた立場を尊重しながら、自らの考えを伝えることができる。
- 3) 子どもの心身の発達に関する正しい知識のもと、子どもの発達に合わせた適切な関わりや援助を行うことができる。
- 4) 保育、教育内容とその指導法についての知識を習得し、遊びなどの具体的な活動を計画し、実施することができる。
- 5) 相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーションを取ることができる。
- 6) 保育、幼児教育、社会福祉に関する基本的な理論や知識を身につける。
- 7) 子どもの最善の利益を最優先に考え、保育・教育の計画を立案、実施する技術を身につける。
- 8) 多様な社会において、様々な立場の保護者に寄り添い、尊重し、共に子どもの成長を喜び合うことができる。
- 9) 保育及び幼児教育の現状を的確に把握し、子ども、保護者に必要な関わりを選択することができる、あるいは、必要な機関へ繋ぐ知識を身につける。
- 10) 地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。

■介護福祉学科の学習成果

- 1) 豊かな感性と表現力を備え、相手にもわかりやすく伝えることができる。
- 2) 相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーション能力を身につける。
- 3) その人らしい生活や自立支援を多面的に検討するため、幅広い教養に加え、介護福祉に関する専門的知識を身につける。
- 4) その人らしい生活や自立支援につなげるため、介護福祉に関する専門的技術を身につける。
- 5) 根拠に基づいたサービスを検討するため、介護過程に関する知識を身につける。
- 6) 利用者本位のサービスにつなげるため、介護過程を実際に展開することができる。
- 7) 自らの問題意識に基づき課題を設定する中で探求心を養うことができる。
- 8) 課題の解決に向けて、適切な方法で取り組み、その結果を考察する過程を通して、課題解決力の基礎となる研究的態度を身につける。
- 9) 授業や介護実習を通して多職種連携・協働を理解し、チームワークを発揮できる能力を身につける。
- 10) 地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。

短期大学としての学習成果は、松本短期大学ウェブサイト（提出-1）で学内外に公表している。各学科の学習成果は、松本短期大学ウェブサイト（提出-10, 11）に加え、「教育課程・学生生活ガイド」（提出-4）や冊子「学びの軌跡」（提出-7, 8）にも明記し、専任教員をはじめ非常勤講師も内容を確認している。学生には各学期初めのオリエンテーション（備付-49）等で説明し、学習成果を意識できるように配慮している。また、「学びの軌跡」システムを運用する中で、各学期終了後にディプロマ・ポリシーと併せて学習成果については学生と教員が面談を通して必ず確認している。このほか、高校生や高等学校関係者に対してはオープンキャンパスや高校訪問等の際に説明を行っている。

本学では、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、または介護福祉士国家資格を取得して関連する職場に就職することを2年間の学習成果として重視し、それはディプロマ・ポリシーと区別できず、むしろ関連性が強いと考えてきた。そのため、令和4年度まで本学ではディプロマ・ポリシーを卒業までに獲得すべき各学科の学習成果として位置づけてきた。ただし、学習成果の中身は不変的なものではないため、本学では学校教育法における短期大学の規定や他の大学・短期大学における認証評価の結果等に照らし、定期的に点検を行ってきた。令和4年度には、ディプロマ・ポリシーとの関連性は維持しつつ、それとは別に各学科の学習成果を定めた。その上で学習成果を査定するにあたっての指針となるアセスメント・ポリシー（備付-12）も新たに策定した。また、学習成果について内部質保証ルーブリックで点検した結果、学習成果をフィードバックする組織的な仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果をフィードバックする本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した学生全員との個別面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを創設し、令和5年度から運用を開始している。このように本学ではPDCAサイクルに基づいて学習成果を定期的に点検し、そこから見出された課題に対して組織的に改善を図る体制を整えている。

[区分 基準 I—B—3 卒業認定・学位授与の方針：DP、教育課程編成・実施の方針：CP、入学者受入れの方針：AP（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針（DP・CP・AP）を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針（DP・CP・AP）を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針（DP・CP・AP）を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針（DP・CP・AP）を学内外に表明している。

<区分 基準 I—B—3 の現状>

本学は建学の精神に基づき、①保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士として、命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリストの育成、②地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成を教育理念として掲げ、2 学科共通の教育目標及び各学科の教育目標を定めている。これらを受け、本学では三つの方針（DP・CP・AP）を関連付けて一体的に定めている。まず、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、その方針に対応した教育課程を編成・実施するためのカリキュラム・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーについても、建学の精神、教育理念、教育目標に基づき学科ごとに定め、本学が求める学生像について明らかにしている。

<各学科の三つの方針（DP・CP・AP）>

幼児保育学科	
DP	<p>本学科に 2 年以上在学し、本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基礎的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性を備え、福祉、保育、教育に携わる社会的責任と倫理観について理解している。 2. ケアスペシャリストとして必要な保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を修得している。 3. ケアスペシャリストとしての自覚を持ち、他者との信頼関係構築の重要性を理解できている。 4. 社会福祉の視点に立って、その最善の利益を保証できる思考力と実践力を修得している。 5. 保護者ニーズを的確に捉え、地域・関連機関と連携することの必要性を理解している。
CP	<p>教育目標とそれに関わるディプロマ・ポリシーに鑑み、保育及び幼児保育に関わる課題を、理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養うため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。</p> <p>授業科目は、教養基礎科目と専門教育科目があり、これを 2 年間に配当している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教養基礎科目は、本学の教育目標である「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリストの育成」という観点に基づき「豊かな人間性」を育む科目として配置している。 2. 専門教育科目は「豊かな人間性」「基本知識と技術」「他者との信頼関係」「子ども家庭福祉」「地域連携支援」の各分野から配置している。

AP	<p>豊かな人間性を備えたケアスペシャリストをめざし、専門知識と技術を身につけ、地域社会に貢献できる人を育成する。それに基づき、幼児保育学科では、以下のような学生を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの育ちと生活に興味・関心がある。 2. 誠実に人と向き合える。 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。 4. 学びや体験の機会に意欲的に取り組むことができる。 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある。
----	---

介護福祉学科	
DP	<p>本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心もち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。 2. 介護を必要とする人の自立支援と、地域におけるその人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。 3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。 4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。 5. 多職種や地域住民との連携・協働の必要性を理解できている。
CP	<p>カリキュラムは、「教養科目」と領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」で編成し、これらを2年間に配当している。</p> <p>「教養科目」は、専門職としての価値・知識・技術をもって成長し続ける力を養うための土台作りの科目として編成されている。特に豊かな人間性を育むこと、短期大学での学び方の基礎を身につけること、進路設計・進路選択を考えることを重視している。領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」は、介護福祉士国家試験受験資格に関わる専門科目から構成されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感性や表現力を高め、豊かな人間性を培うため、人間の尊厳や発達、人間関係、コミュニケーションについて複数の科目で段階的・横断的に学ぶことができる科目構成としている。 2. 介護福祉に関する専門的知識・技術を身につけ、その人らしい生活や自立支援を図ることができる力を培うため、「教養科目」と領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」に属する各科目について相互に関連づけながら段階的に学ぶことができる科目構成としている。 3. 根拠に基づく利用者本位のサービスを検討するため、生活支援技術と介護過程と介護実習を中心に各科目で修得した知識・技術を統合して介護過程を展開する能力を段階的に培うことができる科目構成としている。 4. 探求心や課題解決力の基礎となる研究的態度を養うため、各科目で修得した専門的知識・技術や介護実習で得た学びを総合的に活用し、2年間の総まとめとして介護福祉研究に取り組む科目構成としている。 5. 地域における生活支援実践力を高められるよう、多職種との連携や地域の理解について複数の科目と介護実習で段階的・横断的に学ぶことができる科目構成としている。

AP	<p>本学は「豊かな人間性の涵養」と「ケアスペシャリストの育成」を教育理念としている。それに基づき、豊かな感性を備え人と関わり、専門的知識・技術を身につけて、地域社会に貢献できる学生を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉や社会福祉に関心を持ち、学ぶ意欲をもっている。 2. 人の立場になって考えることができる。 3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。 4. 人とともに協力して活動に取り組むことができる。 5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある。
----	---

本学では毎年、三つの方針（DP・CP・AP）について組織的な議論を重ねて検討している。令和4年度には学長を中心に教授会、自己点検・評価委員会、教育課程委員会、評価委員会、各学科等で議論を重ね、三つの方針（DP・CP・AP）について学生が内容を理解しやすいか否かの視点から再度検討した。その結果、幼児保育学科では学生がより理解しやすいよう、ディプロマ・ポリシーを5項目に集約し、介護福祉学科ではカリキュラム・ポリシーを中心に文言等の一部を修正し、わかりやすい表現とした。令和5年度には幼児保育学科において、現状のカリキュラム・ポリシーが新たに策定されたディプロマ・ポリシーに適した内容となっているかどうかの議論が行われ、部分的に修正された。

本学では学生募集、入学者選抜の段階から在学中、そして卒業に至る一切の教育活動が三つの方針（DP・CP・AP）を踏まえて行われている。例えば、オープンキャンパスで高校生等に対し、アドミッション・ポリシーを通して本学が求める学生像を伝え、入学志願者を募っている。在学中は保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、または介護福祉士国家資格の取得を目指し、各学科で定めたカリキュラム・ポリシーに基づく科目を履修している。そして各学科で2年間の学習成果を踏まえてディプロマ・ポリシーの達成度を確認し、教授会における卒業判定の審議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位授与を認めている。各年度当初のオリエンテーション（備付-49）では、カリキュラム・ポリシーに基づく科目の履修指導を行っている。また、学生がディプロマ・ポリシーを意識して学習を行えるよう、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を「教育課程・学生生活ガイド」（提出-4）に表記し、それを各学科で説明している。

本学では、三つの方針（DP・CP・AP）を「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」や「教育課程・学生生活ガイド」、松本短期大学ウェブサイトに掲載し、学内外に表明している。特にディプロマ・ポリシーの内容については冊子「学びの軌跡」にも記載し、各学期終了後、すべての学生と教員が一緒に個別面談する中で確認している。

<テーマ 基準 I—B 教育の効果の課題>

令和5年度は、令和4年度に見直された各学科のディプロマ・ポリシーや新たに策定された学習成果、アセスメント・ポリシーを学生にわかりやすく説明することが課題であった。令和6年度も各学科の三つの方針（DP・CP・AP）や学習成果、アセスメント・ポリシーについて各学期のオリエンテーション等の際に「教育課程・学生生活ガイド」（提出-4）や冊子「学びの軌跡」（提出-7,8）等に基づき丁寧に説明していくことが求められる。

また、令和5年度から導入された「学びの軌跡」システムについて、その実施状況や成果、課題を把握し、効果的な教育につなげていくことが課題である。令和5年度に実施した「学びの軌跡」中間アンケートの結果（備付-120）をみると「現時点における自分自身の学習成果の獲得状

況を把握できたか」の問いに対して「できた」と回答した学生の割合が幼児保育学科で84%、介護福祉学科で78%に達した。「ゼミナールまたはチューター担当教員との面談で自分の次なる目標を見つけることができたか」の問いに対しては幼児保育学科の77%、介護福祉学科の83%が「できた」と回答した。これらの結果からも、現時点において「学びの軌跡」システムは一定の成果を得られていることが確認できた。

令和6年度には2年間の「学びの軌跡」システムを総括するアンケート調査を実施した。学生は「学びの軌跡で学習成果が把握できましたか？」の問いに対し、幼児保育学科の88.5%、介護福祉学科の90.5%が「できた」と回答している。「教職員からのフィードバックがありましたか？」の問いに対し、幼児保育学科の73.8%、介護福祉学科の71.4%が「あった」と回答している。学習面の振り返りや目標・課題の発見に関しては、幼児保育学科、介護福祉学科ともに100%の肯定的な回答を得た。また、教員からは「学生との学習成果の振り返りや目標設定とその共有はできた」という回答を得た。一方、フィードバックについては14%の教員より「十分でない」という回答を得た。この結果を分析し、「学びの軌跡」システムの更なる改善を図ることが課題となる。

<テーマ 基準 I—B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I—C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

7：冊子「学びの軌跡」（幼児保育学科）、8：冊子「学びの軌跡」（介護福祉学科）、12：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（幼児保育学科）、13：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（介護福祉学科）

提出資料—規程集

9：松本短期大学 自己点検・評価に関する規程、15：松本短期大学 評価委員会規程

備付資料

8：自己点検・評価報告書 [令和3年度]、9：自己点検・評価報告書 [令和4年度]、10：自己点検・評価報告書 [令和5年度]、12：アセスメント・ポリシー、15：就職先へのアンケート結果、17：松本短期大学ウェブサイト（自己点検・評価報告書 <https://www.matsutan.jp/college/report>）、18：自己点検・評価状況チェックリスト（アンケート）、19：高校訪問報告書、20：高校進路担当者説明会資料、21：高校進路指導担当者へのアンケート、22：FD研修に関する資料、23：SD研修に関する資料、24：VOICE（学生による授業評価）、25：授業評価報告書、26：「学習成果と学生支援に関する満足度調査」、27：卒業生へのアンケート、28：資格取得・国家試験合格率、29：幼児保育学科 履修カルテ、30：介護福祉学科 プレゼンテーション評価表、31：介護福祉学科 生活支援技術評価表、32：介護福祉学科 介護過程評価表、33：介護福祉学科 介護実習評価表、34：介護福祉学科 医療的ケア評価表、35：介護福祉学科 国家試験模擬試験自己採点シート、36：介護福祉学科 国家試験模擬試験結果一覧表、37：介護福祉研究発表会評価表、38：長野県介護技術コンテスト（ケアコン）資料、40：介護福祉士への道—介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き、41：GPA 一覧表、48：学位授与率、120：「学びの軌跡」中間アンケート、121：幼児保育学科実習評価表、122：幼児保育学科 卒業研究、123：介護福祉学科 介護福祉研究、165：就職状況 [令和5年度]

[区分 基準 I—C—1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I—C—1 の現状>

自己点検・評価のための規程は「松本短期大学 自己点検・評価に関する規程」(提出-規程集 9) に定められており、この規程に基づき自己点検・評価委員会が設置されている。また、「松本短期大学 評価委員会規程」(提出-規程集 15) によって評価委員会が設置されており、自己点検・評価委員会とともに本学の自己点検・評価活動の中心的な役割を果たしている。学長を委員長とする自己点検・評価委員会は「自己点検・評価報告書」(備付-8, 9, 10) の内容を確認した上で短期大学全体、各学科、各部署、各委員会等の課題を明らかにし、改善方法の検討を行っている。評価委員会は認証評価に関する情報提供や「自己点検・評価報告書」の作成に向けた連絡調整及び編集等を担っている。自己点検・評価委員会と評価委員会が主体となり、各学科、各部署、各委員会等と連携しながら自己点検・評価活動を推進する組織体制が整備されている。これらとは別に自己点検・評価活動を展開する上で早急に取り組む必要がある課題等が生じた場合には、臨時特別委員会として評価推進委員会を組織し、速やかに対応できる体制を整えている。

毎年、自己点検・評価委員会と評価委員会が中心となり、各学科、各部署、各委員会等と連携しながら全教職員が関与する形で自己点検・評価活動が行われ、その結果を「自己点検・評価報告書」にまとめている。その際は、学内分掌組織に対応させて執筆担当者・部署を決定し、自己点検・評価委員会の委員長である学長が教授会、拡大教授会で執筆を依頼している。各学科、各部署、各委員会は月 1~2 回程度の割合で会議または委員会を開催し、当該する教育研究活動や学生支援、業務内容等について自己点検・評価を行っている。該当年度の「自己点検・評価報告書」の原案が作成された後、評価委員会、自己点検・評価委員会の順にその内容の妥当性が精査される。その後、「自己点検・評価報告書」の最終確認と今後の課題検討を目的に自己点検・評価委員会が開催される。最終的には教授会、拡大教授会で該当年度の自己点検・評価報告が学長より行われ、当該年度の「自己点検・評価報告書」の完成が承認される。

自己点検・評価活動の成果は、毎年「自己点検・評価報告書」としてまとめられ、全教職員に配布するとともに、毎年、松本短期大学ウェブサイト(備付-17)にも掲載し、学内外に公表している。

本学では、毎年、全教職員が関与して「自己点検・評価報告書」を作成している。それにより抽出された課題については、全教職員が周知し、その改善に向けた取り組みにつなげるため、教授会、拡大教授会で学長や ALO が中心となって報告している。また、一般社団法人大学・短期大学基準協会が示した短期大学の各評価基準・観点について 5 段階で評価する自己点検・評価状況チェックリストを独自に作成し、全教職員を対象に自己点検・評価状況チェック(自己点検・評価アンケート)(備付-18)を毎年実施している。本アンケートの実施は、教職員一人ひとりが各評価基準・観点を知る機会となり、実際に自己点検・評価を行う際の視点を養うことに寄与する。また、自己点検・評価の視点から本学の現状をとらえ、さらに向上・充実を図るべき点や改善すべき点を把握することにつながる。令和 5 年度の自己点検・評価状況チェックリスト(自己点検・評価アンケート)の回答率は 93.3%で例年通り高い水準を維持した。回答率のみで判断できないものの、回答率は各教職員の関心の度合いを示す 1 つの指標となり得る。その意味で本アンケートを通じて自己点検・評価活動を教職員一人ひとりがより意識する機会にもなっている。

広報企画推進委員会や入試委員会が中心となり、各学科、事務局等と連携を図り、高校訪問の際に高等学校関係者から意見や要望等を聴取し、高校訪問報告書(備付-19)に記載している。その内容によっては教授会、拡大教授会で報告し、情報共有を図っている。また、例年 6 月には高校進路担当者説明会(備付-20)を開催し、高校進路指導担当者へのアンケート(備付-21)を実

施している。これにより、アドミッション・ポリシー等について高等学校関係者への意見聴取を行っている。令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、開催を見合わせた。令和5年度は6月に高校進路担当者説明会を行い、アドミッション・ポリシー等の内容を含めて意見聴取のためのアンケート調査を実施した。

本学では自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。科目レベルでは、その科目を受講した学生が5段階の選択肢と自由記述で回答したVOICE（学生による授業評価）の結果（備付-24）と授業評価報告書（備付-25）に基づき各教員が自己点検・評価を行い、授業改善につなげている。また、毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、そこから見出された課題については各学科、各部署、各委員会で検討され、改善に向けて取り組んでいる。例えば、令和2年度と令和3年度の結果からは、アプリを用いた課題配信やオンライン授業に向けた環境整備が課題であることが明らかとなった。そこで令和3年度と令和4年度はFD委員会が中心となり、各学科でMicrosoft Teamsを用いた課題配信や課題提出等の方法を学ぶFD研修を企画・実施した（備付-22）。その結果、新型コロナウイルス感染拡大で対面授業が不可能となった際も教員はMicrosoft Teamsを活用し、学生の自宅学習をサポートすることができた。令和3年度の自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）の結果からは基準Ⅲ（教育資源と財的資源）、特に中期計画に関する研修の必要性が示唆された。そこで、令和4年10月には、全教職員を対象にFD・SD研修の一環として、中期経営計画を中心とした認証評価に向けての研修会を開催した（備付-23）。この結果、令和4年度の自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）では、令和3年度よりも基準Ⅲに関する教職員の理解が促進されたことが明らかになった。具体的には基準Ⅲ-D-1(2)①「学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している」について、「すごくそう思う」「少しそう思う」の合計が令和3年度の53.0%から令和4年度は86.5%に上昇した。また、令和3年度の自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）の結果からは、基準Ⅰ-C-2(1)「学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している」について、「すごくそう思う」「少しそう思う」の合計が79.0%であり、決して十分とはいえない状況にあることも確認できた。そこで令和4年度は、自己点検・評価委員会や評価委員会を中心に教授会、各学科、各委員会、事務局等で組織的な議論を重ね、アセスメント・ポリシー（備付-12）を新たに定め、その周知を図った結果、令和5年度の合計は100%に達した。さらに学習成果について内部質保証ルーブリックで点検した結果、学習成果をフィードバックする組織的な仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなったため、本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」（提出-7,8）を活用した学生全員との個別面談を各学期終了後に行う「学びの軌跡」システムを創設した。令和5年度から「学びの軌跡」システムの運用を開始し、学習成果を基軸とした取り組みの強化を組織的に展開している。VOICE（学生による授業評価）の結果に基づく授業改善に加え、「自己点検・評価報告書」の作成や自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）の結果も踏まえ、必要なFD・SD研修を新たに企画したり、学習成果を基軸とした取り組みを強化したりする等、本学ではPDCAサイクルに基づいて自己点検・評価の結果を組織的に改革・改善に活用している。

[区分 基準 I—C—2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I—C—2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法に関しては、本学全体または各学科あるいは各科目でいくつかの評価指標・項目を用いている。これらの評価指標・項目については、以下に示すとおり、令和4年度にアセスメント・ポリシー（備付-12）を策定したことで整理され、その全体像を学生に対してわかりやすく提示できるようになった。学習成果を焦点とする査定の具体的な手法として、GPA（備付-41）や学位授与率（備付-48）、就職状況（備付-165）に加え、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」（備付-26）、卒業生へのアンケート（備付-27）、就職先へのアンケート（備付-15）等、各種アンケートも活用している。例えば「学習成果と学生支援に関する満足度調査」では「幅広い教養」「専門的知識」「専門的技術」「課題解決能力」「コミュニケーション能力」等の習得度を4段階の選択肢で評価している。卒業生へのアンケートからは、ディプロマ・ポリシーや学習成果の内容を含めた上で本学の教育や授業等をどのように受け止めたのかを把握している。卒業生の就職先に調査を行う就職先へのアンケートの結果からは、本学での学習成果が卒業後の仕事に活かされているか等について確認している。各学科では、各種模擬試験や実習評価（備付-121, 33）、卒業研究（備付-122）または介護福祉研究（備付-123）、各専門領域を活かした資格・免許の取得状況等に基づいて学習成果を評価している。特に建学の精神や教育理念で「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学としては、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得率（備付-28）、介護福祉士国家試験合格率（備付-28）も学習成果を測る評価指標・項目の1つとして重要となる。学科独自の査定の手法をみた場合、幼児保育学科では学習ポートフォリオとして履修カルテ（備付-29）を活用している。介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表（備付-30）や生活支援技術評価表（備付-31）、介護過程評価表（備付-32）等、複数の評価シートを用いて学習成果を測定している。各科目では成績評価に加え、VOICE（学生による授業評価）（提出-24）を実施し、その科目の学習成果等を学生が自己評価する機会としている。令和5年度からは、学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」（提出-7, 8）を活用した学生全員との個別面談を各学期終了後に行う「学びの軌跡」システムを運用している。

■アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）

アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針）とは、学生の学習成果をどのように評価するのか等を定めた学内の方針のことである。本学では、三つの方針（アドミッション・ポリシー：AP、カリキュラム・ポリシー：CP、ディプロマ・ポリシー：DP）との関連を踏まえた上で、時期別（入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後）に学習成果の到達状況を「機関レベル（短期大学全体）」「教育課程レベル（各学科）」「科目レベル（各授業）」で評価する。本学では、学習成果を獲得するプロセスを重視し、ディプロマ・ポリシーの達成につながるよう、段階的に学習成果を評価する。具体的には、以下の表に示すとおりである。

レベル		評価の時期		
		入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル (短期大学全体)		<ul style="list-style-type: none"> 入学試験 入学前課題 	<ul style="list-style-type: none"> 休学率 学習成果と学生支援に関する満足度調査 G P A 「学びの軌跡」（学習成果の獲得状況とその振り返り） 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業認定・学位授与率 就職率 進学率 卒業生へのアンケート 就職先へのアンケート G P A
教育課程 レベル (各学科)	幼児保育 学科	<ul style="list-style-type: none"> SPI ピアノ実技 	<ul style="list-style-type: none"> 模擬試験（就職対策） 履修カルテ 実習評価 卒業研究 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士取得率 幼稚園教諭二種免許取得率 その他の資格・免許取得状況
	介護福祉 学科	<ul style="list-style-type: none"> 生物テスト 漢字テスト 	<ul style="list-style-type: none"> 模擬試験（国試対策） 各種評価表 実習評価 介護福祉研究 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士取得率 その他の資格・免許取得状況
科目レベル (各授業)		<ul style="list-style-type: none"> 入学前課題 	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価 単位取得率 授業評価アンケート 	

ディプロマ・ポリシーの達成度

学習成果の評価

査定の手法は、教授会や各学科、教育課程委員会、学生支援委員会、FD委員会を中心に点検が行われている。例えば「学習成果と学生支援に関する満足度調査」や卒業生へのアンケート等の各種アンケート結果については教授会、拡大教授会で報告され、アンケートの時期や回数等を含めて、その妥当性が検討されている。また、各学科ではディプロマ・ポリシーと各科目の到達目標との関連性をカリキュラムマップで点検している。「シラバス（履修ガイド）」（提出-12, 13）の作成にあたっては、各科目のシラバスチェックを教育課程委員会が中心となって行い、その中で各科目の評価方法の妥当性について点検している。令和4年度には、学習成果に関して内部質保証ルーブリックで点検した結果、学習成果をフィードバックする組織的な仕組みが十分とはいえない状況にあることが明らかとなった。そこで、学習成果の測定・評価とそれに基づくフィード

バックの組織的な強化を図るため、本学独自の仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した学生全員との個別面談を各学期終了後に実施する「学びの軌跡」システムを創設した。「シラバス（履修ガイド）」（提出-12, 13）の作成にあたっては、各科目のシラバスチェックを教育課程委員会が中心となって行い、その中で各科目の評価方法の妥当性について点検している。令和6年度には、既存のシラバスの課題の改善に向けて、ガイドブックを作成した（シラバス作成のガイドライン）。シラバスを適切に記載し、学生に明示することは、教育の質保証の1つでもあり、シラバスの記載内容は教員と学生の双方で同意した一種の契約事項とも考えられる。そこで、シラバスの記述マニュアルを作成し具体的な書き方を示した。シラバスを「授業内容を記載する書面」ではなく、「学生の学習に焦点を当て、より学生の学習を促すためのもの」として機能するよう、評価基準の明確化、具体的な事前事後学習の記入、フィードバックの明記を行うこととし、それらを令和7年度よりの運用とする。なお、シラバスは本学のホームページ上にも掲載されている。

本学では、査定の手法を用いて評価するだけでなく、その結果を改善につなげる等、教育の向上・充実のためにPDCAサイクルを活用している。例えば、VOICE（学生による授業評価）（備付-24）の結果を受け、各科目の担当教員は授業評価報告書を記載し、学生の学習成果や学生の意見等を把握した上で自らの授業の課題を整理し改善計画を立て、授業改善に活かしている。幼児保育学科では、ゼミナール担当教員が履修カルテを確認して強化すべき点を指導し、学生が自らの課題を意識し改善に向けて取り組むことをサポートしている。介護福祉学科では、介護福祉士国家試験模擬試験の結果からデータベースを作成し、得点が伸び悩んでいる学生を早期に把握し、補習や個別指導・面談につなげている。一方、これまで学習成果に対応した査定の手法は複数存在していたものの、それらを整理することができず、学生に対して学習成果の査定について体系的な説明が十分にできていなかった。そこで、こうした状況を改善するため、令和4年度にアセスメント・ポリシーを策定し、時期別（入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後）に学習成果の到達状況を機関レベル（短期大学全体）、教育課程レベル（各学科）、科目レベル（各授業）の三層構造で整理して体系化を図った。これにより令和5年度からは、アセスメント・ポリシーを用いて学生に対して学習成果の査定の手法について体系的かつわかりやすい説明を行えている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令に変更等があった場合は教授会、拡大教授会を通じて事務局から全教職員に通知され、その内容を全教職員で共有し、法令遵守に努めている。法令等の改変に伴い、本学の規程等を改正する必要がある場合は、学長が教授会において意見を聴き、学長の決定に基づいた規程等の修正案を理事会で決議している。

<テーマ 基準Ⅰ—C 内部質保証の課題>

多様な視点から自己点検・評価活動を推進するためにも、自己点検・評価活動や認証評価に関して部署横断的な議論の機会を増やし、それに基づきPDCAサイクルを回すことが重要となる。そこで令和5年度は、学長を委員長とし、事務長、学生部長、各学科長、各委員長等からなる自己点検・評価委員会を毎月開催し、自己点検・評価活動を展開する上での課題や「自己点検・評価報告書」の執筆状況、認証評価に関する情報と今後の課題等について確認または検討する機会を得ることができた。こうした傾向を重視し、令和7年度も自己点検・評価委員会を中心に本学の現状把握を行い、その結果に基づく改革・改善に向けた議論を深めていくことが求められる。

また、令和5年度からは、本学独自の「学びの軌跡」システムの運用が開始され、その実施状況や成果等を把握するため、中間アンケートを行って評価した（備付-120）。

ただし、「学びの軌跡」システムは在学中の2年間を通して運用されるため、令和6年度には2年間の「学びの軌跡」システムを総括するアンケート調査を実施した。その結果、学生は「学びの軌跡で学習成果が把握できましたか？」の問いに対し、幼児保育学科の88.5%、介護福祉学科の90.5%が「できた」と回答している。「教職員からのフィードバックがありましたか？」の問いに対し、幼児保育学科の73.8%、介護福祉学科の71.4%が「あった」と回答している。学習面の振り返りや目標・課題の発見に関しては、幼児保育学科、介護福祉学科ともに100%の肯定的な回答を得た。また、教員からは「学生との学習成果の振り返りや目標設定とその共有はできた」という回答を得た。一方、フィードバックについては14%の教員より「十分でない」という回答を得た。この結果を分析し、「学びの軌跡」システムの更なる改善を図ることが課題となる。

<テーマ 基準I—C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

前回（平成 29 年度）の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した 11 の行動計画とその実行状況は以下のとおりである。

① 建学の精神についての理解を深め、教職員間において建学の精神の共有化を図るために実施された取り組み（学内における建学の精神の掲示等）について活用状況等の点検と確認を行う。

建学の精神については、入学式及び卒業式で表明されるほか、年度初めの教授会、拡大教授会において理事長が教職員に説明し、内容を点検・確認している。また、「松本短期大学創立 50 周年記念誌」、松本短期大学ウェブサイト、「教育課程・学生生活ガイド」、冊子「学びの軌跡」に建学の精神を掲載している。これらの媒体には、併せて建学の精神の概説を記載し、建学の精神についての理解とその共有化を図っている。特に「教育課程・学生生活ガイド」は各学期のオリエンテーション、冊子「学びの軌跡」は各学期終了後にそれぞれ活用するため、その際に建学の精神を点検・確認している。さらに建学の精神を日常的に点検・確認できるよう、建学の精神を学生や教職員が利用する玄関や昇降口、教室内に掲示する工夫も実施している。

② 建学の精神についての解釈を点検するとともに、解釈に基づく活動を検討する。具体的に、地域福祉の総合的な教育研究の府としての使命を実現するための活動計画やケアスペシャリストの育成を通じた地域貢献についての具体的な活動計画を図る。

建学の精神についての解釈は、建学の精神の概説に記されている。したがって、建学の精神の概説を掲載した「教育課程・学生生活ガイド」や冊子「学びの軌跡」等を活用し、建学の精神についての解釈を点検している。また、建学の精神についての解釈を点検する中で、本学が定めた「地域貢献」の定義を見直す必要性が生じ、令和 5 年度には従来の「地域貢献」の定義を一部修正し、「地域・社会貢献」の定義に改めた。地域・社会への貢献活動を推進するため、平成 24 年 3 月に筑北村、平成 28 年 11 月に笹賀地区、平成 31 年 2 月に松本市、令和 6 年 2 月に安曇野市とそれぞれ連携協定を締結し、活動の幅を広げている。また、コロナ禍においては、これまで行ってきた公開講座を一旦中止せざるを得なかったものの、代わりに情報誌として「まつたんかわら版」を発行し、地域住民の方々に役立つ保健医療福祉に関する情報を発信した。令和 4 年度から公開講座を再開し、介護福祉学科 30 周年記念シンポジウム等を計画的に実施してきた。こうした本学の地域・社会貢献活動については松本短期大学ウェブサイトに掲載するとともに、「自己点検・評価報告書」にも記載し、活動の可視化と今後の活動計画の参考としている。

③ 教育理念及び教育目標について、教員間でさらに認識を深め、共有化し、学内外において積極的に公表する。

教育理念及び教育目標については、「教育課程・学生生活ガイド」、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」、松本短期大学ウェブサイト等を通して学内外に公表している。また、建学の精神とともに 2 学科共通の教育理念及び教育目標については学生や教職員が利用する玄関や昇降口、教室内にも掲示し、日常的に確認できるように工夫している。教育理念及び教育目標については、教授会、拡大教授会、学科会、各学期のオリエンテーション等で確認し、教職員の認識を深め、その共有化を図っている。

④ 各学科の教育目的・目標及び卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検する。

各学科の教育目的・目標及びディプロマ・ポリシーについては、重層的な点検体制に基づき、毎年、学科会のほか、教授会、自己点検・評価委員会、教育課程委員会、評価委員会等で点検を行っている。修正が必要と判断された場合は、学長が教授会で意見を求め、学長が決定した修正案を理事会に提出して承認を得ている。

⑤ 各学科の教育目的・目標及び卒業認定・学位授与の方針に照らして学習成果の解釈について確認し、その意味内容を明確にする。

本学では各学科の教育目標及びディプロマ・ポリシーに照らして、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、または介護福祉士国家資格を取得して関連する職場に就職することを2年間の学習成果として重視してきた。そのため、これまで本学ではディプロマ・ポリシーを卒業までに獲得すべき各学科の学習成果として意味づけてきた。しかし、学習成果の解釈について検討を進めた結果、ディプロマ・ポリシーとは別に各学科の学習成果を定める必要性が生じ、令和4年度に新たに各学科の学習成果を策定した。その結果、各学科の学習成果の意味内容の明確化と内容の具体化につながった。

⑥ 学習成果を査定する仕組みとして、GPA システムについての有効性や活用方法を理解する機会を設ける。

令和5年度からは学習成果を査定する仕組みとして、GPAによる客観評価と5段階評価による自己評価で学習成果を測定・評価し、その結果をすべての学生と教員が個別面談を通して振り返る「学びの軌跡」システムの運用を開始している。これによりGPAを学習成果の獲得に向けて組織的かつ有効に活用する機会を増やすことができた。また、GPA2.0未満を基礎学力不足あるいは成績不振と判断し、該当する学生に対してゼミナールまたはチューター担当教員が個別に指導する等、学習成果の獲得に向けた支援の充実・強化を図っている。

⑦ GPA 制度についての理解を深めるとともに、学習成果の評価指標や評価項目について検討する。

GPAについては「教育課程・学生生活ガイド」や冊子「学びの軌跡」にその算出方法等を掲載し、各学期のオリエンテーションや各学期終了後に説明することで学生が理解できるように配慮している。また、学習成果の評価指標や評価項目については各学科で毎年検討を重ねているほか、令和4年度にはアセスメント・ポリシーを策定し、時期別（入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後）及び機関レベル（短期大学全体）、教育課程レベル（各学科）、科目レベル（各授業）の三層構造で整理して体系化を図っている。

⑧ 教育の質を保証するため、各科目の授業改善に関する取り組みをさらに充実させる。

本学では学期ごとに全科目についてVOICE（学生による授業評価）を実施し、その結果に基づいて各科目担当教員が授業評価報告書を作成して自己点検・評価を行い、授業改善に取り組んでいる。令和5年度からは、VOICE（学生による授業評価）の自由記述に記された学生の要望や意見、疑問等に対して教員が回答してフィードバックする仕組みを整える等、「学生の声」を通して授業改善する体制の強化を図っている。また、FD活動の一環として教員相互の授業参観を実施し、

他の教員の授業から学ぶべき点や参考になる点等を授業参観記録に記述し、授業改善に役立てている。

⑨ 理事、評議員及び教職員が自己点検・評価に係る活動について恒常的に関心を持ち、学園全体で自己点検・評価の必要性を認識するため、係る活動を定期的かつ継続的に実施する。

本学では、毎年、学長、自己点検・評価委員会、評価委員会が中心となり、各学科、各委員会、各部署等と連携しながら全教職員が関与する形で自己点検・評価活動が行われ、その結果を「自己点検・評価報告書」にまとめている。また、短期大学評価基準・観点について5段階で評価する自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）を全教職員が毎年実施し、9割以上の回答率を得ている。さらに理事会や評議員会においても自己点検・評価活動や認証評価に関する内容を取り上げる等、学園全体で恒常的に関心を持ち、継続的に自己点検・評価活動を実施している。

⑩ 自己点検・評価に係る活動から得られた情報や成果の活用方途について検討する。

毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、自己点検・評価活動から得られた情報や成果等についてまとめ、松本短期大学ウェブサイトで公表している。自己点検・評価活動を通して抽出された課題については、教授会、拡大教授会において学長やALOを中心に各学科、各委員会、各部署から報告され、全教職員が周知した上で、その改善に向けて取り組む体制となっている。また、短期大学評価基準・観点について5段階で評価する自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）を全教職員に対して実施し、その結果を改善に向けて活用している。

⑪ 自己点検・評価に係る活動への教職員の参画の仕方について検討する。

取り組むべき課題に応じて各学科、各委員会、各部署等で役割分担し、自己点検・評価活動が行われている。その成果については全教職員が関与して毎年作成する「自己点検・評価報告書」に記載され、教授会、拡大教授会で配布・報告される。また、教職員一人ひとりの内部質保証への意識を高めるため、短期大学評価基準・観点について5段階で評価する自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）を全教職員が実施し、本学の現状と課題を把握する機会としている。さらに自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）の結果に基づき授業改善、中期経営計画、内部質保証、認証評価等に関するFD・SD研修会を企画する等、各種研修を通して自己点検・評価活動への教職員の参画の推進も図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神や教育理念、教育目標、学習成果等の公表に加え、本学による地域・社会貢献活動の内容がステークホルダー（保健医療福祉関係者や地域住民等）に更に周知されるよう、ホームページの充実を図っていく必要がある。

引き続き全教職員が自己点検・評価活動に参画し、自主的な改善を図るため、PDCAサイクルを回していくことが求められる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程〕

＜根拠資料＞

提出資料

2：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2023、3：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2024、4：令和5年度教育課程・学生生活ガイド、5：令和5年度 松本短期大学 学生募集要項、6：令和6年度 松本短期大学 学生募集要項、9：松本短期大学 学則、10：ウェブサイト（教育に関する情報 幼児保育学科 <https://www.matsutan.jp/course/childcare/education>）、11：ウェブサイト（教育に関する情報 介護福祉学科 <https://www.matsutan.jp/course/care-welfare/education>）、12：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（幼児保育学科）、13：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（介護福祉学科）、14：令和5（2023）年度 松本看護大学・松本短期大学 年間行事予定表

備付資料

10：自己点検・評価報告書〔令和5年度〕、14：介護福祉学科職場別相談セミナー資料、15：就職先へのアンケート結果、19：高校訪問報告書、21：高校進路指導担当者へのアンケート、24：VOICE（学生による授業評価）、26：「学習成果と学生支援に関する満足度調査」、27：卒業生へのアンケート、28：資格取得・国家試験合格率、29：幼児保育学科 履修カルテ、30：介護福祉学科 プレゼンテーション評価表、31：介護福祉学科 生活支援技術評価表、32：介護福祉学科 介護過程評価表、33：介護福祉学科 介護実習評価表、34：介護福祉学科 医療的ケア評価表、35：介護福祉学科 国家試験模擬試験自己採点シート、36：介護福祉学科 国家試験模擬試験結果一覧表、37：介護福祉研究発表会評価表、38：長野県介護技術コンテスト（ケアコン）資料、40：介護福祉士への道—介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き、41：GPA 一覧、43：授業参観記録、44：介護福祉学科就職相談会資料、47：単位取得状況、48：学位授与率、49：オリエンテーション資料、76：各種奨学金案内資料、88：幼児保育学科 職業教育に係る講義資料、120：「学びの軌跡」中間アンケート、121：幼児保育学科 実習評価表、124：定期試験の受け方、142：松本短期大学ウェブサイト（VOICE（学生による授業評価） <https://www.matsutan.jp/college/report>）、165：就職状況〔令和5年度〕

〔区分 基準Ⅱ—A—1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針（DP）は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針（DP）は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針（DP）は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針（DP）を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ—A—1の現状＞

本学では建学の精神、2 学科共通の教育理念、ケアスペシャリスト育成の 5 つの柱、2 学科共通の教育目標、各学科の教育目標に基づきディプロマ・ポリシーを定めている。各学科のディプロマ・ポリシーは、令和 4 年度に見直しが行われ、令和 5 年度より適用された。ディプロマ・ポリシーに基づき各学科の学習成果が策定されている。ディプロマ・ポリシーと学習成果については、幼児保育学科、介護福祉学科ともに 10 項目の学習成果の獲得がディプロマ・ポリシーの 5 項目の達成につながるように関連をもたせている。このようにディプロマ・ポリシーは、それぞれの学習成果に対応している。以下、各学科のディプロマ・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの 5 項目と学習成果の 10 項目の関連を示す。

＜幼児保育学科：ディプロマ・ポリシー＞

本学科に 2 年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 基礎的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性を備え、福祉、保育、教育に携わる社会的責任と倫理観について理解している。
2. ケアスペシャリストとして必要な保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を修得している。
3. ケアスペシャリストとしての自覚を持ち、他者との信頼関係構築の重要性を理解できている。
4. 社会福祉の視点に立って、その最善の利益を保證できる思考力と実践力を修得している。
5. 保護者ニーズを的確に捉え、地域・関連機関と連携することの必要性を理解している。

■ディプロマ・ポリシーと学習成果との関連

DP の項目	幼児保育学科が定める学習成果
1	1) 社会における保育者、教育者の役割を理解し、福祉、保育、教育の総合的な知識をもとに行動することができる。
	2) 他者の置かれた立場を尊重しながら、自らの考えを伝えることができる。
2	3) 子どもの心身の発達に関する正しい知識のもと、子どもの発達に合わせた適切な関わりや援助を行うことができる。
	4) 保育、教育内容とその指導法についての知識を習得し、遊びなどの具体的な活動を計画し、実施することができる。
3	5) 相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーションを取ることができる。
4	6) 保育、幼児教育、社会福祉に関する基本的な理論や知識を身につける。
	7) 子どもの最善の利益を最優先に考え、保育・教育の計画を立案、実施する技術を身につける。
5	8) 多様な社会において、様々な立場の保護者に寄り添い、尊重し、共に子どもの成長を喜び合うことができる。
	9) 保育及び幼児教育の現状を的確に把握し、子ども、保護者に必要な関わりを選択することができる、あるいは、必要な機関へ繋ぐ知識を身につける。

	10) 地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。
--	---

<介護福祉学科：ディプロマ・ポリシー>

本学科に2年以上在学し、本学「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した学生は、次の到達目標に達した人材であると認定し、「短期大学士」の学位を授与する。

1. 温かいところと豊かな感性を備え、人への深い関心もち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができている。
2. 介護を必要とする人の自立支援と、地域におけるその人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している。
3. 根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている。
4. 常に問題意識をもち、介護実践の質的な向上や介護をめぐる課題について探求し、より良い介護を追求できている。
5. 多職種や地域住民との連携・協働の必要性を理解できている。

■ディプロマ・ポリシーと学習成果との関連

DPの項目	介護福祉学科が定める学習成果
1	1) 豊かな感性と表現力を備え、相手にもわかりやすく伝えることができる。
	2) 相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーション能力を身につける。
2	3) その人らしい生活や自立支援を多面的に検討するため、幅広い教養に加え、介護福祉に関する専門的知識を身につける。
	4) その人らしい生活や自立支援につなげるため、介護福祉に関する専門的技術を身につける。
3	5) 根拠に基づいたサービスを検討するため、介護過程に関する知識を身につける。
	6) 利用者本位のサービスにつなげるため、介護過程を実際に展開することができる。
4	7) 自らの問題意識に基づき課題を設定する中で探求心を養うことができる。
	8) 課題の解決に向けて、適切な方法で取り組み、その結果を考察する過程を通して、課題解決力の基礎となる研究的態度を身につける。
5	9) 授業や介護実習を通して多職種連携・協働を理解し、チームワークを発揮できる能力を身につける。
	10) 地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。

各学科のディプロマ・ポリシーに則り、設定した学科の授業科目を履修し、規定する必要単位を修得した上で各学科が定める到達目標に達した人材であると認定された者に「短期大学士」(幼児保育学科：教育学、介護福祉学科：介護福祉学)の学位が授与される。以下のとおり、「松本短期大学 学則」(提出-9)(以下「学則」)第7章には卒業の要件等が明示されている。

<学則 第7章 卒業及び学位>

(卒業の要件)	
第40条	本学を卒業するためには、学生は、2年以上在学し、第2項の定めるところにより、幼児保育学科は62単位以上、介護福祉学科は68単位以上を修得しなければならない。
2	卒業に必要な履修科目及び単位数は別表第4に定める。
(卒業)	
第41条	本学に2年以上在学し、第40条の定める科目及び単位数を修得し、卒業の資格を得た者について、教授会の議を得て学長が認定し、卒業証書を授与する。
(学位)	
第42条	学長は卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、次の区分に従い、短期大学士の学位を授与する。
一	幼児保育学科 短期大学士(教育学)
二	介護福祉学科 短期大学士(介護福祉学)

成績評価は「学則」第21条に則り、「シラバス(履修ガイド)」(提出-12,13)に科目ごとに明示された成績評価の方法で行われる。成績評価の基準は「学則」第25条に明示されている。具体的には「教育課程・学生生活ガイド」(提出-4)にも示すとおり、100～90点が「秀」、89～80点が「優」、79～70点が「良」、69～60点が「可」、60点未満が「不可」となっている。「学則」第25条2に示す不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。免許・資格取得の要件は、幼稚園教諭二種免許状に関しては「学則」第26条、保育士資格に関しては「学則」第27条、介護福祉士試験受験資格に関しては「学則」第28条にそれぞれ明記されている。

各学科のディプロマ・ポリシーは、各所管庁に認可を受けていること、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、または介護福祉士国家資格の取得につながることで、子どもや保育者への支援、根拠に基づく介護や利用者への自立支援というように社会的ニーズに対応した内容であることから、専門職として社会的・国際的にも通用性が認められる。

ディプロマ・ポリシーに関しては、各学科や教育課程委員会が中心となり、カリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシー、教育理念、教育目標、各科目との関係性を考慮し、学科会や「シラバス(履修ガイド)」作成時に毎年点検している。令和4年度には三つの方針(DP・CP・AP)について学生が内容を理解しやすいか否かの視点から点検を行い、幼児保育学科のディプロマ・ポリシーの内容を5項目に集約し、介護福祉学科のディプロマ・ポリシーについては内容をよりわかりやすい表現に見直した。

[区分 基準Ⅱ—A—2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針(CP)は、卒業認定・学位授与の方針(DP)に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針(CP)に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又

は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ—A—2の現状>

各学科のカリキュラム・ポリシーは、各学科のディプロマ・ポリシーに対応し、以下のように定められている。このカリキュラム・ポリシーに従って各学科の教育課程を編成している。

<幼児保育学科：カリキュラム・ポリシー>

教育目標とそれに関わるディプロマ・ポリシーに鑑み、保育及び幼児保育に関わる課題を、理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養うため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成している。

授業科目は、教養基礎科目と専門教育科目があり、これを2年間に配当している。

1. 教養基礎科目は、本学の教育目標である「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリストの育成」という観点に基づき「豊かな人間性」を育む科目として配置している。
2. 専門教育科目は「豊かな人間性」「基本知識と技術」「他者との信頼関係」「子ども家庭福祉」「地域連携支援」の各分野から配置している。

<介護福祉学科：カリキュラム・ポリシー>

カリキュラムは、「教養科目」と領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」で編成し、これらを2年間に配当している。

「教養科目」は、専門職としての価値・知識・技術をもって成長し続ける力を養うための土台作りの科目として編成されている。特に豊かな人間性を育むこと、短期大学での学び方の基礎を身につけること、進路設計・進路選択を考えることを重視している。領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」は、介護福祉士国家試験受験資格に関わる専門科目から構成されている。

1. 感性や表現力を高め、豊かな人間性を培うため、人間の尊厳や発達、人間関係、コミュニケーションについて複数の科目で段階的・横断的に学ぶことができる科目構成としている。
2. 介護福祉に関する専門的知識・技術を身につけ、その人らしい生活や自立支援を図ることができる力を培うため、「教養科目」と領域「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」に属する各科目について相互に関連づけながら段階的に学ぶことができる科目構成としている。
3. 根拠に基づく利用者本位のサービスを検討するため、生活支援技術と介護過程と介護実習を中心に各科目で修得した知識・技術を統合して介護過程を展開する能力を段階的に培うことができる科目構成としている。

4. 探求心や課題解決力の基礎となる研究的態度を養うため、各科目で修得した専門的知識・技術や介護実習で得た学びを総合的に活用し、2年間の総まとめとして介護福祉研究に取り組む科目構成としている。
5. 地域における生活支援実践力を高められるよう、多職種との連携や地域の理解について複数の科目と介護実習で段階的・横断的に学ぶことができる科目構成としている。

教育課程は「短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」という短期大学設置基準第4章第5条を踏まえ、「松本短期大学 学則」（提出-9）（以下「学則」）第17条に基づき、学科ごとにカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成している。また、ディプロマ・ポリシー達成に向けての道筋を学生に対してわかりやすく示すため、本学ではディプロマ・ポリシーの項目別に各学年で学ぶ科目を体系的に整理し、カリキュラムマップを作成している。

各学科ともディプロマ・ポリシーの5項目と関連した学習成果を10項目定めており、それに対応したカリキュラムマップを作成し、学年・学期ごとに適切な授業科目を編成している。授業科目には大きく教養科目と専門科目があり、1年前期は基礎的な内容を培う科目を多く開講し、1年後期、2年前期、2年後期になるにつれ、より専門的な内容を学ぶ科目を配置する等、段階を踏んで学習成果を獲得できる編成としている。その際は、学生が効果的に学習成果を獲得できるよう、各学科で各科目の年次配置について検討を行い、科目間での連携強化を図っている。

本学では、短期大学設置基準第5章第13条の2を踏まえ、各学科で単位の実質化を図り、各学期で履修できる選択科目単位数の上限を定めている。ただし、教育理念で「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学の場合、幼児保育学科では保育士資格と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士国家試験受験資格の取得が可能な教育課程編成となっているため、各学科とも必修科目の割合が多い分、選択科目数が少ない状況となっている。CAP制については、令和5年度に「学則」18条第3項に定め、「教育課程・学生生活ガイド」（提出-4）や「シラバス（履修ガイド）」（提出-12, 13）に記載し、前期・後期のオリエンテーション（備付-49）時に学生に説明を行っている。

成績評価については、短期大学設置基準第4章第11条の2第2項に基づき、「学則」第21条（単位修得の認定）、第22条（試験等の時期）、第23条（試験等の受験資格）、第24条（追試験）、第25条（学修の評価及び再試験）を定めて基準等を設け、学習成果の獲得状況の評価を厳格に行い判定している。学生には「教育課程・学生生活ガイド」や年間行事予定表（提出-14）等に基づき、事前に試験の受け方（備付-124）、定期試験や再試の期間等についても説明している。

「シラバス（履修ガイド）」には、科目ごと「教科目No.」「教科目名」「単位数」「時間数」「必修・選択別」「授業形態」「開講年次」「開講時期」「担当教員」「実務経験と授業科目との関連性」「講義目的」「到達目標」「授業回数」「授業日の主題」「授業概要」「事前・事後学修」「DP（ディプロマ・ポリシー）との関連性」「学修方法」「テキスト」「参考書」「教員からのメッセージ」「成績評価方法」「オフィスアワー」「履修条件」「受講前に学習すること」が明示されている。これらの内容については、学生に対して初回授業時に説明し、効果的な教育が展開できるようにしている。

本学には通信による教育を行う学科はない。

教育課程については、法制度の改正や学生の実態等を考慮し、効果的な教育が展開できるよう、教育課程委員会を中心に毎年9月～12月頃に各学科で内容の検討や見直しが行われている。令和5年度には、幼児保育学科においてディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえてカリキュラム・ポリ

シーの見直しが行われた。

[区分 基準Ⅱ—A—3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ—A—3の現状>

本学の教養教育は「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」というケアスペシャリスト育成の5つの柱に基づき実施している。各学科の教養を培う科目は以下のとおりである。

■幼児保育学科の教養を培う主な科目

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	生命倫理、健康と運動Ⅰ、健康と運動Ⅱ
ひとの可能性を考える	こころの科学
ひとの生活を考える	キャリア形成Ⅱ、地域交流実践
ひとの権利を考える	暮らしの中の憲法
学修の基礎力を培う	英語表現、情報処理演習、暮らしの中の数学、キャリア形成Ⅰ

■介護福祉学科の教養を培う主な科目

5つの柱	主な科目名
ひとの命と健康を考える	※専門科目で対応
ひとの可能性を考える	※専門科目で対応
ひとの生活を考える	地域生活と文化
ひとの権利を考える	※専門科目で対応
学修の基礎力を培う	初年度教育Ⅰ、初年度教育Ⅱ、キャリアデザイン入門 キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ、キャリアデザインⅢ

幼児保育学科は教養科目として「教養基礎科目」、専門科目として「専門教育科目」を、介護福祉学科は「教養科目」と専門科目である領域「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」「医療的ケア」をそれぞれ配置している。これらの教養教育と専門教育との関連について、学生は保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、または介護福祉士国家資格の取得を目指すため、2学科とも教養科目と専門科目が1年次から相互に関連して進み、相互補完的な役割を果たしている。教養科目と専門科目の関連については各学期初めのオリエンテーションでカリキュラムマップや「シラバス（履修ガイド）」（提出-12,13）を用いて説明している。

教養教育の効果を測定・評価するにあたっては、教養科目に関する成績評価やGPAに加え、VOICE（学生による授業評価）（備付-24）や「学習成果と学生支援に関する満足度調査」の結果（備付-26）を参考にしている。例えば、教養科目のVOICE（学生による授業評価）の結果（自由記述の部分）に対しては、教員がコメント等を記載し、Microsoft Teamsの各学年のクラス資料に入

れて学生にフィードバックし、授業改善に有効活用している。また、令和5年度に実施した「学習成果と学生支援に関する満足度調査」では「授業を通して幅広い教養が身についたと思う（そう思う＋少しそう思う）」と回答した学生の割合が各学科・学年いずれも9割を超えた。この結果については、教授会、拡大教授会を通して全教職員に周知し、改善に向けての資料としている。また、FD活動の一環として専門科目に加え、教養科目についても学科を超えて教員相互の授業参観を行い、その結果を授業参観記録（備付-43）に記載し、授業改善につなげている。

[区分 基準Ⅱ—A—4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ—A—4 の現状＞

教育理念で「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学の場合、幼児保育学科では保育士資格と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科では介護福祉士国家資格の取得に向けて、以下のとおり、カリキュラム内に実習が組み込まれている。実習は貴重な職業教育であり、学内で学んだ教養教育と専門教育で培った態度・知識・技術の活用・統合を図る機会となっている。また、実習は子どもや利用者というように対象は異なるものの、その人たちや職員の方々との関わり等を通して社会人に求められるコミュニケーション力を培い、人への思いやりを育み、自己成長できる場でもある。

■幼児保育学科での実習

学年	実習名
1年次	教育実習、保育実習Ⅰ
2年次	教育実習、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ

■介護福祉学科での実習

学年	実習名
1年次	介護導入実習、介護基礎実習、地域介護実習、個別援助実習
2年次	介護総合実習

実習以外にも幼児保育学科では、「保育・教職実践演習（幼稚園）」において、2年間の保育・教職における学習内容を確認し、保育に必要な専門知識・技術、総合的な判断力、倫理観等の習得・形成を目標とし、グループによる模擬授業を行っている。例年、松本短大幼稚園の園児を招いて模擬授業の公開を行っていた。令和3年度からは新型コロナウイルス等の感染予防のため、園児を招くことを見合わせている。令和5年度も学生が自らの課題に取り組む中で学生間での模擬授業を行った。コロナ禍の制約があった中、一般的な保育技術に加え、子どもとICT教育について考える機会となった。キャリア形成Ⅰとキャリア形成Ⅱでは、社会情勢を知り、自己の学力や表現力を客観的に見つめることで自らのキャリアを再考できるよう、職業の意識づけを図る教育を展開している。また、幼児保育学科の卒業生（同窓会）によるパペット指導が毎年行われて

いる。令和5年度は1年生を対象として全学生に手作りのハンドパペットを配布し、パペットの実際の使い方や子どもたちの反応についての特別講義を行った（備付-88）。

介護福祉学科ではキャリアデザイン入門やキャリアデザインI等の科目の中で進路設計や履歴書の書き方等を学ぶ職業教育の機会を設けている。また、就職相談会（備付-44）を毎年開催しており、約20～30の施設・事業所の代表者が本学を訪れ、それぞれのブースで学生と個別相談する機会を設けている。令和5年度も学生は各施設・事業所の情報を対面形式によって直接担当者から得ることができた。この就職相談会は本学と施設・事業所との連携を深める機会にもなっており、学生への職業教育や就職支援に加え、産学連携の観点からも重要となっている。また、職業教育の一環として介護福祉学科では、卒業生（同窓会）と連携して職場別相談セミナー（備付-14）を毎年開催している。令和5年度は、介護福祉士として働く卒業生4名が介護福祉士の魅力や喜び、やりがい等を在籍生に伝え、それらに対して在籍生が質問するという双方向の学びと交流を図る取り組みを実施した。

本学における職業教育の効果を示す指標の1つとして、就職率の高さが挙げられる。各学科とも毎年ほぼ100%の就職率となっており、特に保育士、幼稚園教諭、または介護福祉士として就職する者の割合が高いことが特徴である。また、卒業生へのアンケート（備付-27）や就職先へのアンケート調査の結果（備付-15）を通して職業教育の効果を各学科で検討し、授業改善に役立っている。令和5年度に実施した就職先へのアンケート調査をみると、5段階評価で「反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につけている」に対する平均が3.3点、「根拠に基づいた介護過程の展開ができ、質の高い利用者本位のサービスを考えることができている」に対する平均が3.8点であった。この結果からも在学中の講義・演習に加え、実習教育による一定の成果を確認できる。このように職業教育の一環として学生の実習は重要であるため、その実習評価も職業教育の効果を測定する方法となる。実習では幼児保育学科の教員が保育所や幼稚園等、介護福祉学科の教員が介護老人福祉施設や介護老人保健施設、通所介護事業所等を巡回し、学生の実習中の様子を確認する。その上で実習評価表（備付-121, 33）を活用し、実習先からの評価を踏まえながら、学生の実習評価を行っている。その結果は学科ごとに共有され、実習教育の更なる改善につなげている。

■令和6年度卒業生の就職状況等

学科	卒業生数	就職希望者数	就職者数（率）	進学者数	その他
幼児保育学科	69人	68人	67人（98.5%）	0人	2人
介護福祉学科	21人	20人	20人（100%）	0人	1人

[区分 基準Ⅱ—A—5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針（AP）は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針（AP）を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針（AP）は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針（AP）に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ

適正に実施している。

- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針（AP）を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ—A—5の現状>

本学が定める学習成果の中には「ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の修得」がある。また、各学科ではディプロマ・ポリシーと関連した10項目の学習成果を定めている。本学では、これらの学習成果に対応させ、アドミッション・ポリシーを学科ごとに定めている。

<幼児保育学科：アドミッション・ポリシー>

豊かな人間性を備えたケアスペシャリストをめざし、専門知識と技術を身につけ、地域社会に貢献できる人を育成する。それに基づき、幼児保育学科では、以下のような学生を求める。

1. 子どもの育ちと生活に興味・関心がある。
2. 誠実に人と向き合える。
3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。
4. 学びや体験の機会に意欲的に取り組むことができる。
5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある。

<介護福祉学科：アドミッション・ポリシー>

本学は「豊かな人間性の涵養」と「ケアスペシャリストの育成」を教育理念としている。それに基づき、豊かな感性を備え人と関わり、専門的知識・技術を身につけて、地域社会に貢献できる学生を求める。

1. 介護福祉や社会福祉に関心をもち、学ぶ意欲をもっている。
2. 人の立場になって考えることができる。
3. 人の話をよく聴き、自分の考えを伝えることができる。
4. 人とともに協力して活動に取り組むことができる。
5. 入学後の学修に必要な基礎学力がある。

本学では、「学生募集要項」（提出-5,6）にアドミッション・ポリシーを明確に示している。このほか、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」（提出-2,3）や松本短期大学ウェブサイト（提出-10,11）にもアドミッション・ポリシーを明示している。

アドミッション・ポリシーには各学科独自の内容に加え、「入学後の学修に必要な基礎学力がある」という共通項目を設定し、入学前の学習成果の把握・評価の必要性を明確にしている。その上で入学者選抜により、これまでの学習成果の把握・評価を客観的に行っている。例えば、総合型選抜では志望理由書、面接、幼児保育学科ではこれらに活動報告書とプレゼンテーション、介護福祉学科では口頭試問を加え、これまでの学習成果を把握・評価している。令和2年度実施の入試からは、文部科学省による「令和3年度大学入学者選抜実施要項の見直し」に伴い、学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働しつつ学習する態度）を入学者選抜において多面的・総合的に評価できるよう、入試形態・試験科目・

配点・提出書類の変更を行った。

入学者選抜の方法はアドミッション・ポリシーに対応している。具体的には「学生募集要項」の各入試に共通して提出する必要がある志望理由書には、アドミッション・ポリシーと受験者本人との関わりを記載する項目を設定している。さらに受験者の希望学科への理解度を把握し、入学後の目標と将来像についても考えられる内容としている。また、各入試ともに共通して行われる面接では、両学科ともに質問項目とアドミッション・ポリシーと学力の3要素を対応させた面接評価票を使用し、その適性を評価するものとなっている。

本学では、高校と短期大学との高大接続の観点から総合型選抜、指定校推薦選抜、公募推薦選抜、一般選抜及び社会人選抜の入試区分を設け、多様な選抜方法を採用している。各入試の選抜方法や各試験科目の評価方法については「学生募集要項」に明確に示されている。各選抜試験実施後に入試委員会によって合否判定資料が作成され、学科会での協議を経て教授会で審議し、学長が合否を決定している。このように各入試ともに選考基準を設定し、公正かつ適切に実施されている。

授業料、その他入学に必要な経費については「学生募集要項」や「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」に明示しているほか、オープンキャンパス等でも各学科で説明を行っている。その際は、各種奨学金案内資料（備付-76）に基づき長野県保育士修学資金や長野県介護福祉士修学資金等を活用した場合の学費負担の軽減についても説明している。学費及び奨学金制度については、松本短期大学ウェブサイトでも閲覧できるようになっている。

本学ではアドミッション・オフィスとして事務局入試広報室を設置している。

事務局入試広報室と入試委員会が連携し、受験生の問い合わせ等に適切に対応をしている。

本学では高校訪問の際に高等学校関係者との意見交換・聴取を行い、その内容を高校訪問報告書（備付-19）に記載し、入試委員会や広報企画推進委員会を中心にその情報をとりまとめ、アドミッション・ポリシーや学生募集等の点検・検討に活用している。また、本学で開催される高校進路担当者説明会では、高校進路指導担当者へのアンケート（備付-21）を実施している。その結果、本学のアドミッション・ポリシーは「高校生にわかりやすい」「わかりやすく広報している」等の意見が得られた。また、令和5年度は、アドミッション・ポリシーにおける両学科共通の⑤「入学後の学修に必要な基礎学力がある」について、「基礎学力の指標を具体的に示してほしい」という意見が2件あったため、入試委員会で継続的に検討を重ねた。その結果、具体的に記述することで混乱や誤解を招く恐れがあるため、アドミッション・ポリシー自体は令和6年度も変更しないこととなった。

[区分 基準Ⅱ—A—6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ—A—6 の現状>

本学では保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、または介護福祉士国家資格を取得して関連する職場に就職することを重視している。そのため、各学科の学習成果は「ケアスペシャリスト」の育成という教育理念に基づき、それぞれの専門性を踏まえ、卒業までに獲得すべき知識・技術・

能力等の内容が記載されている。これまではディプロマ・ポリシーの内容を各学科の学習成果として位置づけていたが、各学科の学習成果を策定したことで幼児保育学科、介護福祉学科ともに5項目から10項目の学習成果となり、具体性が増している。以下、各学科の学習成果を示す。

■幼児保育学科 学習成果

- 1) 社会における保育者、教育者の役割を理解し、福祉、保育、教育の総合的な知識をもとに行動することができる。
- 2) 他者の置かれた立場を尊重しながら、自らの考えを伝えることができる。
- 3) 子どもの心身の発達に関する正しい知識のもと、子どもの発達に合わせた適切な関わりや援助を行うことができる。
- 4) 保育、教育内容とその指導法についての知識を習得し、遊びなどの具体的な活動を計画し、実施することができる。
- 5) 相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーションを取ることができる。
- 6) 保育、幼児教育、社会福祉に関する基本的な理論や知識を身につける。
- 7) 子どもの最善の利益を最優先に考え、保育・教育の計画を立案、実施する技術を身につける。
- 8) 多様な社会において、様々な立場の保護者に寄り添い、尊重し、共に子どもの成長を喜び合うことができる。
- 9) 保育及び幼児教育の現状を的確に把握し、子ども、保護者に必要な関わりを選択することができる、あるいは、必要な機関へ繋ぐ知識を身につける。
- 10) 地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。

■介護福祉学科 学習成果

- 1) 豊かな感性と表現力を備え、相手にもわかりやすく伝えることができる。
- 2) 相手の立場になって考え、円滑な人間関係の形成につながるコミュニケーション能力を身につける。
- 3) その人らしい生活や自立支援を多面的に検討するため、幅広い教養に加え、介護福祉に関する専門的知識を身につける。
- 4) その人らしい生活や自立支援につなげるため、介護福祉に関する専門的技術を身につける。
- 5) 根拠に基づいたサービスを検討するため、介護過程に関する知識を身につける。
- 6) 利用者本位のサービスにつなげるため、介護過程を実際に展開することができる。
- 7) 自らの問題意識に基づき課題を設定する中で探求心を養うことができる。
- 8) 課題の解決に向けて、適切な方法で取り組み、その結果を考察する過程を通して、課題解決力の基礎となる研究的態度を身につける。
- 9) 授業や介護実習を通して多職種連携・協働を理解し、チームワークを發揮できる能力を身につける。
- 10) 地域の人々との交流を通して地域の文化・歴史を把握し、地域に貢献する意義を理解することができる。

本学では、以下の表のとおり、ほとんどの学生が幼児保育学科の2年間で保育士資格と幼稚園教諭二種免許状、介護福祉学科の2年間で介護福祉士国家資格を取得して卒業している。このことから、学習成果は一定期間内で獲得可能であるといえる。

■学科別にみる資格等の取得状況

学科	資格等	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児保育学科 (取得者数/卒業生数)	保育士 資格	90名/93名 (96.8%)	101名/104名 (97.1%)	67名/69名 (97.1%)
	幼稚園教諭 二種免許状	84名/93名 (90.3%)	100名/104名 (96.2%)	66名/69名 (95.7%)
介護福祉学科 (合格者数/受験者数)	介護福祉士 国家資格	30名/31名 (96.8%)	24名/24名 (100.0%)	20名/20名 (100.0%)

各学科の学習成果については、令和5年度から導入した「学びの軌跡」システムを通してGPAによる客観評価と5段階評価による自己評価で測定している。各科目の学習成果については、「シラバス（履修ガイド）」（提出-12, 13）に示した到達目標や成績評価方法に基づき測定し評価を行っている。その上で履修した科目の成績評価の結果を累積し、GPAを算出している（備付-41）。その他、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士国家資格といった資格・免許の取得状況や就職状況（備付-165）、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」（備付-26）といった各種アンケートの結果等からも学習成果を測定することが可能である。

[区分 基準Ⅱ—A—7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ—A—7の現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、本学独自の「学びの軌跡」システム、GPA（備付-41）、単位取得状況（備付-47）、学位授与率（備付-48）、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得率（備付-28）、介護福祉士国家試験合格率（備付-28）等を活用している。また、幼児保育学科では履修カルテ（備付-29）も参考にしている。介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表（備付-30）や生活支援技術評価表（備付-31）、介護過程評価表（備付-32）をはじめ、複数の評価シートを用いて学習成果を質的または量的に測定している。以下、令和5年度から導入した「学びの軌跡」システムについて説明する。

■ 「学びの軌跡」システム

I. 「学びの軌跡」システムの意味

本学では学習成果の獲得状況を測定・評価し、フィードバックする仕組みとして、冊子「学びの軌跡」を活用した「学生全員面談」を各学期終了後に実施している。この仕組みを「学びの軌跡」システムと呼ぶ。

II. 「学びの軌跡」システムの導入目的

- ① 学生に対する学習支援を短期大学として組織的に行い、学習成果の獲得に向けて責任を果たす。
- ② 各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）や学習成果を学生自身が意識する。
- ③ 学期ごとに GPA と自己評価に基づき学生が自らの学習成果の獲得状況を把握する。
- ④ ゼミナールまたはチューター担当教員との面談を通して、個々の学生が自らの学習成果を振り返り、今後の取り組み課題等を明らかにする機会とする。

III. 「学びの軌跡」システムにおける学生の主な利点

- ① 各学科で定めた学習成果を意識することができる。
- ② 「見える化」によって学習成果の獲得状況を把握することができる。
- ③ 教員との面談を通して、改善に向けた目標や課題の明確化を図ることができる。

IV. 「学びの軌跡」システムの運用方法

- ① 各学期終了後に冊子「学びの軌跡」を活用して、GPA の記載と学習成果に対する自己評価を行う。
- ② ①が終了後、ゼミナールまたはチューター担当教員と個別面談を行う。
- ③ ②では、教員からのフィードバックを受けながら学習成果の振り返りを行い、今後の目標や課題の明確化を図る。
- ④ GPA2.0 未満の学生等については、学科ごとにさらにきめ細やかな個別指導が実施される。
- ⑤ 冊子「学びの軌跡」は各学科で保管され、卒業時に学生に返却される。



また、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職状況、卒業生へのアンケート、就職先へのアンケート、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」(備付-26)等からも学習成果の獲得状況を把握し、その活用に努めている。例えば、令和5年度に実施した「学習成果と学生支援に関する満足度調査」の結果をみると、「専門的知識を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生96.5%・2年生97.3%、介護福祉学科は1年生94.5%・2年生85.0%となった。「専門的技術を得られたか」では「そう思う」「少しそう思う」の合計が幼児保育学科で1年生96.5%・2年生97.4%、介護福祉学科は1年生94.4%・2年生85.0%という結果であった。また、VOICE(学生による授業評価)(備付-24)の結果も学習成果の獲得状況を測定する際の参考となる。これらの調査結果は教授会、拡大教授会を経て全教職員に配布され、各学科で調査結果の振り返りを行い、授業改善や学生支援につなげている。

各科目の学習成果については教員による成績評価に加え、VOICE(学生による授業評価)の結果からも把握できる。そこで学生の学習成果の一環としてVOICE(学生による授業評価)の結果を松本短期大学ウェブサイト(備付-142)で公表している。さらに「学習成果と学生支援に関する満足度調査」の結果も松本短期大学ウェブサイトで公表している。就職状況や介護福祉士国家試験合格率については「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」(提出-2,3)や「自己点検・評価報告書」(備付-10)にも掲載されている。

[区分 基準Ⅱ—A—8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ—A—8の現状>

本学では、就職先へのアンケートを実施し、卒業生の進路先からの評価も聴取している。令和5年度は、令和4年度の卒業生を対象に就職先へのアンケート調査を実施した(備付-15)。また、多くの学生が実習先である幼稚園や保育園、または介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に就職しているため、それらの現場に教員が実習巡回した際に卒業生の評価を聴取する機会となっている。

また、聴取した結果については、就職先で学習成果が発揮されているか、本学での教育が活かされているかという視点から各学科で点検を行っている。例えば、令和5年度に実施した就職先へのアンケート調査によれば、5段階評価で「基本的教養を身につけ、誠意と思いやりのある豊かな人間性を持ち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備えている」が平均3.5点、「介護を必要とする人の自立支援と、その人らしい生活を支えることのできる専門的知識と技術を修得している」が平均4.0点であった。こうした結果も踏まえ、本学で修得した学習成果が卒業後の進路で活用されているかどうかを確認している。

<テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程の課題>

令和5年度は、三つの方針(DP・CP・AP)に加え、新たに定めた各学科の学習成果や「学びの軌跡」システムについて、各学期のオリエンテーション等の際に「教育課程・学生生活ガイド」(提出-4)を用いて学生に説明した。令和6年度も引き続き学習成果や「学びの軌跡」システム等について「教育課程・学生生活ガイド」やパワーポイント等を活用して丁寧に説明していく。

また、理解が不十分な学生に対してはゼミナールまたはチューター担当教員が中心となって個別指導し、その周知を図る。

令和5年度から導入した「学びの軌跡」システムについて、その実施状況や成果、今後の課題を把握し、より良い教育につなげていく必要がある。そのために実施した中間アンケートの結果（備付-120）をみると「現時点における自分自身の学習成果の獲得状況を把握できたか」の問いに対して「できた」と回答した学生の割合が幼児保育学科で84%、介護福祉学科で78%に達した。「ゼミナールまたはチューター担当教員との面談で自分の次なる目標を見つけることができたか」の問いに対しては幼児保育学科の77%、介護福祉学科の83%が「できた」と回答した。これらの結果からも、現時点において「学びの軌跡」システムは一定の成果を得られているといえる。令和6年度には2年間の「学びの軌跡」システムを総括するアンケート調査を実施した。学生は「学びの軌跡で学習成果が把握できましたか？」の問いに対し、幼児保育学科の88.5%、介護福祉学科の90.5%が「できた」と回答している。「教職員からのフィードバックがありましたか？」の問いに対し、幼児保育学科の73.8%、介護福祉学科の71.4%が「あった」と回答している。学習面の振り返りや目標・課題の発見に関しては、幼児保育学科、介護福祉学科ともに100%の肯定的な回答を得た。また、教員からは「学生との学習成果の振り返りや目標設定とその共有はできた」という回答を得た。一方、フィードバックについては14%の教員より「十分でない」という回答を得た。この結果を分析し、「学びの軌跡」システムの更なる改善を図ることが課題となる。

<テーマ 基準Ⅱ—A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

2：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2023、3：松本短期大学 CAMPUS GUIDE 2024、4：令和5年度 教育課程・学生生活ガイド、5：令和5年度 松本短期大学 学生募集要項、6：令和6年度 松本短期大学 学生募集要項、9：松本短期大学 学則、12：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（幼児保育学科）、13：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（介護福祉学科）、15：ウェブサイト（入試ガイド <https://www.matsutan.jp/guidance>）

提出資料-規程集

2：学校法人松本学園 文書取扱規程

備付資料

14：介護福祉学科職場別相談セミナー資料、15：就職先へのアンケート結果、23：SD研修に関する資料、24：VOICE（学生による授業評価）、25：授業評価報告書、26：「学習成果と学生支援に関する満足度調査」、27：卒業生へのアンケート、28：資格取得・国家試験合格率、29：幼児保育学科 履修カルテ、30：介護福祉学科 プレゼンテーション評価表、31：介護福祉学科 生活支援技術評価表、32：介護福祉学科 介護過程評価表、33：介護福祉学科 介護実習評価表、34：介護福祉学科 医療的ケア評価表、35：介護福祉学科 国家試験模擬試験自己採点シート、36：介護福祉学科 国家試験模擬試験結果一覧表、38：長野県介護技術コンテスト（ケアコン）資料、39：介護実習要項、40：介護福祉士への道—介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き、41：GPA 一覧、43：授業参観記録、44：介護福祉学科就職相談会資料、46：介護福祉学科 PR・情報提供関係資料、47：単位取得状況、49：オリエンテーション資料、50：幼児保育学科 三者面談記録、51：幼児保育学科 ピアノ学習状況確認票、52：幼児保育学科 ピアノ演奏採点表、53 幼児保育学科 ピアノ演奏グレード認定表、55：図書館企画「隣は何を読む人ぞう」、57：オリエンテーション「Microsoft365 説明資料」、58：GPA 2.0 未滿への指導（幼児保育学科）、59：GPA2.0 未滿への指導：振り返りシート（介護福祉学科）、60：バルシューレC級指導者資格資料、61：JFA 公認キッズリーダー（U-6）資格資料、62：日本歌唱指導者資格資料、63：ケアセラピスト資料、64：福祉住環境コーディネーター2級・3級資料、65：介護口腔ケア推進士資料、66：認知症ケア准専門士資料、67：幼児保育学科 入学前課題、68：幼児保育学科 「教育・保育実習ガイド」、69：介護福祉学科 入学前課題、70：介護福祉学科 学生表彰、71：松本短期大学ウェブサイト（図書館 <https://www.matsutan.jp/campus/library>）、72：教職員向け Microsoft365 説明資料、73：サークル代表者会資料、74：ボランティア活動ガイドライン、76：各種奨学金案内資料、77：障がいのある学生支援のための支援フロー、78：就職試験報告書、79：進路希望カード、80：幼児保育学科 自治体就職ガイダンス、82：幼児保育学科 SPI 課題習得状況、84：オクレンジャー資料、93：図書館利用案内、123：介護福祉研究、125：幼児保育学科 非常勤講師との打ち合わせ資料、126：子どもの音楽Ⅲ・Ⅳの資料、128：全国手話検定試験3級、129：大学精神保健調査、130：松本看護大学 松本短期大学 保健管理センター・保健室報告書、132：両学科合格者宛入学前課題文書、133：文献検索クイックガイド、134：年度当初にかかる各種費用のお知らせ、135：入学前 小児感染症に対する免疫獲得のお願い、143：松本短期大学ウェブサイト（マツタ

ンNEWS! <https://www.matsutan.jp/news>)、163：就職状況[令和3年度]、164：就職状況[令和4年度]、165：就職状況[令和5年度]、166：進学率・進学状況[令和3年度]、167：進学率・進学状況[令和4年度]、168：進学率・進学状況[令和5年度]、172：社会人受入れに関する資料

[区分 基準Ⅱ—B—1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ—B—1の現状>

教員は、学習成果の獲得に向けて以下のように責任を果たしている。

成績評価については、ディプロマ・ポリシーに基づき「松本短期大学 学則」(提出-9) 第5章「教育課程・履修方法等」や「教育課程・学生生活ガイド」(提出-4)に明示され、全教員が周知している。学則に則り、各科目の成績評価基準や成績評価方法を「シラバス(履修ガイド)」(提出-12, 13)に明記し、これに基づいて学習成果の獲得状況を評価して成績評価を行っている。

学習成果の獲得状況については、GPA(備付-41)や単位取得状況(備付-47)、VOICE(学生による授業評価)(備付-24)に基づき作成した授業評価報告書(備付-25)に加え、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得率、介護福祉士国家試験合格率といった資格・免許の取得状況(備付-28)や就職状況(備付-165)、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」(備付-26)等の各種アンケートの結果等から把握している。また、令和5年度から導入した「学びの軌跡」システムを通して、学生の学習成果を各教員が適切に把握できる体制を整えている。さらに幼児保育学科で

は履修カルテ（備付-29）、介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表（備付-30）や生活支援技術評価表（備付-31）、介護過程評価表（備付-32）等の評価シートを活用し、学習成果を学生自身と教員の双方が把握できるようにしている。

教員は、科目ごとに学生の成績評価を行う一方、必ず学期（前期・後期）ごとに全科目についてVOICE（学生による授業評価）を受けている。VOICE（学生による授業評価）で得られたデータは教員にフィードバックされ、教員はこの結果に基づき授業評価報告書を作成し、自らの授業を点検・評価し、授業改善に活かしている。

授業内容については、実習指導のように全教員が関与するものについては学科会等で情報共有し、指導内容・方法の確認等を行っている。また、授業改善や教員同士の意思疎通を図るため、教員が他の教員の授業に参加する教員相互の授業参観をFD研修の一環として実施している。令和5年度は所属する学科に加え、他学科も含めた教員相互の授業参観が行われた。その際は他の教員の授業から学ぶべき点や参考になる点等を授業参観記録（備付-43）に記述し、それを集約して教授会、拡大教授会で共有した。また、非常勤講師との情報共有のための懇談会について、幼児保育学科では年度始めに開催している（備付-125）。介護福祉学科は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行する前であったため、令和5年度も令和4年度と同様に学科長や事務局を通じて個別に非常勤講師との情報共有が行われた。

教育目的・目標の達成状況については、単位取得状況、GPA、「学びの軌跡」システム、各種模擬試験の結果等から把握・評価している。これらの状況については学科会で共有され、学習支援や学生指導に活かされている。また、教育理念の1つとして「ケアスペシャリスト」の育成を掲げている本学の場合、学位授与率に加え、資格・免許の取得率や就職状況からも教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

各学期のオリエンテーション（備付-49）では、教育課程委員が中心となって学生に対し、資格取得や卒業要件を満たすよう、履修についての説明・指導を行っている。各科目の開講時には「教育課程・学生生活ガイド」を使用し、ディプロマ・ポリシーと該当科目との関連について説明し、各科目の達成目標を学生が意識・理解できるようにしている。卒業に至る指導としては、ゼミナールまたはチューター担当教員による個別面談や科目担当教員による個別指導等を行っている。

学習成果の獲得に向けての各学科の取り組みは、以下のとおりである。

【幼児保育学科】

教員は、「シラバス（履修ガイド）」に成績評価基準を明記した上で、初回授業時を含めて随時、履修・成績評価等のポイントを学生に説明している。特にレポート課題・試験準備学習については丁寧に説明を行うことで、学習成果の獲得状況を高める工夫を講じている。

学生の学習成果の獲得状況を「保育・教職実践演習（幼稚園）」と連動した「履修カルテ」に記入する機会を半期ごとに設け、可視化を図っている。また、GPAに基づきゼミナール担当教員が個別に面談を実施し、学習環境の改善、試験対策への助言、個別的課題による補習等を行っている。さらに実習を学びの実践として位置づけ、実習先からの評価（A～E）に基づき、実習指導担当教員・ゼミナール担当教員が個別面談を実施している。学科会では、毎回「学生について」「実習について」という議題を掲げ、情報交換・課題の共有に努め、進路変更等が生じる可能性がある際は必要に応じて保護者も含めた三者面談を行っている（備付-50）。養成教育の中で重要な要素の1つとなるピアノ演奏技術については、入学前のピアノ学習状況確認票（備付-51）や入学後の演奏採点表（備付-52）、ピアノ演奏グレード認定表（備付-53）に基づき学生の学習成果を

把握し、その結果を学生の指導に活用している。さらに履修期間内に学習成果が出ない学生については、補完として、時間割内に学科独自の科目として「子どもの音楽Ⅲ」「子どもの音楽Ⅳ」を設定し指導にあたっている（備付-126）。

令和5年度に実施した「学習成果と学生支援に関する満足度調査」（備付-26）について幼児保育学科の結果をみると、「幅広い教養」が身についたと思う学生が1年生で9割、2年生で7割を超えた。また、「専門的知識」「専門的技術」が身についたと思う学生が1・2年生ともに9割以上を占めた。これらの結果に加え、教員はVOICE（学生による授業評価）の結果に基づいて授業評価報告書を作成し、授業改善に活用している。

専任教員は、月2回の学科会を中心に授業内容等についての意思疎通及び協力・調整を図っている。特に教育実習、保育実習、施設実習においては、実習担当者間で学生一人ひとりの学習成果を共有し、実習で力が発揮できるよう指導に当たっている。また、学習面に加え、学生生活面での異変が生じた学生がいた場合についても、教員間で情報交換・情報共有し、迅速な対応に努めている。

教育目的・目標を達成する基盤として、入学前課題による基礎学力の定着を図っている。入学当初にSPI模試を実施し、学生の現状を把握し、入学後の学習やキャリアサポートにつなげている。また、各学期の単位取得状況、GPA等から教育目的・目標の達成状況について把握・評価し、ゼミナール担当教員が学生に対し個別指導を行っている。

履修については、入学ガイダンスや各学期のオリエンテーション時に教育課程委員が全体説明・指導を行い、その後、ゼミナール担当教員が個別指導・記入のチェックをし、履修登録上のミスを防いでいる。授業開始後においては、各科目担当教員が出席状況や課題提出状況等を常に把握し、それらが思わしくない学生については、学科会で情報を共有し、ゼミナール担当教員を通じて指導を行っている。令和5年度に実施した卒業生へのアンケート（備付-27）における幼児保育学科の結果をみると、「社会に出ていく自信・能力を身につけることができた」について「できたと思う」「少しできたと思う」の合計は79.3%であった。この結果からは、講義・演習に加え、改めて実習教育の重要性やボランティア活動の推奨の必要性が考察できる。こうしたアンケート結果も参考にしながら、卒業に至る指導を行っている。

【介護福祉学科】

教員は、「シラバス（履修ガイド）」に基づき学生に授業について説明した上で、授業ではポイントを明確にし、分かりやすい授業の進行を心がけている。翌週の授業では、前回の復習のための小テスト等を実施し、学生の理解度を確認するとともに教員の評価としても活用している。

学習成果の獲得状況について、実習では「介護実習要項」（備付-39）に掲載されている介護実習評価表（備付-33）に基づき施設評価と教員評価が行われ、実習終了後は学生と巡回時の指導担当教員が面談を行って実習の成果と課題を確認し合い、次回の実習に活かしている。国家試験対策では「介護福祉士への道—介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き」（備付-40）や国家試験模擬試験結果一覧表（備付-36）、国家試験模擬試験自己採点シート（備付-35）を活用し、年間最低8回実施される介護福祉士国家試験模擬試験の結果等を記載する中で、得点の推移や教員からの指導を学生自身が確認し、以降の国家試験対策につなげている。令和5年度は計10回の模擬試験を行い、その結果を表にまとめてデータベース化し、学習成果の把握に役立てている。

令和5年度に行った「学習成果と学生支援に関する満足度調査」によれば、「教員によるチューターでの指導に満足しているか」の問いに対し、「そう思う」「少しそう思う」の合計が介護福

祉学科 1 年生で 94.4%、同 2 年生で 90.0%であった。「教員による実習指導に満足しているか」の問いに対しては、「そう思う」「少しそう思う」の合計が介護福祉学科 1 年生で 100.0%、同 2 年生で 85.0%となった。これらのアンケートでの評価結果に加え、介護福祉学科では各種プレゼンテーション評価表、生活支援技術評価表、医療的ケア評価表（備付-34）、介護過程評価表、介護福祉研究発表（備付-123）等に基づいて学生の学習成果を適切に把握し、その結果を学科会で共有して授業改善に活かしている。

授業内容については、月 2 回の学科会を中心に教員間で情報交換を行い、意思疎通を図っている。さらに「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の領域別でも打ち合わせを行い、授業での協力体制を整えている。

教育目的・目標の達成状況を示す 1 つの指標として、介護福祉学科では介護福祉士国家試験の合格率が挙げられる。令和 5 年度の合格率は 100.0%（24 人中 24 人合格）であり、介護福祉士養成施設の平均 71.5%、全国の平均 82.8%をそれぞれ大幅に上回る結果となった。

■過去 3 年間の介護福祉士国家試験の結果

回	試験日	受験者数と合格者数（率）			合格基準
		松本短期大学	介護福祉士養成施設	全国	
35	令和 5 年 1 月 29 日	31 人中 30 人 (96.8%)	7,784 人中 5,888 人 (75.6%)	79,151 人中 66,711 人 (84.3%)	75 点
36	令和 6 年 1 月 28 日	24 人中 24 人 (100.0%)	7,392 人中 5,283 人 (71.5%)	74,595 人中 61,747 人 (82.8%)	67 点
37	令和 7 年 1 月 26 日	20 人中 20 人 (100.0%)	4,638 人中 6,955 人 (66.7%)	75,387 人中 58,992 人 (78.3%)	70 点

介護福祉学科では、履修及び卒業に至る指導を教育課程委員、学生支援委員、各チューター担当教員が中心となって行っている。また、事務局と連携して学生の出席状況を把握し、出席状況が思わしくない学生に対してはチューター担当教員を通じて指導を行う体制を整えている。また、学生に対して進路希望調査を実施し、その結果を学科会で共有した上で、各チューター担当教員が中心となって就職等の進路支援を担っている。さらに介護福祉学科同窓会（卒業生）と連携して職場別相談セミナー（備付-14）を開催し、介護福祉士の魅力やそれぞれの職場の特徴や仕事内容、研修内容等をわかりやすく学生に伝えている。これらの取り組みは職業教育の一環にもなっており、学生は専門職として働く卒業生の姿を通して将来像をイメージし、自己の進路選択に役立てている。

事務職員は、学習成果の獲得に向けて以下のように責任を果たしている。

事務職員は、学生の出席や成績等の履修状況の把握や GPA の算出等の職務を通して、学生の学習成果を認識し、その獲得に向けて貢献している。

事務職員は、本学の教育理念及び各学科の教育目標を十分に理解した上で、学生の出席状況の把握や GPA の算出、成績表の発行、追試や再試の手続き等の職務を通して教育目的・目標の達成状況を把握している。

小規模大学の特色を生かし、所属部署の職務を通じて学生個々の特性に触れる機会が多く、職務に関連する修学相談や生活相談に発展することも多い。学習意欲が低下していると感じる学生

には、声かけやアドバイスを行う等、学生の学習成果獲得に向けて貢献できるよう努力をしている。また、担当業務の能力向上を図るため、各担当者が研修会（入試広報担当者研修・就職担当研修・教務担当研修・経理事務担当研修・補助金担当者研修等）に参加し（備付-23）、学生に対する修学支援や卒業に至る支援が円滑に行えるよう努めている。また、令和4年度の卒業生を対象に実施した令和5年度の卒業生アンケートをみると「事務局・学生部の対応」について、4段階評価で2学科平均が3.2点という結果であった。このことから学生の履修に関する相談や各種事務手続きを含めた学生支援が適切に行われていることが推察できる。

学生の成績記録は、事務局において各学期の成績データを学籍管理システムにより管理している。成績を印字した文書については、「学校法人松本学園 文書取扱規程」（提出-規程集2）等に基づき永久保存している。

本学は、学習成果の獲得に向けて以下のように施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

令和3年4月に「松本短期大学図書館」から「松本看護大学・松本短期大学図書館」と名称が変更された。令和5年度に実施した卒業生へのアンケートでは、図書館の満足度について2学科平均が4段階評価で3.4点となっており、「満足できた」「やや満足できた」が多い傾向がみられた。また、令和5年度の「学習成果と学生支援に関する満足度調査」によれば、「図書館の設備（冊数等を含む）に満足しているか」の問いに対し、「そう思う」「少しそう思う」の合計が各学科・学年いずれも8割を超えていた。毎年、各学科・教員に参考図書や関連図書、推薦図書、実習関連図書、DVD等の視聴覚教材の購入希望をとり、各学科・教員が学生の学習成果の獲得に適した図書等を優先して購入していることが学生の評価に表れたと考えられる。また、学生からは資格・就職関連図書を希望する意見が多く、この希望に沿って毎年、関連図書を購入していることも図書館の満足度につながったと考えられる。さらに学生に対する学習支援として、オリエンテーション時や要望があった授業内で、図書館職員が学科・学年に合わせた図書館利用ガイダンス（備付-93）や文献検索ガイダンス（備付-133）を実施している。また、実習で使用する参考書や「シラバス（履修ガイド）」に掲載されているテキスト等の使用頻度の高い書籍は、図書館出入口近くに別配架し、貸出の多い図書の増冊を行う等、利便性の向上に努めている。また、長野県内の私立大学・短期大学の図書館と連携して、読書推進企画「隣は何を読む人ぞう」（備付-55）を実施し、学生・教職員・司書がテーマに沿ったオススメ本を紹介する等、図書館の利用促進を図っている。令和5年度には、教員のオススメ本9冊を推薦文とともに順次展示し、学生が読書に親しむためのきっかけづくりとした。土曜開館を希望する声も聞かれるため、定期試験の期間中を含む土曜日（9～14時）の開館を計画的に行っている。令和5年度は3日間土曜開館を実施した。図書館内には蔵書検索・資料検索用のパソコン及びプリンター、コピー機を設置している。また、データベース・電子ジャーナル等を契約し、国内外の資料を閲覧できる。学内で閲覧できない文献等については、文献複写サービスを行っており、学生・教職員の教育研究のための設備・サービスを整備している。このほか、図書館内での飲水を認め、図書館の開館に対して変更が生じた場合はすぐに松本短期大学ウェブサイト（備付-71）上で知らせる等、利用しやすい環境を整え、学生の利便性向上を図っている。

教室には授業において使用するコンピュータ（講師用パソコン）が設置されており、授業で活用するためのアプリケーションとしてMicrosoft Officeが導入されている。教員は各自の授業において学生に効果的な知識を教授するため、作成した講義資料を紙媒体で配布するだけでなく、教室のコンピュータとプロジェクターを用いて投影し、学習成果の向上に努めている。

学生に対しては新入生オリエンテーション時に、パソコンやスマートフォンを用いたMicrosoft365の利用方法を操作させながら説明を行っている（備付-57）。各学科では、情報系の授業でマルチメディア教室においてパソコン操作の教授を行っている。Microsoft365の導入以降、スマートフォンやパソコンを活用した教育が増え、個人所有のスマートフォン、パソコンで通信する機会が増えたことから、令和5年9月には増大した通信処理とセキュリティに対応するため、ネットワーク機器の更新を行い、通信環境の改善を図った。また、パソコンの活用に関しては、在学中だけでなく、就職後も多くの職種・職場で必須のスキルであることを鑑み、令和5年度より入学者に対して各自パソコンを所有することを入学前に案内した。情報系の授業においても、各自のパソコンを使用して授業を行っている。一方で、経済的な理由からパソコンを個人で所持することができない学生がいることを考慮し、令和5年2月にマルチメディア教室のパソコン等の機器を更新し、授業だけでなく、自己学習や情報検索等で自由に利用できるパソコンを整備した。

教職員はMicrosoft365によるMicrosoft Teamsや電子メール等を活用し、教育課程及び学生支援の効果的な活用と利便性の向上を図っている。Office製品全般の技術面のサポートは事務局で行っており、機器の操作、アプリケーションの利用方法等について、適宜助言や情報発信を行い、教職員のコンピュータ利用技術の向上に努めている（備付-72）。

[区分 基準Ⅱ—B—2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ—B—2の現状>

入学手続者に対しては、事前にオープンキャンパスや進学相談会等で「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」（提出-2,3）等を配布し、建学の精神や教育理念、教育目標、三つの方針（DP・CP・AP）、取得できる資格、取得を支援している資格、各学科の授業、学生生活の様子、就職状況等についての情報を提供している。特に授業や学生生活の様子については松本短期大学ウェブサイト（備付-143）を更新し、最新の情報を提供するようにしている。学費や奨学金制度、入学前課題等に関する情報は「学生募集要項」（提出-5,6）に掲載されている。また、入学前の不安を取り除くため、オープンキャンパスの際に卒業生との座談会や在学生により構成された学生スタッフによる専門知識・技術の披露、学生生活についての説明等を行い、各学科の教育・学生支援の可視化を

行っている。さらに入学後の授業がイメージできるよう、オープンキャンパスでは体験学習も実施している。

各学科では入学予定者に対して入学前課題（備付-132, 67, 69）を送付し、入学後の指導に活かしている。その上で入学者が学習を含めて学生生活を円滑に送れるよう、入学式の後及び各学期開始時にオリエンテーションを各学科で実施している（備付-49）。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のガイダンスとして、各学期開始時のオリエンテーションの中で教育課程委員が中心となり、「教育課程・学生生活ガイド」（提出-4）や「シラバス（履修ガイド）」（提出-12, 13）等を用い、学習成果の獲得に向けての履修指導を行っている。その際はカリキュラムの位置づけや学習方法、履修登録の方法、各種資格・免許の取得に必要な科目・単位数、CAP 制等の説明を行っている。また、科目の選択に向けて各科目の概要についても説明している。このほか、学生の履修登録に誤りが生じないよう教員と事務職員がダブルチェックを行い、履修登録の誤りから卒業延期になったり、資格取得ができなかったりすることがないように細心の注意を払っている。

学習支援のための印刷物として、「教育課程・学生生活ガイド」や「シラバス（履修ガイド）」を発行し、学生に配布している。これらの配布物は松本短期大学ウェブサイトにも掲載し、周知しやすい環境を整えている。

学生及び保護者に対し、成績及び単位取得状況を示した「成績通知書」を各学期終了後に配布している。GPA2.0 未満の学生については学科会で情報を共有し、ゼミナールまたはチューター担当教員が中心となって個別に指導している（備付-58, 59）。実技系の科目や国家試験対策では、学生の状況を踏まえた上で対象となる学生への補習授業や個別指導を組織的に行っている。

日頃からゼミナールまたはチューター担当教員が主な窓口となり、学生から話を聞いている。各学期終了後には「学びの軌跡」システムの中で学生全員と個別面談を行い、学習上の悩み等の相談に応じる体制を整えている。学生に関する内容は学科会で情報共有を図り、必要に応じて他の教員からも指導・助言を行っている。また、学生の状況によっては、ゼミナールまたはチューター担当教員を通して、家族との話し合い等を行い、家族と教員が連携を図れる体制を整えている。

本学では、通信制による教育を行っていない。

保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、または介護福祉士国家資格の取得と並行して、学習進度の速い学生や成績が優秀な学生、他の資格取得を希望する学生等に対しては、民間の資格も取得できるように配慮している。例えば、幼児保育学科ではバルシューレC級指導者資格（備付-60）、JFA 公認キッズリーダー（U-6）資格（備付-61）、日本歌唱指導者資格（備付-62）、介護福祉学科ではケアセラピスト（ハンドコース・フットコース）（備付-63）、福祉住環境コーディネーター2級・3級（備付-64）、介護口腔ケア推進士（備付-65）、認知症ケア准専門士（備付-66）、全国手話検定試験（備付-128）の情報を提供し、その資格が取得できるよう、学習支援を行っている。

留学生の受入れ及び留学生の派遣に関して、現在、本学には該当する学生は在籍していない。

GPA や模擬試験、実技試験等の結果に基づき学生の学習成果の獲得状況を把握した上で、ゼミナールまたはチューター担当教員が中心となって学生と面談等を行い、一人ひとりの学生に応じた学習支援を行っている。令和5年度からは、学生への学習支援方策を強化するため、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて評価しフィードバックする「学びの軌跡」システムを導入している。さらに学科会においても学習支援方策の点検・検討が行われている。

各学科における学習成果の獲得に向けた学習支援の内容は以下のとおりである。

【幼児保育学科】

入学手続者に対しては、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」のほか、「年度当初にかかる各種費用のお知らせ」（備付-134）や「入学前 小児感染症に対する免疫獲得のお願い」（備付-135）を通知し、入学までに授業や実習等に関する情報を提供している。

幼児保育学科は、入学前の学習支援として、保育の学習への導入や実習・社会人マナーの基礎学習に関する課題を出し点検している。また、入学後のピアノ実技指導に向けて、準備学習としてバイエル教則本 60 番程度までの練習を求め、入学後にピアノ技術の確認を実施し、個別の進度に応じた指導を行い、学習の獲得状況を点検している。

各学期のオリエンテーションでは、科目についての内容を織り込みながら履修指導を行っている。特に選択科目については担当教員から直接説明が行われている。特に学生にとって、保育実習・教育実習は不安感や緊張感が高い科目となっている。初めて実習を経験する 1 年生の 11 月に先立ち、実習指導担当教員による実習ガイダンスを行い、すべての実習に共通する取り組みの姿勢と事務手続きについて指導するとともに、学習成果の獲得状況を点検している。

保育実習・教育実習に関する指導の際は、一般的なテキストに記述されている以外の本学独自のルールや手続きに必要な書類のフォーマットを掲載した「教育・保育実習ガイド」（備付-68）を活用して学習成果の獲得状況を点検している。

GPA2.0 未満の学生に対しての学習成果の獲得状況の点検は、ゼミナール担当教員が個別学習時間の確保や個別学習課題を出す等、学習意欲や成績向上に向けた支援を行っている（備付-58）。具体的には、学習の仕方や学習時間についての振り返りと今後の目標設定、SPI 問題集や模擬試験の学び直しによる基礎教養知識の定着を目指している。個別指導の記録はファイルに保管し、全教員が閲覧・記載できる体制をとっている。学科会では毎回「学生について」の議題が設けられ、ゼミナール担当教員から必要に応じて学生についての情報提供がなされ、全員で共有し対応できる体制をとっている。支援が多岐に必要な学生の場合は保護者面談を行う等、保護者との連携も重視している。

さらに学習上の悩み等、学生からの個別の相談には、主にゼミナール担当教員が助言・指導を行っている。近年は、実習にまつわる相談や成績不振に関する指導等が目立つようになってきたため、ゼミナール担当教員に加え、教育実習指導や保育実習指導の担当教員、学科長も加わり、多角的な視点から助言ができるように工夫している。

成績が優秀な学生や他の資格取得を希望する学生等に対しては、体育や音楽等、保育に関する専門性を向上させるための資格取得を勧めている。令和 5 年度はバルシューレ C 級指導者資格を 14 名が取得した。各資格の取得状況は以下のとおりである。

■バルシューレ C 級指導者資格

年度	受験者数	合格者数	合格率
令和 4 年度	10 人	10 人	100.0%
令和 5 年度	14 人	14 人	100.0%

■JFA 公認キッズリーダー (U-6)

年度	受験者数	合格者数	合格率
令和 4 年度	25 人	25 人	100.0%

■日本歌唱指導者資格

年度	受験者数	合格者数	合格率
令和3年度	2人	2人	100.0%
令和4年度	4人	4人	100.0%

学科会での学生についての報告と各学期で算出されるGPAをもとにゼミナール担当教員が学生の学習成果の獲得状況を確認し、面談を通して学習方法や家庭状況等を把握して相談・指導に当たっている。面談の経過・結果は三者面談記録（備付-50）に記録し、学科の全教員が共有できるよう保存され、科目ごとの指導の参考としながら、学生個々の学習成果の獲得と学習支援の状況を年度末に点検している。

【介護福祉学科】

入学手続き者に対しては、「松本短期大学 CAMPUS GUIDE」とは別に学科独自で作成した「7つの魅力」「ケアセラピスト」「介護現場からの声」「卒業生活躍の場」等のチラシ・資料を活用し、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している（備付-46）。

入学前の学習支援として、①文章の書き方の向上を目的に課題図書読書感想文、②基礎学力の把握と向上を目的に漢字と生物の復習を課題としている。②については、その成果を確認するため、入学後、漢字検定3級程度の漢字テストと生物の復習テストを実施している。それぞれ点数が6割を満たない場合は再テストを実施し、基礎学力の底上げを行っている。

入学者に対し、入学式翌日より3日間かけ、「教育課程・学生生活ガイド」等に基づき、学習や学生生活のためのオリエンテーションを行っている。その際、2年生との交流を図り、学生生活を円滑に送ることができるように支援している。特に2年生がロールプレイングを通して講義や演習の受け方、実習中の留意点等をわかりやすく1年生に教える取り組みを毎年行っている。

また、資格取得に関するガイダンスを行い、学習の動機付けを図るとともに、その資格取得に向けた支援を行っている。介護福祉学科では短期大学士（介護福祉学）、社会福祉主事任用資格のほか、卒業最低単位数68単位に加え、介護福祉士必修20単位を取得することで介護福祉士国家試験受験資格を取得できる。その上で国家試験に合格すれば、介護福祉士国家資格を取得できる。さらに学生全員がケアセラピスト（ハンドコース・フットコース）の講座を受講し資格を取得している。また、福祉住環境コーディネーター2・3級、介護口腔ケア推進士、認知症ケア准専門士の資格取得も目指せるよう、各資格のガイダンスを行い支援している。このほか、令和5年度は教員の指導のもと、全国手話検定試験3級に合格した学生もいる。各資格の取得状況は以下のとおりである。

■ケアセラピスト

年度	受講者数	合格者数	合格率
令和4年度	24人	24人	100.0%
令和5年度	20人	20人	100.0%
令和6年度	14人	14人	100.0%

■福祉住環境コーディネーター2・3級

年度	級	受験者数	合格者数	合格率
令和元年度	2級	3人	1人	33.3%
	3級	3人	3人	100.0%
令和2年度	2級	4人	3人	75.0%
	3級	2人	2人	100.0%
令和3年度	2級	5人	4人	80.0%
	3級	2人	2人	100.0%
令和4年度	2級	5人	3人	60.0%
	3級	1人	1人	100.0%
令和5年度	2級	2人	1人	50.0%

■介護口腔ケア推進士

年度	受験者数	合格者数	合格率
平成28年度	2人	2人	100.0%
令和3年度	3人	3人	100.0%
令和5年度	2人	2人	100.0%

■全国手話検定試験3級

年度	受験者数	合格者数	合格率
令和5年度	2人	2人	100.0%

「教育課程・学生生活ガイド」に加え、介護実習の目的・目標や留意点等の詳細が記載された「介護実習要項」（備付-39）、介護福祉士国家試験の概要や傾向・対策等が網羅できる「介護福祉士への道—介護福祉士国家試験合格に向けた活用手引き」（備付-40）を学生に配布している。これらは介護福祉学科が独自に作成した学習支援のための冊子である。

欠席が多い学生や GPA2.0 未満の学生に対し、チューター担当教員が中心となり、振り返りシート（備付-59）を用いて面談を行い、学習を支援している。状況に応じて、学科長を中心に学科の教員が連携し、改善策を検討する。学習や実習の悩み等は、基本的に科目担当、実習担当、チューター担当教員が対応している。さらに全教員でも対応できるよう、学科会で学生や実習に関して議題を設けて連携を図っている。定期試験の再試験該当者については、学科会で検討後、科目担当者が課題を提示し、再試験受験に向けた学習指導を実施している。

介護福祉学科ではチューター制を採用し、担当教員が数名の学生を受け持ち、学習支援、就職支援等、学生生活全般にわたり支援を行っている。ただし、担当教員以外の教員であっても、学生は自由に選び、相談・支援を受けられることを入学当初に説明し、学生の選択の自由を認めている。学生の情報は必要に応じて学科会で共有し、学生指導・助言を行う体制を整えている。また、国家試験対策の一環として模擬試験を年8回以上実施し、その結果に基づきチューター担当教員と面談を行い、学習上の悩み等の相談に応じ、苦手科目の学習方法等を指導している。

優秀な学生や希望した学生等に対しては、オープンキャンパスのスタッフとして日頃の学習成果を高校生等に発表する機会を設けている。また、令和3年度から毎年、長野県社会福祉協議会主催の長野県介護技術コンテスト（ケアコン）に介護福祉学科2年生全員がチームごとに応募している。その結果、令和3年度は最優秀賞と優秀賞に各1チーム、令和4年度は優秀賞に3チーム、令和5年度は優秀賞に2チームが選ばれ（備付-38）、日頃の学習成果を公式に認められ、学生にとって大きな励みにつながった。さらに卒業時には、介護福祉学科独自の学科表彰として「介

護福祉研究最優秀賞・優秀賞」「勤勉賞」「広報活動貢献賞」等を設け、それぞれの学生の成果や貢献、努力を表彰している（備付-70）。

学習成果の獲得状況を量的または質的データとして示すため、国家試験模擬試験結果一覧表（備付-36）、介護実習評価表（備付-33）、生活支援技術評価表（備付-31）等を活用している。これら複数の評価シートの結果を学科会で共有し、評価が低い学生に対しては教員が個別指導を行い、専門的な知識・技術の担保を図っている。

〔区分 基準Ⅱ—B—3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ—B—3の現状＞

学生支援のための組織として、学生部長と事務職員2名、保健担当者1名で構成される学生部と、各学科の教員等で構成される学生支援委員会が組織され、互いに連携している。また、学科ではゼミナールまたはチューター制の中で、各担当教員が中心となって学生の生活、学習、進路等についての相談・指導を行っている。

学生の主体的な活動の場面として、自治会活動、サークル活動、ボランティア活動があり、その運営管理の支援を学生部と学生支援委員会が中心となって担っている。令和5年度はフレッシュマン交流会、マツタンカップ（スポーツ交流会）、松本マラソンでのボランティア活動、松本ぼんぼんへの参加、第51回おとぎ祭（学園祭）を行うことができた。おとぎ祭は例年の2日間開催を1日開催に短縮したものの、4年ぶりに一般公開とした。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したとはいえ、学園祭後に子どもや高齢者等に関わる実習を行う養成校として必要な感染症対策を講じた。学生が立案した実施内容や感染対策は学生支援委員会でも検討し、万全を期した。また、令和5年度は体育系サークルがバレーボール、バスケットボール、バドミントン、フットサル、文科系サークルが合唱、子ども文化研究会から届け出があり、それぞれのサークル活動が行われた。年度当初の4月には、サークル代表者会（備付-73）を開催し、活動曜日・

時間帯と活動場所の割り振りを行い、活動する上での決まりや注意事項を確認する等、各サークル活動の自主性を尊重しつつ、学生支援委員会が中心となって支援を展開した。

学生食堂は、日替わりで定食・どんぶり・麺類のメニューとなっており、弁当を持ち込んで食べることも可能となっている。また、学食付近のスペースでパンの販売もされている。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したことを受け、減らしていた座席数も令和2年度以前の280席まで増やした。食堂入口や券売機前に設置されている消毒液や感染対策を促す掲示物については引き続き設置し、近くの教室や体育館・グラウンドを昼食・休憩の場所として提供し密を避ける等、感染対策と日常生活の両立を図っている。

学生寮は設備していない。遠方からの入学生に対しては、本学の近隣に安心して居住できるアパート等が見つかるよう、学園と法人契約を締結している不動産業者の紹介を行い、優良物件への入居等、入学生に対する支援を行っている。オープンキャンパスの際も紹介ブースを設置し、保護者に対しても情報提供を行っている。

通学はJR村井駅が最寄り駅となっており、朝の最繁時間帯には村井駅からキャンパスまで10分間隔でスクールバス（マイクロバス28人乗り）2台を運行している。駐車場については、地域柄、自動車を利用しての通学希望者が多いため、221台分の無料駐車スペースを確保している。入学時や各学期開始時、その他必要に応じて随時、説明と申請受付を行っており、多くの学生が駐車場を利用している（以下の表参照）。また、交通事故対策のため、構内に一時停止線を設けたり看板を設置したりしている。さらに自転車やバイク通学の学生のために屋根つきの駐輪場も確保している。

■学生駐車場利用者状況（令和7年3月31日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	178人	155人	196人	223人	220人

経済的支援が必要な学生に対しては、各種奨学金案内資料（備付-76）等に基づき、外部の奨学金等の制度を手厚く紹介している。入学時や各学期始めのオリエンテーション時に日本学生支援機構による奨学金制度の目的・内容・申請手続き方法についての説明や長野県保育士修学資金及び長野県介護福祉士修学資金の説明・申請手続き方法・返還免除となる条件の確認等を実施している。このほかにも生命保険協会介護福祉士養成給付型奨学金制度、篠原欣子記念財団奨学金、介護福祉関係施設・事業所奨学金等の制度を利用できる旨の情報提供をしている。高等教育修学支援新制度についての学生への説明は、入学時や各学期初めのオリエンテーション時に日本学生支援機構奨学金制度の説明と同時に行っている。また、成績が優秀な学生には、学則第15章第70条に特待生として授業料を減免する制度が設けられている。

■奨学金利用者数（令和7年3月31日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日本学生支援機構 奨学金制度利用者数	223人	155人	104人	86人	73人
その他の奨学金制度 利用者数	94人	80人	71人	65人	55人

※令和4年度をもって看護学科を廃止したため、令和5年度は幼児保育学科と介護福祉学科のみの人数。

学生の保健管理を担う部署として、保健室を設置している。保健室担当者は、ケガや体調不良、心身の健康問題への対応、定期健康診断の実施、学内の感染対策等を担っている。毎月、保健室への来訪状況が各学科長にメール配信されるほか、学内の感染状況についても共有データで把握できるようになっている。さらに学生の悩みや問題が多様化する中、メンタル面で課題を抱えている学生も増えていることから、健康診断の一環として大学精神保健調査（University Personality Inventory）を実施し、問題を抱える学生の早期発見に努めている（備付-129）。必要に応じて個別面談を実施し、ゼミナールまたはチューター担当教員と保健室担当者が情報を共有し、大学生生活全般についての相談に応じている。令和5年度は、令和4年度に実施した新型コロナウイルス感染予防対策を継続し、以下①～⑤について学生に周知徹底した。感染警戒レベルに応じた各施設の利用制限について4月は継続していたが、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことを受けて廃止した。5類移行に伴う変更や廃止については、その都度メール配信システム（オクレンジャー）（備付-84）により学生に対して周知徹底した。感染症対策等、保健室での取り組みをまとめた「松本看護大学 松本短期大学 保健管理センター・保健室報告書」を令和3年度から毎年発行している（備付-130）。

■新型コロナウイルス感染拡大防止のための学生への指導内容

- ① 毎朝自宅で体温測定を実施してから登校する。
※健康チェック表に体温を記録する。37.5℃以上の発熱（平熱と比べて明らかに熱っぽい感じ）や軽い風邪症状、その他の症状が普段と明らかに違う場合には、無理せず欠席する。
- ② 学生昇降口から出入りし、必ず手指消毒をしてから入構する。
- ③ 朝教室に入る前に、石けんで手洗いを実施する。
- ④ 教室出入りの際は、手指消毒を行う（手指消毒用のアルコールを設置）。
- ⑤ 三つの密（密閉・密集・密接）を避けて行動する。

学生が学生生活に関して意見や要望を表明できるよう、学内に相談箱を設置し、その内容を聴取できる体制となっている。提出された意見や要望の内容によっては法人の倫理委員会が対応している。また、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」（備付-26）を毎年実施し、教員の指導や事務職員の対応、図書館、情報通信設備等に対する学生の意見や要望を聴取している。調査結果については学科別・学年別に集計したものを全教職員に配布し、教授会、拡大教授会で説明がなされ、情報共有を図っている。

留学生については現在、本学に該当する学生は在籍していない。

社会人学生は、令和5年度、幼児保育学科に3名、介護福祉学科に2名在籍していた。他の学生と同様、社会人学生についても学科ごとにゼミナールまたはチューター担当教員が中心となり、学習を含めた学生生活全般について相談に応じたり、個別指導を行ったりしている。なお、キャ

リアアップを目指す社会人学生は学習意欲が高く、学生生活全般にわたって一般学生の模範となっている。

障がい者の受け入れのための施設設備は、昇降口にスロープと手すり、2号館にエレベーターが設置されており、入り口から教室までの動線が確保されている。また、令和3年9月にFD・SD合同研修会（備付-23）を開催し、すべての教職員が障害者差別解消法と合理的配慮について学習した。令和4年度には、障がい者の支援に関する体制や内容を再検討し、障がいのある学生への支援の流れを明確にした（備付-77）。さらに令和6年3月には「合理的配慮の実践と課題」と題したFD研修会を実施し、障がいのある学生への支援について理解を深める機会とした。

現在、長期履修に関する規定は定められていない。

学生の社会的活動としては、特にボランティア活動を推奨している。学生支援委員会が中心となり、本学に要請のあったボランティア活動について学内掲示及び各学科での呼びかけによって学生に伝え、その推進を図っている。令和4年度にはボランティア活動ガイドライン（備付-74）を作成し、ボランティア活動の意味や実施の流れ、守秘義務、ボランティア活動保険等について、毎年、オリエンテーション等の際に学生に説明している。また、学生のボランティア活動を積極的に評価するため、介護福祉学科では「ボランティア活動賞」という学科独自の表彰制度（備付-70）を設けて学科内で表彰している。幼児保育学科についても、令和5年度から学生のボランティア活動を表彰している。令和5年度のボランティア活動の実施状況は以下のとおりである。

■ボランティア活動の実施状況（令和6年度）

日付	イベント名・活動内容等	所属	参加人数
5/25、7/21、 9/7、11/30	アートのABC	幼児保育学科	12
6/8	松本圏域障がい者スポーツ大会	幼児保育学科 介護福祉学科	13
10/27	イクフェス2024	幼児保育学科	18
10/20	七つの鐘まつりボランティア	介護福祉学科	2
11/10	松本マラソン2024	幼児保育学科 介護福祉学科	13

[区分 基準Ⅱ—B—4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ—B—4の現状>

就職支援のための教職員の組織として、本学では学生部や学生支援委員会がその中心を担っている。学生が早い時期から就職活動に入りやすい環境を構築するため、入学時や2年次4月のオ

リエンテーションにおいて学生部で提供している情報・資料や学生支援委員会の役割等について説明し、就職活動への意識づけと促進を図っている。これらに加え、各学科ではゼミナールまたはチューター担当教員が中心となって就職等に関する個別相談に応じる体制をとっている。

学生部の室内には就職に関する各種資料が保管されている。そのうち「就職試験報告書」（備付-78）は学生が最も閲覧している資料の1つである。これは、学生が就職試験終了後に提出した報告書から得られた情報に基づき年度ごとに五十音順で整理・ストックしたものであり、学生が自由に閲覧できるようファイリングされている。また、毎年複数の学生が希望する就職先については、直近過去3年分の抜き出しを作成し、配布できるよう整えている。「就職試験報告書」の中身としては、一般教養試験や専門試験のおおよその内容や分量、面接試験の質問内容、面接官の人数・実施時間等で、平成30年度～令和5年度までの6年分が学科ごとに整理されている。求人票については、学生部前に各機関・施設・事業所の求人情報や卒業生の就職先から届いた写真や文書を掲載し、学生がいつでも確認できるようにしている。また、長野県内の求人票及びパンフレット等の資料は、学科ごとに自治体・施設・事業所別に1つのファイルをつくり、そのファイルへ求人票やパンフレットを綴っている。長野県内を4つのブロックに分け、ブロックごとにファイルをまとめて置くようにし、学生が探しやすく閲覧しやすいように工夫している。求人先から郵送されるパンフレット等で複数の部数があるものについては、自由に持ち帰れるよう求人票掲示板に設置している。長野県外の求人は一覧表にしており、希望する学生がいれば、その求めに応じて一覧表を渡している。

各学科では学生の出席状況や成績等を共有し、ゼミナールまたはチューター担当教員が主となって、担当する学生の資格取得支援や就職の指導を行っている。さらに学生部と連携して履歴書の添削、試験対策、面接対策も実施している。自治体の採用情報が出た際には、学生部から各学科の教員にメール配信を行い、情報共有に努めている。1年次後期には学生に進路希望カード（備付-79）を提出してもらい、進路指導に活用している。また、学生部では申込制で模擬面接を実施しており、学生と学生部職員が1対1で模擬面接を行うほか、理事者面接を想定した複数の面接官による模擬面接については、学長も含めて複数体制で指導に当たっている。令和5年度、学生部で行った模擬面接は49件であった。

幼児保育学科では「キャリアサポート」と称して、SPI（備付-82）や模擬試験から基礎的な学力の把握を行い、就職試験等に活かしている。また、介護福祉学科では国家試験合格に向けての対策講座を実施している。幼児保育学科が1年生を対象に行っている自治体就職ガイダンス（備付-80）には、市町村の人事担当者や保育所関係者らが来校し、採用試験の内容・時期・おおよその採用人数、保育士の勤務形態や研修制度、保育のアルバイト等について詳しく知る機会となっている。令和5年度も9市町村から担当者が来校し、1年生52名の参加があった。介護福祉学科では学内の就職相談会（備付-44）を毎年6月に開催し、1・2年生が全員参加している。令和5年度は長野県中・南信地域の介護福祉関連の20施設・事業所が来校し、15施設・事業所が資料参加した。就職支援活動は、就職への意識を早期に高める貴重な機会となっている。就職状況（備付-165）については、学生から提出された内定届に基づいて学生部が内定状況を更新し、定期的に学科会や教授会、拡大教授会等で報告して情報共有を図っている。

進学については、4年制大学への編入・進学等の情報を学生部と各学科が共有している。個別相談にも応じ、希望した学生に対しては、エントリーシートの添削や小論文対策の練習として学生が作成した解答の添削を行っている。令和5年度の進学者は、4年制大学への編入学が幼児保育学科1名、介護福祉学科1名であった（備付-168）。留学については今のところ実績はない。

<テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援の課題>

令和5年度から、これまで別々に活動してきた学生支援委員会を松本短期大学と松本看護大学の合同委員会として発足した。このことにより、共通の課題に関しては効率よく検討を進められるようになった。一方、学生の自治会活動に関しては、松本短期大学と松本看護大学が共同で実施する学園祭の計画等において、授業のコマ数や実習期間の違い等の理由から全学科の役員が連携しにくい状況があった。今後は、年度初めに合同の自治会役員会を開催し、短期大学と大学が共同で実施するイベントを明確にして年間計画を立案し、学生自治会主体での運営が円滑に進むよう、学生支援委員会や学生部を中心に計画的に支援していく。また、松本短期大学自治会会則は、昭和47年に制定されて以来見直しがなされていないため、現状に即した会則への改定に向けて学生自治会、学生支援委員会、学生部が連携して検討を行っていく予定である。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務化を踏まえ、令和5年度は障がいのある学生への支援の流れを明確化することができた。

令和6年度においては、自治会活動が活発に行えるようになり、松本看護大学と合同での自治会活動も行われるようになった。その中で、松本短期大学自治会規程について修正が必要となる箇所が出てきているため、実情に合わせた変更が必要となってきている。そのため、自治会役員とも相談しながら内容を検討していく予定である。

<テーマ 基準Ⅱ—B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

前回（平成 29 年度）の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した 18 の行動計画とその実行状況は以下のとおりである。

① 卒業認定・学位授与の方針について、入学時より繰り返し丁寧に学生に説明し徹底を図ること

平成 30 年度より、1 年次は入学時オリエンテーションと後期オリエンテーション、2 年次は前期・後期オリエンテーションの際に「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の説明」を行うスケジュールを組んでいる。その際は、建学の精神、教育の理念から学科の教育目標、ディプロマ・ポリシーまでが系統として成り立っていることを「教育課程・学生生活ガイド」や冊子「学びの軌跡」に基づき説明している。さらにディプロマ・ポリシーから構築されているカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）及び学習成果の説明も併せて行い、学生が目的を持って学習に取り組むことができるように指導している。

② 卒業認定・学位授与の方針に沿った教育内容が展開されているか、時代に合っているかなどの点検・修正

前回の評価結果（第三者評価）で指摘されたディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）と学習成果の位置づけについて検討を重ねてきた。令和 4 年度にはディプロマ・ポリシーを含む三つの方針（DP・CP・AP）について学生が理解しやすい内容かどうかという視点から点検を行った。また、ディプロマ・ポリシーに基づき各学科の学習成果を新たに定め、その測定・評価とそれに基づくフィードバックの組織的な強化を図るため、本学独自の「学びの軌跡」システムの運用を令和 5 年度より開始した。

③ 他学科へ転入する学生の負担が少なくなるように、教育課程の検討・工夫

前回の認証評価（第三者評価）以降、専攻科福祉専攻が令和 2 年度をもって廃止されたため、幼児保育学科から専攻科への進学は無くなった。令和 3 年度には松本看護大学が開学し、令和 4 年度をもって松本短期大学看護学科が廃止されたため、介護福祉学科へ転入（再入学）を希望する者も無くなった。近年は、地域の保育や幼児教育、あるいは介護福祉の分野への就職を目指して入学してくる学生が多いため、他学科への転入を希望する学生は少ない傾向にある。このような経過・背景のもと、現在は教育課程委員会を中心として、学生の目標である資格取得のため、あるいは卒業後それぞれが専門職として地域・社会に貢献できるように必要な知識・技術について検討している。さらにそれらの知識・技術を学生が修得するため、授業において何を提供していけばよいのかを各学科で協議している。

④ 資格取得しない・できない学生への民間ライセンス等他資格取得支援などの検討

本学は教育理念で「ケアスペシャリストの育成」を掲げている地域に根ざした短期大学であり、在学中に保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、あるいは介護福祉士国家資格を取得して卒業させることが重要な使命となっている。そこで、まずは資格取得をしない・できない学生を出さない指導に取り組んでいる。しかしながら、昨今の学生の多様化の流れの中、一部ではあるものの、意欲的に学ぶことが難しい学生がいることも事実である。こうした場合、ゼミナールまたはチュ

ーター担当教員が面談を行い、当該学生の資格取得の意向の有無を確認し、必要に応じて保護者も交えての話し合いの場を持って指導に当たっている。進路変更が必要となった場合には、その学生が目指す将来に役立つ資格や学びの情報等を、他の教員・学生部と協働して提供している。

⑤ 学生により明確な目標を持たせる試みを、各学科・学生支援委員会等で連携をして検討

資格の取得や卒業後の進路についての見通しを学生が持てるよう、入学時よりオリエンテーションで説明の時間を設けている。また、冊子「学びの軌跡」を活用し、ディプロマ・ポリシーと学習成果を学生が理解しやすい言葉で説明し、学習成果の獲得に向けて明確な目標を持てるよう、ゼミナールまたはチューター担当教員が学生との面談を通して指導を行っている。地域・社会貢献を体得するため、各学科と学生支援委員会・学生部が連携し、ボランティア活動を推奨している。その一環として、介護福祉学科では学生の活動を「ボランティア活動賞」として積極的に評価している。幼児保育学科においても、令和5年度よりボランティア活動を評価する表彰制度を導入した。

⑥ 入学者受入れの方針について、本学にふさわしい入学前教育の在り方についてさらに検討

専門的知識・技術については入学後に学ぶことになるが、その前提として第1にアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）の項目の5番目にあたる「基礎学力」を培って入学していただくことを重視している。特に文章の読み書き、読解力、文章作成能力等の国語力の向上を図ることのできる内容としている。これらの基礎学力は、入学後の授業の理解、実習時の記録物、課題レポート、幼児保育学科の卒業研究、介護福祉学科の介護福祉研究に必要であり、入学後も指導を受けて力をつけ、さらに幼児保育学科では就職試験に、介護福祉学科では国家試験につながる力となる。第2に専門職としての心構えや対象となる人への視点や理解を深めるため、幼児保育学科では保育のマナーや基礎用語の学習、介護福祉学科では介護・福祉に関連する課題図書感想文を課している。さらに幼児保育学科では実習の準備としてピアノの技術の習得を課している。以上の入学前課題については、各学科のオープンキャンパス等で説明している。

⑦ GPAの学期ごとの成果が見えるシステム作り

⑧ 履修カルテ、技術経験チェック表、ポートフォリオなど入学時から学習成果に繋げられるような検討・工夫

学習成果の獲得状況を量的に測定する仕組みの1つとして、各期（前期・後期）と通算（1年次・2年次）のGPAを算出し、学生指導に活用している。令和5年度から導入した「学びの軌跡」システムでは、各期のGPAの推移並びに学習成果の獲得状況を5段階で自己評価した結果について可視化する取り組みを開始している。これにより、学習成果の獲得状況及び今後の課題を学生と教員がともに適切に把握する体制が整った。

⑨ 学習成果の査定についてのFD活動の充実と学科間の連携

⑩ 学習成果の評価指標や評価項目についての検討

学習成果の査定については各学科のほか、教授会や自己点検・評価委員会、評価委員会、教育課程委員会等でも検討を重ねてきた。令和4年度にはアセスメント・ポリシーを新たに定め、時期別（入学前・入学直後、在学中、卒業時・卒業後）及びレベル別（機関レベル・教育課程レベル・科目レベル）という全体の枠組みの中で学習成果の評価指標や評価項目を提示した。これに

より学習成果を測定・評価するプロセス及び学習成果を基軸に短期大学全体、各学科、各授業の有機的な連携の必要性を示すことができた。ただし、評価指標や評価項目については、引き続き各学科や教育課程委員会等で検討を進め、必要に応じて修正・追加し、アセスメント・ポリシーに反映させていく予定である。

⑪ アンケート調査の方法・内容・分析方法・活用方法も検討する必要がある。

アンケート調査の方法について、回答する側の学生や卒業生、教員等の利便性を図るため、「学習成果と学生支援に関する満足度調査」は令和3年度から、卒業生アンケートや自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）は令和4年度から、VOICE（学生による授業評価）は令和5年度から順次、QRコードから読み込んで回答できるように改善した。それぞれのアンケート調査の結果については、担当部署・委員会が質的・量的にとりまとめ、教授会、拡大教授会、各委員会、学科会等でフィードバックを行い、次年度以降の教育活動や業務改善に繋げるシステムを構築している。また、アンケート結果を参考にFD・SD研修の内容も検討している。例えば、令和3年度の自己点検・評価状況チェック（自己点検・評価アンケート）の結果からは基準Ⅲ（教育資源と財的資源）、特に中期計画等に関する研修の必要性が示唆された。そこで、令和4年度にFD・SD研修の一環として、中期経営計画を中心とした認証評価に向けての研修会を開催した。

⑫ 授業評価の活用として、中間評価が活かされたかの確認と実習についてのVOICE（学生による授業評価）の分析・検討

平成30年度より、授業において中間評価が活かされたかを確認するため、「中間評価後で授業方法や教員に変化はありましたか」という質問項目をVOICE（学生による授業評価）に新たにつけ加えた。その結果については他の項目とともに各教員にフィードバックされ、教員はこれらの結果をもとに授業評価報告書を作成し、学生の学習成果の獲得に向けて自らの授業の点検・評価を行い、授業改善に努めている。

⑬ FD・SD活動として、学生の主体性を考慮した授業方法に向けて他大学との合同等多岐にわたる内容の検討

⑭ SD委員会の設置により、活動の具体化の実現

平成29年度、令和元年度、令和2年度のFD研修会は、学生の自主性やアクティブラーニングをテーマに開催した。令和3年度と令和4年度はコロナ禍に対応するため、学科別にMicrosoft Teamsの操作方法の研修を行った。令和5年度は実習教育に資するため、2学科合同で実習教育に関する情報交換を実施した。このようにFD活動を通して授業や実習教育等の改善を図っている。ただし、コロナ禍の影響で他大学との合同研修等は実現しておらず、今後の課題である。

FD活動とSD活動をさらに推進するため、平成28年度にはFD委員会とは別にSD委員会が設置されている。SD委員会では事務局職員を対象としたSD研修を実施することに加え、FD委員会とともにFD・SD合同研修の企画・運営も行っている。例えば、令和4年度と令和5年度には自己点検・評価活動と認証評価に関するFD・SD合同研修を実施した。

⑮ 学習環境や設備で特に必要とされるもの（防犯に関わる身分証明書の携帯、保健室の環境整備等）を決め順次整備する。

防犯対策として、学生に対しては「教育課程・学生生活ガイド」の中で学生証の常時携帯を明

記した。教職員に対しては身分証カードホルダーを着用し、学内関係者であることを明確にしている。学外者が屋内に入構する際は、1号館事務室にて受付を行った上でカードホルダーの着用をお願いしている。また、防犯カメラを計画的に更新・増設し、令和4年度に整備を完了した。保健室については、令和3年度以降、松本看護大学と共通した学生支援体制を整備し、新型コロナウイルス等の対策として入室時の体温測定器、手指消毒機、教室用のCO2測定器等を整備した。

⑩ 早い段階からの就職活動相談、マナー講座、キャリア講座、就職説明会等を組織立てての企画

事務局学生部では、就職試験を終えた2年生から試験内容（筆記問題・面接質問事項等）を聞き取り、そのデータを蓄積し、次年度以降の学生の就職活動のために通年開示している。学生部で提供している就職情報については、その利用方法を入学時や2年次前期のオリエンテーションで学生に説明し、就職活動の意識づけと促進を図っている。また、幼児保育学科では1年生を対象とした「自治体就職ガイダンス」、介護福祉学科では1・2年生全員を対象とした「就職相談会」を、市町村や施設・事業所担当者を招いて開催し、学科を超えて参加可能としている。

⑪ 入学予定者への効果的な学習支援の検討

実施状況⑥に記したとおり、アドミッション・ポリシーにおける「基礎学力」を培い、入学後の学習につなげるため、各学科では入学予定者に対して入学前課題を送付している。その際、問い合わせ先を明記し、質問や相談に応じている。具体的には幼児保育学科が保育等の学習への導入や実習・社会人としてのマナーの基礎に関する課題、入学後のピアノの実技に向けた準備学習としてバイエル教則本60番程度までの練習、介護福祉学科が文章の書き方の向上を目的とした課題図書読書の読書感想文、基礎学力の把握と向上を目的とした漢字と生物の復習をそれぞれ課題としている。

⑫ アドミッション・ポリシーにふさわしい学生募集のための広報または入試事務の体制の整備

高校進路指導担当者へのアンケートを実施し、本学のアドミッション・ポリシーについて意見を求める等、アドミッション・ポリシーの内容については検討を重ねている。平成30年度には各学科のアドミッション・ポリシーを大幅に見直し、受験生にわかりやすい表現としたほか、令和4年度にも一部修正を行っている。学生募集のための広報と入試の体制をそれぞれ強化するため、それまでの入試広報委員会を見直し、令和3年度に広報企画推進委員会と入試委員会が創設された。これにより学生募集を含めた本学全体の広報活動を広報企画推進委員会が、大学入試改革を含めた入試関係の対応を入試委員会がそれぞれ専門的に集中して担える体制となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程に関しては、三つの方針（DP・CP・AP）や学習成果、「学びの軌跡」システム等、教育課程に関する重要な情報について、すべての学生が理解できるよう、令和6年度も入学後及び各学期初めのオリエンテーションで「教育課程・学生生活ガイド」やパワーポイント等を用いて丁寧に説明するとともに、理解が不十分な学生に対してはゼミナールまたはチューター担当教員が中心となって個別指導を行う。

令和5年度より全学で運用を開始した「学びの軌跡」システムについて、中間アンケートを実施した結果、「現時点における自分自身の学習成果の獲得状況を把握できたか」の問いに対して

「できた」と回答した学生の割合が幼児保育学科で84%、介護福祉学科で78%に達した。「ゼミナールまたはチューター担当教員との面談で自分の次なる目標を見つけることができたか」の問いに対しては幼児保育学科の77%、介護福祉学科の83%が「できた」と回答した。こうした結果からも、現時点において「学びの軌跡」システムは一定の成果を得られていることがわかる。ただし、「学びの軌跡」システムは在学中の2年間を通して運用されるため、令和6年度末には2年間の「学びの軌跡」システムを総括するアンケート調査を実施し、「学びの軌跡」システムの改善点を明らかにする必要がある。

各学科の学習成果と各科目の関連を学生がさらに意識できるよう、令和6年度の「シラバス(履修ガイド)」には各学科のディプロマ・ポリシー及び学習成果と各科目の関連性がわかりやすくなる工夫を施す予定である。

学生支援に関しては、コロナ禍前に戻りつつある学生の自治会活動(学園祭、サークル活動等)の更なる充実を図るため、学生支援委員会と学生部が中心となり、短大と併設大学の自治会役員の協議の場を調整していく予定である。その際は、適宜、助言・指導を行い、学生が活動しやすい状況となるように支援していく。

令和6年度もボランティア活動を推進していくため、要請があったボランティア活動については掲示に加え、各学科の学生支援委員が中心となり、いつ、どこで、何を目的とした、どのようなボランティア活動があるのかを学生が理解できるようにインフォメーションすることが求められる。

令和6年4月から義務化される障害者差別解消法における合理的配慮について、基本方針を作成し、教職員用マニュアルを整備する方向性で検討を進める必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

12：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（幼児保育学科）、13：令和5年度 シラバス（履修ガイド）（介護福祉学科）

提出資料-規程集

1：学校法人松本学園 組織規程、2：学校法人松本学園 文書取扱規程、3：学校法人松本学園 公印規程、10：松本看護大学・松本短期大学 SD委員会規程、13：松本短期大学 人事委員会規程、18：松本看護大学・松本短期大学 FD委員会規程、23：学校法人松本学園 倫理委員会の組織及び運営に関する規程、27：松本看護大学・松本短期大学 就業規則、40：松本看護大学・松本短期大学 教員選考規程、41：学校法人松本学園 会計規程、46：松本看護大学・松本短期大学 教員研究費規程、51：松本看護大学・松本短期大学 研究倫理規程、52：松本看護大学・松本短期大学 紀要投稿規程、54：松本看護大学・松本短期大学 不正行為に関する取扱規程、55：松本看護大学・松本短期大学研究活動に関する行動規範、56：松本看護大学・松本短期大学 紀要発刊規程、57：松本看護大学・松本短期大学 裁量労働取扱い規程、58：松本看護大学・松本短期大学 専任教員勤務規程、59：松本看護大学・松本短期大学助手に関する規程、60：学校法人松本学園 倫理ガイドライン、

備付資料

22：FD研修に関する資料、23：SD研修に関する資料、43：授業参観記録、86：教員個人調書[様式21]、87：教育研究業績書[様式22]、89：研究倫理 e-ラーニング受講修了証、90：研究倫理研究計画書、91：紀要査読に関する原稿受理から掲載までのフローチャート、100：非常勤教員一覧表[様式20]、101：専任教員プロフィール・業績、102：専任教員の年齢構成表、105：専任職員の一覧表、137：研究倫理・コンプライアンス研修会説明資料、144：松本短期大学ウェブサイト（教員組織、各教員が有する学位及び業績 <https://www.matsutan.jp/college/report/report-teacher>）、145：松本短期大学研究紀要第32号[令和3年度]、146：松本短期大学研究紀要第33号[令和4年度]、147：松本短期大学研究紀要第34号[令和5年度]

〔区分 基準Ⅲ—A—1 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ—A—1の現状>

松本短期大学は、関係監督官庁の承認を得た幼児保育学科、介護福祉学科で構成されており、短期大学設置基準に基づき、それぞれの入学定員及び分野に応じた教員組織を編成している。

本学の専任教員は、短期大学設置基準第22条に定める教員数を充足している。

■令和6年度の教員組織（人）

学科	性	教授	准教授	講師	助教	助手	計
幼児保育学科	男	3	1	0	1	0	5
	女	2	1	3	0	0	6
介護福祉学科	男	2	0	0	0	0	2
	女	2	0	2	0	0	4

専任教員の職位は、学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等について大学設置基準に沿って定められた「松本看護大学・松本短期大学 教員選考規程」（提出-規程集 40）に合致している。それらの学位、実績等の情報は松本短期大学ウェブサイト（備付-144）において公表している。

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき専任教員と非常勤教員を配置している。各学科の配置・編成方針は以下のとおりである。

【幼児保育学科】

保育及び幼児教育に関わる課題を理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養うために教育課程を編成しており、開設科目の多くを専任教員が担当している。保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得に直接関係する指定科目については、実習や就職指導と関連させるため、専任教員を多く配置している。専門性を必要とする科目については、専門家や実務経験を有する非常勤講師を配置している。例えば、「子どもの食と栄養」では、保健センターにおける乳幼児の栄養指導の経験を持つ教員、「暮らしの中の憲法」では、弁護士としての実務経験を持つ教員を配置している。

【介護福祉学科】

専門性の高い介護福祉士を養成するため、介護福祉士養成施設指定規則にある「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の4領域で教育課程を編成しており、専門的知識・技術及び実務経験を有する専任教員を中心に科目を担当している。一部科目においては、担当科目についての専門知識・技術及び実務経験を有する非常勤講師を配置している。

非常勤教員の採用は、短期大学設置基準の規定を準用し、学長が選考の上、理事長が決定している。

本学では補助教員等を配置していない。

教員の採用、昇任は「松本看護大学・松本短期大学 教員選考規程」に基づいて行われている。具体的な運用は「松本看護大学・松本短期大学 人事委員会規程」（提出-規程集 13）を定め、人事委員会により選考を行い、その審議結果を踏まえ、学長が理事長に報告の上、理事会の議を経て理事長が決定している。

〔区分 基準Ⅲ—A—2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ—A—2 の現状>

専任教員の研究活動は、カリキュラム・ポリシー等に基づいて行われており、それらの成果は「松本短期大学研究紀要」（備付-145, 146, 147）等に掲載されている。個々の研究活動は教員個人調書及び研究業績書（備付-86, 87）を毎年作成の上、事務局で保管している。また、松本短期大学ウェブサイトの情報公開ページにおいて教員プロフィールとともに主な研究業績（備付-101）を公開している。

過去5年間における科学研究費補助金、外部研究費の獲得状況は以下のとおりである。近年では、科研費等外部研究費の獲得には至っていないが、研究助成の公募について教員に対し周知を行い、積極的な申請を促している。

■過去5年間における科学研究費補助金・外部研究費の獲得状況

年度	助成事業名・交付額	内容
令和元年度	科学研究費助成事業（学術研究費補助金）（研究成果公開促進費） 令和元年度 交付額：1,400,000円	刊行物名： 依存からひろがる人生機会 研究代表者（著者名）： 茶谷智之（幼児保育学科）
令和2年度	—	—
令和3年度	科学研究費助成事業（学術研究助成基金補助金）（基盤研究C） 令和元年度～令和3年度 交付額：1,690,000円	研究課題名： 東日本大震災の生活環境崩壊による子どもの発達への影響とその支援 研究代表者： 鈴木美枝子（幼児保育学科）
令和4年度	—	—
令和5年度	—	—
令和6年度	—	—

教員の研究活動については「松本看護大学・松本短期大学 研究倫理規程」「松本看護大学・松本短期大学 研究活動に関する行動規範」「松本看護大学・松本短期大学 不正行為に関する取扱規程」、「松本短期大学 研究費規程」（提出-規程集 51, 55, 54, 46）等を定め、円滑な研究活動が行えるように整備している。

研究倫理に対する取り組みとして、全専任教員に対して研究倫理及びコンプライアンスに関する研修会を年3回実施（備付-137）するとともに、日本学術振興会が提供する研究倫理eラーニングコースを全教員が受講し、研究倫理eラーニング修了証書（備付-89）を事務局に提出している。また、研究を開始するにあたり、研究倫理の観点から、事前にその研究計画について、松本看護大学または松本短期大学が実施する倫理審査を受け、承認を得る必要がある。研究紀要への投稿等を行う際は、事前に研究計画書（備付-90）を研究倫理委員会に提出し、倫理審査を受け、承認されることを条件としている。

研究成果を発表する機会として、原則年1回「松本短期大学研究紀要」を発行している。過去5年間における論文等の掲載数は以下のとおりである。

■過去5年間における「松本短期大学研究紀要」の発行状況

年度	巻号	掲載数
令和2（2020）年度	第31号	6件
令和3（2021）年度	第32号	6件
令和4（2022）年度	第33号	8件
令和5（2023）年度	第34号	4件
令和6（2024）年度	第35号	2件

「松本短期大学研究紀要」については「松本看護大学・松本短期大学紀要発刊規程」「松本看護大学・松本短期大学 紀要投稿規程」（提出-規程集 56, 52）に基づき発行までの手続きを定めている。松本看護大学・松本短期大学紀要査読に関する内規は、令和3年度に査読に関する倫理指針を加筆し、査読の目的の明確さや公平性を確保している。令和4年度には、査読に関する「原稿受理から掲載までのフローチャート」（備付-91）を見直し、令和5年度も活用している。ま

た、論文等を投稿する際の自己チェックを支援するため、紀要委員会では投稿時のチェック票を作成している。

専任教員には研究に専念できる環境を確保した個人研究室が整備されている。個人研究室には机、椅子、ロッカー、電話、パソコン、書棚、情報コンセント等が備えられており、研究活動のほか、授業準備、学生指導に対応できる十分なスペースが確保されている。

教員の研究、研修等を行う時間の確保に関しては、学科または担当する領域、担当授業時間数等により異なる。特に2学科ともに実習が不可欠であり、実習期間中は、実習巡回や実習生の指導等で日常的な研究活動は困難な状況である。その中で授業、オフィスアワーの時間外の勤務時間や長期休暇中等を活用して研究活動時間の確保に努めている。

専任教員の留学については「松本看護大学・松本短期大学 就業規則」（提出-規程集 27）において、理事長が特に必要と認めた際に補助を行うことを定めている。海外派遣・国際会議出席等の海外への出張については「松本看護大学・松本短期大学 教員研究費規程」に基づき、理事長が必要と認めるものについて研究費より支出することを定めている。

FD 活動については「松本看護大学・松本短期大学 FD 委員会規程」（提出-規程集 18）を定め、FD 委員会を中心に教育研究能力の向上や資質・能力向上のため、学科別のFD 研修会と全体でのFD 研修会（SD との合同研修会を含む）を企画・実施している。令和5年度はFD 研修会として「幼児保育学科と介護福祉学科による実習教育に関する情報交換」を実施し（参加率 100%）、実習教育について情報交換し合う中で他学科の実習教育の内容・方法を学び、教育の質の向上を図った（備付-22）。また、FD 活動の一環として教員相互の授業参観を実施し、他の教員の授業から学ぶべき点や参考になる点等を授業参観記録（備付-43）に記述し、授業・教育方法の改善を行っている。このほか、令和5年度は「合理的配慮の実践と課題」をテーマとし、松本看護大学・松本短期大学合同FD 研修会を開催した（短期大学教員参加率 100%）。この研修会のアンケート結果も教授会、拡大教授会を経て全教職員で共有した。さらに評価委員会・事務局共催によるFD・SD 研修として「自己点検・評価活動と認証評価に関する研修会」を開催し、認証評価に関する教職員の理解促進や情報共有を図った（備付-23）。

過去5年間のFD・SD研修会の実施状況は、以下のとおりである。

■過去5年間のFD・SD研修会の実施状況

実施年度	内容等
令和2年度	<p>■FD研修会 内容：関西地区FD連絡協議会のYouTube動画“大学の授業を極める”シリーズ（自己学習教材の視聴） 日程：令和2年1月中に各自で教員個々の関心事項に沿って視聴し、報告書を作成して提出</p>
令和3年度	<p>■学科別FD研修会 共通の研修テーマ：Microsoft Teamsの活用方法について学ぶ 研修への参加：各学科のニーズでテーマを設定して実施するが、他学科の教員、事務職員も希望があれば参加可能とする。</p> <p>【幼児保育学科】 （第1回） 内容：Microsoft Teamsの基本的操作（送受信を中心に） 講師：事務局 主任 山本勇 日時：6月30日（水）16：00～16：50 場所：401教室</p> <p>（第2回） 内容：Microsoft TeamsでのWeb会議のやり方と実際 講師：事務局 主任 山本勇 日時：7月14日（水）16：00～16：50 場所：各教員の研究室及び事務局（Microsoft TeamsによるWeb会議）</p> <p>【介護福祉学科】 内容：Microsoft Teamsでのビデオ会議について学ぶ 講師：事務局 主任 山本勇 日時：7月5日（月）16：20～17：00 場所：207教室</p> <p>■FD/SD委員会主催 合同研修会 内容：障害者差別解消法改正が意味するもの 講師：松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 教授 尻無浜博幸氏 日時：令和3年9月22日（水）13：00～14：30 場所：401教室</p>
令和4年度	<p>■学科別研修会 令和3年度の「Microsoft Teamsの活用方法」について引き続き、学科別研修会を開催した。</p> <p>【幼児保育学科】 目的：教員同士での学び合う協働学習の機会とする。 講師：事務局 主任 山本勇 日時：令和4年12月14日（水）13：00～14：30 場所：601教室</p> <p>【介護福祉学科】 目的：オンライン会議・講義を実践できるように教員同士で学び合う協働学習の機会とする。 講師：事務局 主任 山本勇 日時：令和4年8月17日（水）16：30～17：45 場所：305教室・各自研究室</p> <p>■評価委員会主催FD・SD研修</p>

	<p>内容：令和5年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会 (ZOOMによるオンライン研修)</p> <p>講師：大学・短大基準協会 理事長 原田博史氏 ほか</p> <p>日時：令和4年8月23日 13:00～16:50</p> <p>場所：201 教室</p> <p>■学校法人松本学園主催 FD・SD 研修</p> <p>内容：ハラスメントとその防止</p> <p>講師：俵法律事務所 弁護士 植村礼大氏</p> <p>日時：令和4年9月14日(水) 13:00～15:00</p> <p>場所：601 教室</p> <p>■評価委員会・事務局共催 FD・SD 研修</p> <p>内容：本学の中期計画等と認証評価に向けての留意点</p> <p>講師：松本看護大学 事務長 竹岡雄一郎</p> <p>日時：令和4年10月26日(水) 13:00～14:30</p> <p>場所：601 教室</p> <p>■松本看護大学 FD 委員会主催 FD 研修</p> <p>内容：大学教育におけるアクティブラーニング</p> <p>講師：信州大学教育開発センター 教授 加藤嘉子氏</p> <p>日時：令和5年2月22日(水) 13:00～15:00</p> <p>場所：701 教室</p>
<p>令和5年度</p>	<p>■事務局対象 SD 研修</p> <p>内容：私立学校法の改正に関する説明会 (ZOOMによるオンラインセミナー)</p> <p>講師：文部科学省</p> <p>日時：令和5年5月18日(木) 10:00～11:30、14:00～15:30</p> <p>場所：201 教室</p> <p>■評価委員会・事務局共催 FD・SD 研修</p> <p>内容：自己点検・評価活動と認証評価に関する研修会</p> <p>講師：ALO・介護福祉学科 教授 福田明 副ALO・幼児保育学科 准教授 山藤宏子</p> <p>日時：令和5年8月9日(水) 13:00～14:30</p> <p>場所：601 教室</p> <p>■評価委員会主催 FD・SD 研修</p> <p>内容：令和6年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会 (ZOOMによるオンライン研修)</p> <p>講師：大学・短大基準協会 理事長 原田博史氏 ほか</p> <p>日時：令和5年8月23日 13:00～16:50</p> <p>場所：201 教室</p> <p>■事務局職員対象 SD 研修</p> <p>内容：大学・短期大学設置基準説明会全3回</p> <p>講師：学校法人松本学園 事務局長 竹岡雄一郎</p> <p>日時：1回目 令和5年8月31日 2回目 令和5年9月15日 3回目 令和5年10月13日</p> <p>■短期大学 FD 研修</p> <p>内容：幼児保育学科・介護福祉学科実習教育に関する情報交換</p> <p>日時：令和5年9月13日(水) 13:00～14:30</p> <p>場所：101 教室</p>

	<p>■松本看護大学・松本短期大学 FD 研修 内容：合理的配慮の実践と課題 講師：松本大学 総合経営学部 総合経営学科 准教授 矢崎久 氏 日時：令和6年2月28日（水）13:30～15:00 場所：701 教室</p>
<p>令和6年度</p>	<p>■短期大学 FD 研修 内容：「求められるシラバスと令和7年度シラバス作成について」 講師；松本短期大学 教育課程委員会 委員長 永石喜代子 委員（教務部係長）荒井京子 日時：令和6年11月20日（水）臨時教授会終了後 16:30～17:10 場所：101 教室</p> <p>■松本看護大学・松本短期大学 FD 研修会 内容：講義のためのアクティブラーニング —事前事後学習を組み込んだアクティブラーニングの実践— 講師：信州大学教育開発センター 教授 加藤嘉子 氏 日時：令和7年2月27日（木）13:30～15:30 場所：701 教室</p> <p>■事務局職員対象 SD 研修 内容：私学法改正に伴う説明会全2回 講師：学校法人松本学園 事務局長 竹岡雄一郎 日時：1回目 令和6年8月7日 2回目 令和6年8月22日</p> <p>■事務局職員対象 SD 研修 内容：大学設置に係る履行状況調査説明会全3階 講師：学校法人松本学園 事務局長 竹岡雄一郎 日時：1回目 令和6年6月28日 2回目 令和6年9月2日 3回目 令和6年12月2日</p> <p>■事務局職員対象 SD 研修 内容：給与関係事務説明会全2回 講師：学校法人松本学園 事務局長 竹岡雄一郎 日時：1回目 令和7年2月7日 2回目 令和7年3月26日</p>

学生の学習成果の獲得が向上するよう、学科会では個々の学生の出席状況や成績等についても情報交換を行っている。学科会には専任教員に加え、事務局の各学科担当者の出席も必須となっているため、専任教員と事務局職員が連携を図りながら、個別に支援が必要な学生等の早期発見と早期指導につなげている。また、教育課程委員会が中心となり、各教員のオフィスアワーを確認し、それを「シラバス（履修ガイド）」（提出-12,13）に掲載する等、学生が学習等の相談や質問を行いやすい体制を整えている。

【区分 基準Ⅲ—A—3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。

- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ—A—3 の現状>

事務組織は「学校法人松本学園 組織規程」（提出-規程集 1）に基づき、責任体制が明確となっている。短期大学事務は総務部、教務部、学生部、図書館、入試広報室、保健室、地域交流センターに事務職員を配置している。令和 5 年度は法人事務局長が事務長を兼務しており、事務長が事務の所管業務を主管し、学生部に関しては、学生部長が担当分掌事務を主管している。事務職員は、事務長の管轄下において学生部長、必要に応じて係長、主任を配置し、各部署の責任体制を明確にして業務を行っている。事務職員の配属は、事務長が事務職員の能力や適性を考慮して職務分担を決定している。

また、事務職員は、以下の対応により、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

事務長は、事務職員に対し、定期的に業務予定表の提出を指示し、自己による業務の到達目標とスケジュール管理を定め、個々の能力や適性が発揮できる環境を整えるとともに、必要に応じて業務改善の指示を行う体制を整備している。また、事務長は、その業務に必要な知識・技能修得を目的として、必要に応じて外部機関（日本私立学校振興・共済事業団、日本私立短期大学協会等）の研修会への出席を指示し、職員の能力向上に努めている。

事務関係諸規程は、上記の組織規程のほか、「学校法人松本学園 文書取扱規程」「学校法人松本学園 公印規程」「学校法人松本学園 会計規程」（提出-規程集 2, 3, 41）等を制定しており、学校法人として必要な規程を整備し、適切に運用している。

事務部署は、学生の利便性や学外者との対応等を考慮し、1 号館 1 階に総務部、教務部、入試広報室、1 号館 2 階に学生部、地域交流センター（学生部と兼務）、図書館事務室は 1 号館 1 階図書館内にそれぞれ配置している。その他、打ち合わせ用の会議スペース、資料保存用の倉庫等を整備している。事務室内には、情報機器（職員 1 人 1 台のパソコン、共用複合機、印刷機）、備品（事務机、椅子、キャビネット、金庫等）を整備している。

SD 活動（備付-23）に関しては、「松本看護大学・松本短期大学 SD 委員会規程」（提出-規程集 10）に基づき実施しており、事務職員は個別担当業務の能力向上を図るため、外部団体において開催する研修会に積極的に参加している。また、それぞれの業務で必要とされる資格の取得を積極的に進めている。学内における SD 研修としては、令和 6 年度に、事務局長を講師として職員を対象にした私学法改正に関する説明会及び給与関係事務に関する説明会を実施し、私立大学事務職員としての能力向上のための活動を実施した。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、毎週月曜日に法人全体としての事務局職員の朝礼を実施し、法人全体や各学科・各委員会担当者から業務報告・連絡等を行っており、日常的に部署間での連携をとりながら業務の点検・評価を行い、改善が必要な事項については、適宜、事務長が業務の配分や人員の配置について部署責任者と相談の上、改善に努めている。

事務職員は、学習成果を向上させるために学長、学科長をはじめ、関連する教員と常に緊密に

連携をとっており、教授会、拡大教授会、学科会、教育課程委員会といった会議や委員会にその構成員として参画し、学生等の情報を提供している。SD 研修に加え、FD 研修にも積極的に参加するようにしており、教員と協働して学生の学習成果の獲得向上に寄与している。また、定期的にすべての事務職員が参加する朝礼において、各部署からの共有すべき情報の報告があり、部署間で連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ—A—4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ—A—4 の現状>

就業に関する規程は「松本看護大学・松本短期大学 就業規則」「松本看護大学・松本短期大学 裁量労働取扱い規程」「松本看護大学・松本短期大学 専任教員勤務規程」「松本看護大学・松本短期大学 助手に関する規程」(提出-規程集 27, 57, 58, 59) 等を整備しており、これらに基づいて人事・労務管理を適切に行っている。

これらの規程については、事務局内の専用パソコンにおいて全教職員が閲覧、印刷することが可能となっている。また、新たに採用となる教職員に対し、採用時に「労働条件通知書」にて主要な労働条件を明示して説明し、服務等に関する規程の概要を説明している。

教職員の就業については、就業規則等の諸規程に基づき、教員は学長、学科長、事務職員は事務長が適正に管理している。また、教授、准教授、講師に対して裁量労働制を採用しており、労働時間の配分をはじめとした業務の遂行に関する事項については、教育職員本人の裁量に委ねており、必要に応じて自宅や学外での研究活動等を認めている。教職員の日々の勤務状況の管理は、出勤、退勤時に出退勤管理システムによって打刻しており、事務局を通して所属長が管理している。ハラスメント防止に関しては「学校法人松本学園 研究倫理ガイドライン」「学校法人松本学園 倫理委員会の組織及び運営に関する規程」(提出-規程集 60, 23) を定めており、倫理委員会が中心となってハラスメント防止に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源の課題>

教育研究活動について、学生への教育活動が中心となっている教員が多い傾向にある。その中でも教員は、論文発表や学会活動にも取り組んでいる。科学研究費補助金等の競争的資金の申請を行っているが、令和7年度科研費申請において、1名が内定している。今後は研究活動にさらに力を注げるよう、FD委員会、紀要委員会、事務局等が中心となり、科研費申請に関する研修会の開催や研究時間の確保、研究紀要投稿の支援等を実施していく必要がある。

事務部署において、専門性は高まってきている部分もあるが、定期的に配置転換を実施し、人材の育成に努めている。本学のような小規模校においては、ジェネラリストとして短期大学特有の知識や総合的な調整力を身につけ、学生の学習成果向上に貢献していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ—A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

8：学校法人松本学園 防火管理規程、11：松本看護大学・松本短期大学 附属図書館管理規程、25：学校法人松本学園 情報セキュリティに関する規程、41：学校法人松本学園 会計規程、42：学校法人松本学園 固定資産管理規程、43：学校法人松本学園 物品管理規程

備付資料

42：介護福祉士実務者研修、84：オクレンジャー資料、93：図書館利用案内、94：図書館システム「情報館」概要、95：信州共同リポジトリ概要、96：図書館希望購入図書申込用紙、97：避難訓練実施要領、139：後期オリエンテーションスケジュール、140：喀痰吸引等研修、169：校地・校舎に関する図面

[区分 基準Ⅲ—B—1 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ—B—1 の現状>

校地の面積は、併設する松本看護大学との共用部分を含め、校舎敷地面積と運動場用地の合計が 8,186 m²であり、短期大学設置基準を充たしている。併設する松本看護大学の専用敷地とその他敷地を含めた総面積は 23,227 m²である。

運動施設については、体育館や多目的運動場（人工芝グラウンド等）を有しており、カリキュラム・ポリシーや学生のサークル活動等の遂行に対して適切な広さを確保している。

校舎の面積は、併設する松本看護大学との共用部分を含めて 8,360 m²（体育館 942 m²含む）となっており、短期大学設置基準の規定を充足している。なお、令和 2 年度末には音楽棟を新設し、令和 3 年度より音響環境・空調環境が整った個人練習ができるピアノ室や音楽室の利用が開始され、幼児保育学科の学習成果の獲得向上に寄与している。

障がい者の受け入れのための整備として、校舎については、段差のある出入口（昇降口、渡り廊下、教室、体育館等）にスロープ、2 号館にエレベーター、1 号館と 2 号館に多目的トイレがそれぞれ設置されている。

学内の施設は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学科に必要な講義室、演習室（実習室）、調理室、美術室、マルチメディア教室を整備している。

本学には通信による教育を行う学科はないが、公開講座等として喀痰吸引等研修（備付-140）や介護福祉士実務者研修（備付-42）を行っており、印刷教材の保管や発送のために専用の書棚を準備している。

カリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うため、講義室にはパソコン、プロジェクター、遮光カーテン、Wi-Fi（無線 LAN）アクセスポイントが備え付けられており、パワーポイント等で作成した資料の投影に対応している。また、Microsoft365 アカウントを学生・教職員に配布しており、遠隔授業に対応した環境を整備している。

図書館は 590 m²を有し、適切な面積を確保している。開館時間は平日 8 時 30 分～20 時までとなっている。

図書館の収納可能冊数は、約 92,000 冊である。図書館には、検索コーナー（パソコン 3 台、プリンター 1 台）、メディアコーナー（DVD、ビデオ視聴スペース 4 席）、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、Wi-Fi（無線 LAN）アクセスポイント、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は 115 席を確保している。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」（備付-94）を使用している。また、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」（備付-95）に参画し、教育研究活動、地域・社会貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、長野県内の大学・短期大学・高等専門学校における図書館のコミュニティ確立の一端を担っている。購入図書を選定については「松本看護大学・松本短期大学 附属図書館管理規程」（提出-規程集 11）第 6 条に選定方針を定め、必要な図書を購入している。さらにリクエストボックスを設け、学生や教職員からの希望購入図書を受け付けている（備付-96）。廃棄システムについては「松本看護大学・松本短期大学 附属図書館管理規程」第 10 条に基づいた除籍を実施している。現在の図書館の蔵書数は以下のとおりである。

■図書館蔵書数（松本看護大学分含む）令和 6（2023）年 3 月 31 日現在

種別	和書	洋書	雑誌	視聴覚資料
冊（件）・種数	50,019 冊	2,612 冊	222 種	1,905 点

本学には体育の授業や課外活動等のため、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、体操競技等の器具を有した適切な広さの体育館（面積 942 m²）がある。

学内の学生が利用するエリアは、Wi-Fi（無線 LAN）の利用が可能となっており、空き教室やマ

ルチメディア教室、スタディールーム、必要に応じて併設する松本看護大学の専用校舎である 3 号館のフリー学習スペースを利用して情報通信端末を活用した授業を行うことが可能となっている。スタディールームにも Wi-Fi（無線 LAN）アクセスポイントを設置し、学習環境の向上を図っている。以下は講義室、演習室、実習室の状況を示したものである。

■講義室(15 室)・演習室(23 室)・実習室(8 室)一覧

<1 号館>				
1F	調理実習室	講義室 101		
2F	講義室 201	講義室 205 (マルチメディア室)	講義室 206	講義室 207
3F	講義室 301	講義室 304	講義室 305	講義室 306
	講義室 302・303 (家政実習室)	介護実習室	入浴実習室	
<2 号館>				
1F	講義室 401	講義室 402	スタディールーム	
2F	講義室 501	講義室 502	成人実習室	老年実習室
	母性小児実習室	地域・在宅実習室	美術室	
3F	講義室 601			
<音楽棟>				
1F	練習室 17 室	音楽研究室 (演習室) 2 室		
2F	音楽室	音楽研究室 (演習室) 2 室		

[区分 基準Ⅲ—B—2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ—B—2 の現状>

固定資産や消耗品については「学校法人松本学園 会計規程」「学校法人松本学園 固定資産管理規程」「学校法人松本学園 物品管理規程」（提出-規程集 41, 42, 43）等の財務諸規程を整備し、監査法人の指導の下、適切な管理を行っている。

諸規程に従い、規程で定めた管理責任者が適切に維持管理を行っている。

火災・地震対策として「学校法人松本学園 防火管理規程」（提出-規程集 8）を整備し、定期的な点検・訓練を実施している。施設内には火災対策として消火器、火災報知器、煙熱感知器、防火シャッター等の防火設備を配置し、各種法令に基づいた定期的な点検を実施している。火災

への自衛対策として、規程に基づいた自衛消防組織を編成しており、新年度のオリエンテーション時には消防署指導の下、学生・教職員全体での火災を想定した避難訓練を毎年実施している（備付-97）。また、地震等（震災）への対応として、事務局内にデジタル地域防災無線を置き、松本市危機管理部消防防災課が行う無線交信訓練にも参加している。また、震災時等の情報発信、安否確認ツールとして、安否確認サービスアプリ「オクレンジャー」（備付-84）を導入しており、学生・教職員に対しアカウントを配布し、各自のスマートフォンにアプリをインストールし、学校からの情報が即時確認できるようにしている。学生に対しては、新入生オリエンテーション時にオクレンジャーのアカウント配布、インストールについての説明を実施している。後期オリエンテーション時には各学科でオクレンジャーを用いた震災時の安否確認方法に対する説明のほか、地震を想定した避難訓練（シェイクアウト訓練）を実施している（備付-139）。教職員に対しては採用時に事務局より説明している。施設面においては日常的に使用する建物すべてに耐震工事を実施済みである。防犯対策としては、構内及び校舎内の出入りに防犯カメラ、学内には人感センサーを設置し、施錠後には警備会社による機械警備を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については「松本看護大学・松本短期大学 情報セキュリティに関する規程」（提出-規程集 25）を策定しており、事務局とともに情報セキュリティ維持のための対策を実施している。教室、研究室、事務室等に配置しているパソコンにはウイルス対策ソフトをインストールし、適宜更新している。学内 LAN を利用する際の対策として、ファイアウォール、Web フィルタリング等を行っており、有害サイトへのアクセスを制限している。令和 4 年度には Wi-Fi（無線 LAN）のセキュリティ強化のため、ファイアウォール設定とセグメントの分割を実施し、令和 5 年度にはセキュリティ機器（UMT）の更新を行い、通信環境の改善と情報セキュリティの向上を図った。

省エネルギー対策として、冷暖房、印刷機、パソコン、不使用教室等の節電を行っている。全学的にクールビズとウォームビズを実施し、過度な冷房・暖房使用の抑制に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源の課題>

防災に対する初期対応として、学生や教職員の安否確認や災害発生時に学校から一斉連絡が可能となる「オクレンジャー」の機能の拡大を行っている。これにより効率的な連絡体制の構築を図れている。今後は、より強固な連絡体制とするため、定期的な周知・確認と利用方法の訓練を継続的に行い、安否確認の徹底を図っていくことが必要である。

防犯対策として、令和 4 年度に防犯カメラを増設したが、不審者の構内侵入への対策と防犯対策として、教職員による防犯意識の徹底等を行っていくことが必要と考えている。

<テーマ 基準Ⅲ—B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

57：オリエンテーション「Microsoft365 説明資料」、72：教職員向け Microsoft365 説明資料、99：教育支援ソフト（Win Bird）操作マニュアル、112：学内 LAN の敷設状況、170：マルチメディア教室配置図

[区分 基準Ⅲ—C—1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ—C—1 の現状>

本学ではカリキュラム・ポリシーに基づき、学生の学習成果の獲得のため、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。学内にはマルチメディア教室を整備し、情報処理に関する授業のほか、様々な授業で活用している。マルチメディア教室や各教室のパソコン等の情報機器は、事務職員が技術的支援を行っているほか、専門的な支援については外部業者に委託し、学生・教員からの要望に対し、設備の改善に対しての情報提供を受け、改善を図っている。

学生に対し、情報処理に関する科目を開講し、能力向上を図っている。また、法人全体で Microsoft365 サービスを導入し、メールサービスやオンライン授業が対応可能なサービスとして Microsoft Teams を利用しており、学生へは新年度のオリエンテーション時に、教職員に対しては適宜、担当職員がサービスの利用方法を説明している。

学内の技術的資源と設備については、計画的に維持、整備できるよう予算編成時に検討し、分配の見直しの必要性があるかを確認しており、適切な状態を保持するよう努めている。

カリキュラム・ポリシーに基づいた授業等が行えるよう、各教室には講師用パソコンを設置しているほか、研究室には教員一人当たり 1 台のパソコンを整備している。職員に対してはそれぞれ専用のパソコンを配置しており、授業や学校運営に支障なく行えるよう整備をしている。機器の保守・管理は事務職員が行い、性能面で問題がある機器については入れ替えの提案を行っている。事務職員で対応が難しい問題に対しては、外部業者に対応を依頼している。

学内には学生が授業や自己学習を目的として情報端末をインターネットに接続するための学内 LAN を整備している。また、Wi-Fi（無線 LAN）環境も整備されており、学生はパソコンやスマートフォン等で学内 LAN に接続し、Microsoft365 サービス（メール、Microsoft Teams）等を利用できる環境が整備されている。令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学習機会確保や在宅勤務に対応するため、全学生・教職員に Microsoft365 サービスを導入した。Microsoft365 サービスにおける Web メール機能（outlook）、Microsoft Teams を利用し、講義資料の掲載、課題配信、オンライン授業の利用が可能となった。

こうした新たなサービスや情報技術等を活用し、教員は効果的な授業を行っている。また、教員は FD 活動や各自において、効果的な利用方法を模索している。その際、利用のサポートは事務職員が行っている。

令和 4 年度に機器更新を行ったマルチメディア教室には、学生用パソコン、講師用パソコン、プリンターを設置しているほか、学生が持ち込んだパソコンに接続するための LAN ケーブル、電源タップを設置し、53 台分の学内 LAN が利用可能な環境を整備している。主に情報関係の授業で利用するほか、授業以外の時間帯は学生の自習、情報検索、就職活動等で自由に利用することが可能となっている。また、教育支援ソフト（Win Bird）を導入しており、学生の操作や習得度の把握ができる。教育支援ソフトの利用については、授業担当教員の判断で利用され、講師席にマニュアルを常備しているほか、必要に応じて担当職員、保守業者のサポートを受ける体制を整備している。学生が利用するパソコンには、ウイルス対策ソフトをインストールしているほか、学内 LAN におけるフィルタリング機能により有害サイトへのアクセス・検索制限等の対策が行われている。

<テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

16：活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]、17：事業活動収支計算書の概要 [書式 2]、18：貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]、19：財務状況調べ [書式 4]、20：令和 3 年度 学校法人松本学園 計算書類、21：令和 4 年度 学校法人松本学園 計算書類、22：令和 5 年度 学校法人松本学園 計算書類、23：令和 5 年度 学校法人松本学園 事業報告書、24：令和 6 年度 学校法人松本学園 事業計画書、25：令和 6 年度 学校法人松本学園 予算書

提出資料-規程集

41：学校法人松本学園 会計規程、42：学校法人松本学園 固定資産管理規程、44：学校法人松本学園 資金運用規程

備付資料

141：中期経営計画、148：財産目録[令和 3 年度]、149：財産目録[令和 4 年度]、150：財産目録[令和 5 年度]、151：計算書類[令和 3 年度]、152：計算書類[令和 4 年度]、153：計算書類[令和 5 年度]

[区分 基準Ⅲ—D—1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄附金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。

- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑤ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ—D—1 の現状＞

学校法人松本学園は、松本看護大学、松本短期大学、松本短大幼稚園の三つの学校を設置している。過去3年間の法人全体での資金収支、事業活動収支の状況は下記のとおりである。翌年度繰越支払資金は令和4年度では減少となっているが、令和5年度以降は増加に転じている。事業活動収支については、経常収支は過去3年にわたり支出超過の状態となっているが、支出が超過額は減少傾向となっている。

■過去3年間の資金収支状況（学校法人全体）（単位 千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金収支差額	△19,114	43,101	59,601

■過去3年間の事業活動収支（学校法人全体）（単位 千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業活動収入計	891,044	854,374	903,680
事業活動支出計	956,394	915,522	950,650
差額	△65,350	△61,149	△46,970

■過去3年間の事業活動収支（松本短期大学）（単位 千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業活動収入計	398,242	273,679	208,262
事業活動支出計	432,760	272,142	255,921
差額	△34,518	1,537	△47,659

翌年度繰越支払資金と前年度繰越金支払資金の差額である資金収支差額は増加となっており、令和5年度決算から2年連続で増加しており、財政状況は改善傾向が続いているといえる。

一方、事業収支差額は法人全体及び短大においては支出超過となっており、改善が必要な状況である。法人全体の事業活動収支が支出超過となっている主な要因として、松本短期大学の定員未充足による学納金収入の減少が大きな要因となっている。具体的には松本看護大学が完成年度を迎え、令和5年度より収入増となったが、幼児保育学科は在籍者数が122名（定員200名）、介護福祉学科が34名（定員80名）となり、昨年度より収入が減少となり、法人全体として事業活動収入の大幅な増加には至らなかった。

過去3年間の学校法人全体の貸借対照表は、下記のとおりである。負債の部の大部分は退職給与引当金と前受金であり、借入金はない。自己資金の比率を示す純資産構成比率は89.1%であり、短期大学法人の令和5年度全国平均(89.4%)と同等である。負債の割合を示す負債比率は12.2%であり、令和3年度末から大きな変動はなく、学校法人全体の財政状態は健全であるといえる。

■過去3年間の学校法人全体の貸借対照表（学校法人全体）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産の部合計	2,961,915 千円	2,878,073 千円	2,854,189 千円
負債の部合計	310,930 千円	288,237 千円	311,322 千円
純資産の部合計	2,650,985 千円	2,589,836 千円	2,542,866 千円
純資産構成比率	89.5 %	90.0 %	89.1 %
負債比率	11.7 %	11.1 %	12.2 %

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係は、短期大学の収支が法人全体の約2～3割を占めており、短期大学の収支状況が法人全体の財政状況に大きな影響を与えることとなる。令和6年度は松本短期大学の入学者の減少による影響もあり、事業活動収支が法人全体で支出超過となった。

貸借対照表から、今後、短期大学を存続していくための財政は維持されているが、定員充足率の未充足の状況が続くことは、財政悪化に繋がるため、入学者を安定的に確保していくことが必要である。現状、法人全体として十分な資産を有しており、松本短期大学を存続するために十分な財政を維持している。

退職給与引当金は、松本看護大学・松本短期大学においては期末要支給額の100%を基に計算した額を計上している。

資金運用については、「学校法人松本学園 資金運用規程」（提出-規程集44）に基づき、元本返還が確実な運用を行うこととする基本方針を定め、適切な会計処理を行っている。

過去3年間の教育研究経費比率は以下のとおりである。いずれの年度も経常収入の20%を超えている。

■過去3年間の教育研究経費比率（学校法人全体）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育研究経費比率	25.6%	25.1%	24.1%

教育研究用機器備品や図書の支出については、予算編成時に適切に分配しており、教育活動に必要な投資を行っている。

公認会計士の監査意見については、監査法人による監査を定期的に受けている中で、特段の指摘等を受けていない。また、公認会計士と日頃より業務についての相談を行っており、助言を受けた内容に基づいて適切な学校運営、会計処理を行っている。

本学は寄附金の募集及び学校債の発行は行っていないが、寄附の申し入れの際は会計基準に基づき適切な会計処理を行っている。学校債の発行は行っていない。

松本短期大学の入学定員充足率、収容定員充足率の過去3年間の状況は以下のとおりである。

■過去3年間の定員充足率（松本短期大学）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
--	-------	-------	-------

入学定員充足率	92.1%	67.1%	47.1%
収容定員充足率	90.3%	80.4%	55.7%

※令和3年度に看護学科募集停止のため、入学定員充足率については幼児保育学科及び介護福祉学科のみの数値。

収容定員充足率は、令和4年度は看護学科1学年分の定員を含んだ数値である。

令和6年度は幼児保育学科及び介護福祉学科ともに入学定員割れとなり、充足率が減少した。現在の収容定員充足率が続いた場合、財務状況の悪化につながることは明確であり、安定的な経営基盤を確立するため、今後、定員充足率の確保が早急な課題である。

学校法人及び短期大学は、中期経営計画に基づき毎年度の事業計画と予算について関係部門の意向を集約し、適切な時期に理事会で決定している。

その上で、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示し、年度予算を適正に執行している。

翌年度の予算編成は、前年度の状況を考慮し決定している。各部門から提出された予算は、認められた予算の範囲内で執行を許可している。

日常的な出納業務は円滑に実施し、法人事務局長のチェックを受け、理事長に報告している。

計算書類と財産目録に関しては、学校法人会計基準に則り作成し、公認会計士の指導の下、経営状況及び財産状態を適正に示しており、安全かつ適切に管理している。資産の管理及び資金の運用は「学校法人松本学園会計規程」「学校法人松本学園 固定資産管理規程」「学校法人松本学園 資金運用規程」等に基づき、適切な会計処理を行っている。

月次試算表は、毎月適時、会計システム入力担当者が作成し、法人事務局長による確認が行われた上で理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ—D—2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ—D—2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ—D—2の現状＞

本学の将来像を具体的に明文化するため、理事長のリーダーシップの下、平成29年度に第1期中期経営計画を策定し、令和3年2月に開催された理事会・評議員会において第2期中期経営計画として今後5か年の計画について審議され、令和3年4月より新たにスタートした。第2期中期経営計画（備付-141）（以下、中期経営計画）では、本学の強み・弱みなどを財務諸表等から客観的に分析した結果、強固な経営基盤体制を築くために学生生徒納付金や経常費補助金といった固定的である収入の安定化を図っていくことが示された。そのための方策として、収入において大きな割合を占めている学生生徒納付金収入の確保、また入学定員充足率を100%とするための新たな広報体制を確立させ、受験生に直接アプローチをできる機会を増加させていく計画とした。しかしながら、18歳人口の減少や4年制大学の需要増加等により、令和5年度に学生数の減少等の状況を踏まえ、中期経営計画の見直しを図り、令和6年2月15日開催の理事会・評議員会で審議の上、修正した中期経営計画が作成された。

人事計画については、中期経営計画において松本看護大学が完成年度を迎えた後の令和7年度以降に支出の適正化を図るための準備を進めていくことを計画しており、令和3年度より、翌年度以降の適切な人員配置を計画した上で教員・職員の採用を実施している。

施設設備に関する計画においては、中期経営計画に基づき、今後必要となる整備計画を策定し、段階的に実施している。教育研究に必要な施設・設備、安全確保の観点から、限られた予算の中で優先度の高いものから整備している。

外部資金の獲得については、教員の科学研究費補助金（科研費）を主として獲得するため、事務局において科研費公募の案内、研究計画書作成のサポート等を行い支援している。遊休資産は所有していない。

経営実態、財政状況においては、理事長より理事会に報告され経営の方針が決定されている。松本短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれているかについては、学生の入学状況等を把握した上で検討を進めている。令和6年度は幼児保育学科及び介護福祉学科ともに入学定員、収容定員が定員割れとなっており、それに伴う人件費比率の割合が高くなっている。学科ごとの安定的な収支バランスを維持するために、収入面では、入学者数の安定的な確保を第一として入試広報活動、入試内容等の見直しを図っているが、支出面では、学生の教育の質を確保するため、教育研究経費については常に安定的な割合の支出を確保する必要があるため、人件費及び管理経費の削減が必要であると考えている。

学内に対する経営情報の公開は、決算に関する理事会終了後に理事長より全教職員に対し示されている。具体的には教員へは教授会、拡大教授会において事務長より、職員に対しては職員会議において理事長よりそれぞれ決算の概要と法人及び松本短期大学の経営状況が説明されており、全教職員に対して経営状況における現状及び危機意識を共有するよう努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源の課題＞

松本短期大学の存続を可能とする財政を維持しながら、教育研究経費比率の維持・向上が課題となってくる。教育研究経費比率は高くなることが望ましいが、人件費と同様に硬直化しやすい経費であるため、この比率が著しく高い場合は、施設設備の取替更新や新規投資にむける財源を確保することが困難な状況とみることもできるため、経営の永続性や大学改革という長期的な観点への留意も必要となってくる。

令和6年度は併設する松本看護大学が完成年度を迎えたことにより、法人全体にて当年度収支

差額は前年度より改善しているが、短期大学の在学者数の減少の影響が大きく、引き続き支出超過となっている。収入超過を目指すために、学生の定員確保が課題となる。

<テーマ 基準Ⅲ—D 財的資源の特記事項>

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

前回（平成 29 年度）の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した 2 つの行動計画とその実行状況は以下のとおりである。

① 技術的資源をはじめとする教育資源に関する行動計画は、各学科ともに機器備品を本学予算内で計画性をもって整備していく予定である。

各学科の機器備品の購入・維持・修理に関し、翌年度予算編成時に計画を示し、適切に行っていかなければならない。そのため、理事長の指示のもと、予算編成の時期を 1 か月ほど早め、より具現性のある計画を作成するため期間を延ばした。

② 財的資源に関する行動計画は、全教職員が経営実態や財政状態を共有し、理事会で決定する今後の運営方針を全教職員が理解する。

年度当初に理事長より、全教職員に対し経営実態に関する説明がなされている。また、決算状況・事業報告の内容については、専任教員に対しては教授会において、職員に対しては朝礼の場にて法人事務局長より説明がなされ、全教職員が経営実態や財務状況について情報を共有している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学における収入面の改善の課題については、適切な入学定員の管理が必要であると認識しており、令和 7 年度入学生より幼児保育学科の入学定員を 100 名から 80 名に変更している。また、令和 8 年度入学生からは幼児保育学科の入学定員を 60 名に、介護福祉学科の入学定員を 40 名から 25 名に変更することが決定している。これにより、収入面においては経常費補助金の交付の際の増減率の改善を見込んでいる。

教員の配置については、短期大学設置基準に基づき、適切な配置を行っているが、学生の在籍者数の状況を把握し、教員ごとの教育活動と研究活動の配分に隔たりが無いよう、学長・学科長を中心として適宜検討しており、定期的に検討する機会を設けている。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV—A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

26：学校法人松本学園 寄附行為、27：理事会議事録（令和3（2021）年度）、28：理事会議事録（令和4（2022）年度）、29：理事会議事録（令和5（2023）年度）

備付資料

108：理事長の履歴書、141：中期経営計画、154：学校法人実態調査[令和3年度]、155：学校法人実態調査[令和4年度]、156：学校法人実態調査[令和5年度]

[区分 基準IV—A—1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ—A—1の現状＞

学校法人松本学園理事長（以下理事長）は、昭和 50 年に本学園へ入職し、平成 3 年に本学事務長、平成 5 年より本学園事務局長という実務経験を経て、平成 6 年に理事に就任した。平成 23 年度からは理事長として、理事会における様々な審議及び意思決定を行い、学園経営の健全化に努めることの重要性を深く認識し、学校法人の運営全般にリーダーシップを十分に発揮しており、建学の精神のもと、教育理念、教育目的を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。理事会、教授会、拡大教授会にとどまらず、入学式や卒業式において建学の精神、教育理念、教育目的について対象に合わせて理事長自ら説明を行い、それらの理解と共有においても尽力している（備付-108）。

理事長は、「学校法人松本学園 寄附行為」（以下「寄附行為」）（提出-26）第 11 条に基づき、学校法人を代表して、その業務を総理している

理事長は「寄附行為」第 32 条に基づき、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事による監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事長は「寄附行為」第 15 条に基づき、理事会を招集し、議長として学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会の開催に関しても、以前は年 2 回であったが平成 27 年度以降は開催回数を増やし、タイムリーに事案が具現化されるよう努め、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

「寄附行為」の規定に基づいて開催された令和 6 年度理事会開催状況（提出-29）は下表のとおりである。

■令和 6 年度 理事会開催状況

回数	議案等	開催日
第 1 回	1. 令和 5 年度決算（案）・事業報告（案）について 2. 令和 6 年度第一次補正予算（案）について 2. 松本短期大学 学則変更について 3. 監事からの辞任申し出について 4. 私立学校法改正に伴う寄附行為の変更について 5. 松本短期大学 幼児保育学科 定員減について 6. 松本短期大学 学則変更について 7. 松本短期大学 介護福祉学科について 8. 諸規程の改正について 9. 教員人事について（報告） 10. 認証評価について（松本短期大学）（報告） 11. その他 1) 松本看護大学・松本短期大学 入学試験状況について（報告） 2) 松本短期大学 就職状況について（報告） 3) 松本短大幼稚園 入園児数について（報告）	令和 6 年 5 月 23 日

松本短期大学

第2回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私立学校法改正に伴う寄附行為の変更について（報告） 2. 諸規定の改正について 3. 認証評価について（報告） 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 松本看護大学・松本短期大学 入学試験について（報告） 2) 松本看護大学・松本短期大学 オープンキャンパス開催状況報告（報告） 	令和6年 8月8日
第3回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 任期満了に伴う松本看護大学学長の選任について 2. 任期満了に伴う松本看護大学 看護学部 学部長選任について 3. 松本短期大学 介護福祉学科について（報告） 4. 諸規程の改正について 5. 長野県人事委員会勧告に伴う本学園の給与等について 6. 文部科学省による松本看護大学設置計画履行状況等調査について（報告） 7. 認証評価について（報告） 8. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 令和7年度 推薦型選抜入学試験について（報告） 	令和6年 10月28日
第4回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 諸規程の改正について 2. 松本短大幼稚園 園長の選任について 3. 令和7年度 提示評議員会終結後の時以降の理事候補者の選任について 4. 教員人事について 5. 松本看護大学及び松本短大幼稚園における現状報告（報告） 6. 中間監査報告（報告） 7. 諸規程の改正について 8. 松本看護大学・松本短期大学 令和7年度入学試験状況について（報告） 9. 松本短期大学 幼児保育学科定員減について 10. 松本短期大学 介護福祉学科定員減について 	令和6年 12月20日
第5回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 松本短期大学 幼児保育学科及び介護福祉学科における現状報告（報告） 2. 令和6年度補正予算（案）について 3. 令和7年度予算（案）及び令和7年度事業計画（案）について 4. 松本短期大学 学則変更について 5. 令和7年度監査計画について 6. 諸規程の改正について 7. 教員人事について 8. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 令和7年度 入学試験状況について（報告） 2) 令和6年度 在園児数及び令和7年度 入園児数について（報告） 	令和7年 2月17日

以上のとおり、令和5年度は理事長のリーダーシップのもと、理事会において重要な案件が審議・決定された。また、特に令和6年度は私立学校法の一部改正に伴う法律が施行されたことを受け、理事長自ら寄附行為変更についての検討を法人事務局とともに積極的に進め、私立学校法改正の概要を理事長自ら理事会・評議員会の場にて報告した。その他、法人及び各大学の諸規程については、適宜報告を受け、必要に応じて理事会にて審議を行い、改正等を行っている。

理事会は、私立学校法第38条の規定及び「寄附行為」第5条のとおり、6人以上8人以内で構

成されており、現員は7名となっている。理事会は「寄附行為」の規定に基づいて開催され、学校法人の業務を決し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は「寄附行為」第15条により、理事長が招集し、議長を務め、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、短期大学の認証評価制度の概要及び評価基準の概要について報告を受け、それに対応し作成している自己点検・評価報告書の報告を受けて、学内における現状、課題等を把握し、松本短期大学を含めた法人の運営方針の決定に携わることで認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。

理事会は、学内理事、学外理事によって構成され、短期大学発展のために必要な学内外の情報を収集し、「寄附行為」に定められた法人・学校運営における重要な判断を審議・決定している。

理事会では、上記のとおり、様々な情報を収集・分析している。その上で本学の状況や本学を取り巻く環境の変化等について、理事長及び学長より説明がなされており、学校教育法改正等への法的対応や規程の制定及び改廃等も適宜行っている。このように理事会は、法令及び「寄附行為」に則り、本学の円滑な運営のための的確な判断と適正な財政措置を実行しており、その責務を果たしている。

また、理事会は、学校法人松本学園及び松本短期大学の運営に必要な規程を整備し、それを事務局内に備え付けている。

理事は、様々な分野より選任されており、本学の建学の精神を理解し、法人の健全な経営において有意義な学識及び見識を有している。

理事は、私立学校法第38条の規定に基づき、「寄附行為」第6条に則り選任されている。また、学校教育法第9条の規定は「寄附行為」第10条に準用され、学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当した場合には退任となる旨を定めており、不適格者はいない。このように、理事は法令に基づき適切に選任されている。

学校法人松本学園においては、理事長を中心とする法人組織と、学長を中心とする教学組織が、それぞれのリーダーシップのもと、法人機能と教学機能の調和をめざした運営を行っている。

<テーマ 基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とする学校法人の管理運営体制は、法令及び「寄附行為」に基づき、適正な運営ができているといえる。しかし、少子化を含めた社会情勢の中にあつて、理事会の経営判断は大変難しいものになると予想される。令和6年度に開催された理事会においても、短期大学の入学者数減少に伴い、学生募集に関する現状について新たな取り組みを検討すべきとの意見が挙げられているため、理事長のリーダーシップの下、入学生確保に向けた取り組みを検討していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は前述したとおり、特に計算書類等に基づき財的資源を把握し、分析を行う知識を有しており、学園経営の健全化に努めることの重要性を深く認識している。公認会計士による監査時も積極的に立ち合い、公認会計士と意見交換を行い、財的資源の把握、分析にリーダーシップを発揮している。

また、本法人が松本看護大学を設置する際には、大学設置基準を把握し、理事長自ら文部科学省等に出向き、寄附行為変更認可申請を行ったほか、令和5年度は私立学校法改正に伴う寄附行

為変更申請に向けた検討について、理事長自ら積極的な情報収集、分析、文部科学省への問い合わせ等を行い、法人事務局と連携して寄附行為の改正に取り組んだ。令和6年度は改正案について理事長自ら理事会及び評議員会の場において説明を行っている。短期大学の教学面においては、教学組織とコミュニケーションを図るために門戸を開き、教職員からの相談を積極的に受け止めて、それに応えようと努めている。学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮し、法人及び短期大学の発展に大きく寄与している。

[テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

9：松本短期大学 学則、30：松本短期大学 教授会議事録（令和3（2021）年度）、31：松本短期大学 教授会議事録（令和4（2022）年度）、32：松本短期大学 教授会議事録（令和5（2023）年度）

提出資料-規程集

47：松本看護大学・松本短期大学学長及び副学長選任に関する規程、49：松本短期大学 教授会運営規程、50：松本短期大学 入学者選抜規程、53：松本短期大学 学位規程、61：松本看護大学・松本短期大学 学生懲戒規程

備付資料

86：教員個人調書[様式21]、87：教育研究業績書[様式22]、157：幼児保育学科 学科会議事録、158：介護福祉学科 学科会議事録、159：各種委員会会議事録

[区分 基準Ⅳ—B—1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針（DP・CP・AP）に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営して

いる。

<区分 基準Ⅳ—B—1の現状>

学長は、平成28年4月に本学学長に就任している。本学就任前は民間のシンクタンクでの勤務や一般企業の取締役を務めた後、松商短期大学経営情報学科教授、松本大学松商短期大学学部部長を歴任している。人格が高潔で、長年にわたる教育指導の経験によって培われた学識と、管理職で得られた大学運営に関する識見を有している。

学長は、本学の教育運営全般について、最高責任者としてその権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、適切に運営している。

教育研究面においては、本学の教育理念に基づき学生の学習成果の獲得を支援し、教育環境の整備、教育体制の充実、研究環境の向上に努めている。また、学生の学習環境を充実させるための方策と、それに加え学生のサポートにもつながるよう、学食や学長室において学生との対話交流を積極的に行い、学外で行われる学生の活動にも参加している。本学の建学の精神は、「人々の健康と福祉及び教育における学術の教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（以下、ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する」である。本学教職員は教育に携わる者としての正しい倫理観と熱意をもって学生教育・生活支援にあたり、「専門職者として自己研鑽に励むことができ、なおかつ誠実に人に尽くすことのできる人材の育成に努める」ことを宣言した松本短期大学の建学の精神に基づき、学長は自己研鑽を推奨して教育研究を推進し、教育の向上・充実に向けて努力している。また、令和3年度は、笹賀地区内にある小学校2校（菅野小学校、二子小学校）及び中学校1校（菅野中学校）の校長、教員が本学に集い、地域貢献に向けて協力して取り組む方針が確認された。さらに上條記念病院が笹賀地区で令和2年から行っていた「認知症予防」に関する学習・講演活動に本学も参画し、病院・大学・地区協議会の三者が協働して課題に取り組む基礎が固められた。このように、建学の精神の下、松本短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを「松本看護大学・松本短期大学 学生懲戒規程」（提出-規程集61）の定めているところによって行っている。

学長の選任については、「松本短期大学学長及び副学長選任に関する規程」（提出-規程集47）に基づき候補者を選定しており、選考基準を「人格が高潔で学識及び教育行政に識見を有し、建学の精神に則り、本学の発展に専念できる者」としている。候補者は理事会において十分に検討され、理事長によって任命される学長は、支障なく職務を遂行できるといえる。

併設する松本看護大学とは合同で審議するための規程は有していないが、一部共通の委員会を有しており、それぞれの委員会規程が整備されている。委員会の内容は各教授会で報告、審議がなされ、短大と大学の間で調整が必要な場合は学長同士で話し合いの場を設ける等、円滑な運営が行えるよう日常的に連携を図っている。

教授会は、「松本短期大学学則」（提出-9）（以下「学則」）第57条のもとに設置され、「学則」第58条に定められたとおり、学長が議長となり、「学則」第61条により定められた「松本短期大学 教授会運営規程」（提出-規程集49）（以下、教授会運営規程）により、短期大学の教育活動について重要な事項に関し意見を述べている。教授会の出席者は、松本短期大学教授会運営規程のとおり、学長、専任の教授、准教授、事務長で構成されている。教授会の開催は、毎月1回が原則であるが、必要があると認めた場合には臨時教授会を招集している。学長は、開催通知

で学科や委員会からの資料や議事録によって、教授会で意見を求める事項を出席者に周知している。そして、それらに基づいて学長は、決定を行うための意見を教授会に求めている。また、「学則」第57条第2項及び「教授会運営規程」第2条第2項に基づき拡大教授会を置いている。学長は、松本短期大学拡大教授会を毎月1回定期的に開催している。拡大教授会は全学科の教員及び事務長、学生部長等から組織されており、学科間や部署間、委員会の情報の共有化につなげるとともに、本学の教育研究活動等の向上に向けて、教職員が互いに意見を交わし合う機会となっている。

学長は、「学則」に基づき、入退学等に関し、入学、休学、復学、退学、除籍、再入学について、教授会の意見を聴取した上で決定している。学生の入学は「松本短期大学 入学者選抜規程」（提出-規程集 50）、卒業、各課程の修了に関しては、各学科・専攻課程における卒業要件で定めている。学位の授与は、「松本短期大学 学位規程」（提出-規程集 53）13条及び「学則」42条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めている。

教授会議事録（提出-30, 31, 32）は、「教授会運営規程」に基づき、事務局が作成し保管している。

学習成果及び三つの方針（DP・CP・AP）については、学長のリーダーシップのもと、その内容について確認し認識を共有している。また、学習成果及び三つの方針（DP・CP・AP）については、重層的な点検体制に基づき、学科会のほか、教授会、自己点検・評価委員会、教育課程委員会、評価委員会等で点検を行っている。修正が必要と判断された場合は、学長が教授会で意見を求め、学長が決定した修正案を理事会に提出して承認を得ている。

学長は、教授会の下に「学則」第63条に基づき、各種委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営を行っている。委員会からの報告等は教授会、拡大教授会の議案として扱っている。

このように学長は、本学の円滑な管理運営に配慮しつつ、学務を司り、所属職員を統督し、リーダーシップを発揮している。

学校法人松本学園においては、理事長を中心とする法人組織と、学長を中心とする教学組織が、それぞれのリーダーシップのもと、法人機能と教学機能の調和をめざした運営を行っている。

<テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、本学の教育研究の向上・充実のため、これまで以上に学科長や事務長と意思疎通を図り、審議機関である教授会を通じ、さらにリーダーシップを発揮していくことが求められる。また、入学者の安定的な確保のため、先頭に立って法人と協働し、入試広報活動や入試制度改革の検討を行っていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップの特記事項>

令和2年度より引き続き新型コロナウイルス感染症の影響の中、学長を委員長とした危機管理委員会を中心として、学内行事の実施に係る判断や、学生・教職員の感染判明時、濃厚接触判明時の登校基準等の判断を、国の指針や自治体、保健所等の基準をもとに作成し、学内の感染拡大防止に努めた。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が令和2年2月頃から広がりを見せ始め、学年末の定期試験や卒業式等の遂行に衛生上の観点から細心の注意が求められるようになった。学長は、他の大学・短期大学の学長からも情報を得ながら、他の大学・短期大学では中止された対面形式

の入学式を、小規模校の利点を活かし、衛生面に留意しながら実施することを決定した。この措置によりオリエンテーション、履修登録、教科書販売、健康診断まで済ませることができた。令和3年4月初旬から遠隔授業に移行した後も、課題学習やレポート提出をスマートフォンやパソコン等を用いて学生が行い、授業の継続を図ることができた。

学生及び教職員の地域活動やボランティア活動にもコロナ禍の下では、厳しい制限が課せられた。学内に地域の人を集める公開講座も例年のように行えず、「まつたんかわら版」の配布に代えざるを得なかった。何事もやめてしまうのは簡単である。その中で粘り強く、衛生面に留意しながらさまざまな催しを実現していくことを学長が中心となって働きかけた。令和5年度には4年ぶりに学園祭である「おとぎ祭」を開催し、その中で公開講座も実施され、地域住民との交流を図ることができた。

[テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

26：学校法人松本学園 寄附行為、33：評議員会議事録（令和3（2021）年度）、34：評議員会議事録（令和4（2022）年度）、35：評議員会議事録（令和5（2023）年度）

提出資料-規程集

45：学校法人松本学園 監査規程

備付資料

160：監事監査記録[令和3年度]、161：監事監査記録[令和4年度]、162：監事監査記録[令和5年度]、171：松本短期大学ウェブサイト（情報公開ページ <https://www.matsutan.jp/college/report>）

[区分 基準Ⅳ—C—1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ—C—1の現状>

監事は、「学校法人松本学園 寄附行為」（提出-26）（以下「寄附行為」）第5条に基づき、定数2名で構成され、現員は2名となっている。また、監事は「寄附行為」第7条に基づき理事長によって選任されており、「寄附行為」第14条及び第70条、「学校法人松本学園 監査規程」（提出-規程集45）に基づき監査している。

監事は、監査計画に基づき業務監査、会計監査、教学監査を行っており、業務監査、会計監査は例年10月に中間監査を、翌年度の5月に決算監査を行い、期中と期末それぞれの時点での事業計画の状況、予算の執行状況、決算状況、規程等に基づいた適切な事務処理状況等を監査している。また、会計監査人より専門的監査状況を聴取する等、積極的に連携を図った上で、適切に監査を行っている。理事の業務執行業況等については、理事会・評議員会への出席及び議事録の確認等で確認している。なお、令和6年度の監事2名における理事会及び評議員会への出席率はいずれも100%であった。また、教学監査に関しても力を注ぎ、学長及び学科長との面談のほか、学生との面談も行い、監事が直接、学生の声を聴く貴重な機会を設けるようにしている。これらの内容は中間監査、期末監査終了後に理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

監事は、学校法人の業務又は財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、「監

事監査報告書」(備付-160, 161, 162)を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し、意見を述べている。

[区分 基準Ⅳ—C—2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ—C—2の現状>

評議員会は「学校法人松本学園 寄附行為」(提出-26) (以下「寄附行為」) 第17条に基づき、理事の定数(6~8名)の2倍を超える数の13~17名で構成され、現員は15名となっている(理事の現員は7名)。

また、私立学校法第42条に準拠した「寄附行為」第19条に基づき、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞く体制となっており、理事会の諮問機関として適切な運営が行われている。

令和6年度の評議員会開催状況(提出-35)は下表のとおりである。

■令和6年度 評議員会開催状況

回数	議案等	開催日
第1回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年度 第一次補正予算(案)について 2. 私立学校法改正に伴う寄附行為の変更について 3. 松本短期大学 幼児保育学科 定員減について 4. 松本短期大学 学則変更について 5. 松本短期大学 介護福祉学科について 6. 令和5年度決算(案)・事業報告(案)について 7. 監事からの辞任申し出について 8. 認証評価について(松本短期大学)(報告) 9. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 松本看護大学・松本短期大学 入学試験状況について(報告) 2) 松本短期大学 就職状況について(報告) 3) 松本短大幼稚園 入園児数について(報告) 	令和6年 5月23日
第2回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 松本看護大学及び松本短大幼稚園における現状報告(報告) 2. 中間監査報告(報告) 3. 諸規程の改正について 4. 松本看護大学・松本短期大学 令和7年度入学試験状況について(報告) 5. 松本短期大学 幼児保育学科定員減について 6. 松本短期大学 介護福祉学科定員減について 	令和6年 12月20日

第3回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 松本短期大学 幼児保育学科及び介護福祉学科における現状報告（報告） 2. 令和6年度補正予算（案）について 3. 令和7年度予算（案）及び令和7年度事業計画（案）について 4. 松本短期大学 学則変更について 5. その他 <ol style="list-style-type: none"> 1) 令和7年度 入学試験状況について（報告） 2) 令和6年度 在園児数及び令和7年度 入園児数について（報告） 	令和7年 2月17日
-----	--	---------------

以上のとおり、令和6年度は寄附行為にて定めている内容に加え、短期大学の認証評価について、理事等及び学長、事務担当者より評価制度や評価基準の概要、自己点検・評価報告書についての報告を受け、意見・質問等を受けている。また、入学者数の状況等の報告を受けた際、短期大学の入学者数確保のための取り組み等の意見・要望等が挙げられた。

【区分 基準Ⅳ—C—3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ—C—3の現状>

教育情報は、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、松本短期大学ウェブサイト（備付-171）において公表している。

また、財務情報に関しては、私立学校法第47条及び「寄附行為」第33条、第34条の規程に基づき、法人事務局に備えて置き、教育情報と同じく、ホームページの情報公開ページにおいて公表している。

<テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンスの課題>

現在、監事2名は非常勤であり、常勤の監事を置いていない。監事は、監査計画に沿って適切な業務監査、財務監査、教学監査を実施している。また、毎年、文部科学省が主催する学校法人監事研修会に参加しており、近年の監事機能の強化に対し、適切に対応した監査計画の作成し、実施している。常勤監事が不在である中、適切に監査の充実を図っていくため、法人事務局との連携を密に図っていくことが課題となる。

<テーマ 基準Ⅳ—C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

前回（平成 29 年度）の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した 3 つの行動計画とその実行状況は以下のとおりである。

① 理事長は、監事との連携を図り教学監査を行う。

平成 29 年度監事監査より、理事長は監事との連携のもと、教学部門の監査の充実を図り、監査計画書において調査項目を定めた上、監査を実施している。教学監査の内容は、自己点検・評価報告書及び教授会議事録等の書面調査、理事長及び学長、学科長との面談、教授会、学科会への出席等から、教学面において適切な学校運営を行っているか監査し、理事会において会計監査、業務監査とともに監査結果を報告している。また、令和元年度監査からは学生との面談を実施することにより、教育サービスの提供側だけでなく、享受側の意見を直接聴取することにより、監査体制の強化を図っている。

② 学長は、建学の精神にうたわれている地域貢献の位置づけを明確にし、地域との連携をさらに深めていく。

平成 29 年度に学長より指示を受け、地域との連携強化を図るため、地域交流センターを設置した。また、「学生」「教職員」「学園」「卒業生」の視点から地域・社会貢献について定義し、地域交流センター長である学長のリーダーシップのもと、地域・社会貢献活動が展開されている。筑北村（平成 24 年 3 月）、笹賀地区（平成 28 年 11 月）との連携協定に続き、平成 29 年度以降は、新たに松本市との包括連携（平成 31 年 2 月）、安曇野市との包括連携（令和 6 年 2 月）を締結し、より地域に根差した短期大学となるよう連携を深めている。

③ 理事長及び学長は、組織規程及び人事規程等の見直しを指示し、法令に沿い改正すべき事項、また学校法人運営及び短期大学運営に必要となる規程があれば検討し、理事会の議を経て改正及び制定を行う。

平成 29 年度以降、理事長及び学長の指示のもと、労働基準法や学校教育法等の諸法令の改正や職務の実態等に則して、理事会にて諸規程を改正・制定している。令和 3 年度に松本看護大学が開学したことに伴い、法人及び学校の運営上、人事制度や委員会の運営にて共通すべき点については諸規程の整備や組織の再編を行い、合理的かつ適切な運営体制を整備している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長がリーダーシップを発揮し、短期大学の入学者の安定的確保のため、法人全体として積極的な改革に向けて検討していく。

学長は教育研究等について、これまで以上に学科長・事務長との意思疎通を図り、審議機関である教授会を通じ、さらにリーダーシップを発揮していく必要がある。また、短期大学の入学者の安定的確保のため、積極的な改革に向けて学長が先頭となって法人と協働し、入試広報活動、入試制度改革の検討を行っていく。

中期経営計画や事業計画書の内容を教授会や職員朝礼で再度周知し、理事会で決定された運営方針、意思決定を全教職員が理解していく。

拡大教授会において、教育研究の向上・充実に向けた提案や要望を求めることで、全教職員が

学生の学習成果の獲得に携っていることを再認識し、更なる教学運営体制の充実を目指す。